第2次

大洗町環境基本計画

~ひとと自然が共生し 環境にやさしいまち 大洗~



大洗町は、茨城県の太平洋岸のほぼ中央に位置し、古くから漁業の町として発展してまいりました。また、大洗海岸やサンビーチ、松林は、「日本の渚百選」、「日本の白砂青松100選」、「森林浴の森日本100選」などに選出され、県内屈指の海のレジャースポットとして親しまれています。さらにラムサール条約に登録された涸沼は、松川地区からみた筑波山に沈む夕日が「未来に残したい日



本の自然100選」に選ばれるなど、本町は豊かで美しい自然環境を有しております。

恵まれた自然環境や育まれた歴史・文化を将来の世代へ引き継いでいくことは、今を生きる私たちの重要な責務であります。

近年は、便利で快適な暮らしが求められている一方で、私たちの 日常生活や事業活動から生じる大気汚染、騒音、水質汚濁、さらに は地球規模の環境問題でもある生物多様性の損失、地球温暖化など が深刻化しております。

2015年に国連で「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、 2016年には「パリ協定」が締結されるなど、各国が共通認識の もと環境問題への取組みを強めており、日本においても省エネルギ ーの徹底、再生可能エネルギーの拡大、温室効果ガス排出削減など の取組みを進めています。

本町においても生物多様性の保全、地球温暖化対策、持続可能な 資源利用、環境学習機会の創出など環境施策を総合的かつ計画的に 推進するため「第2次大洗町環境基本計画」を改定いたしました。 計画の推進にあたっては、町民、事業者、来町者、行政の協働によ り取組んでいくことが必要です。今後とも、引き続きご理解とご協 力をお願い申し上げます。

最後に本計画策定にあたり、ご審議いただいた大洗町環境審議会の委員の皆様、アンケート調査にご協力頂きました町民、事業者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

大涨水長 山长 隆亮

目 次

第1章 第2次大洗町環境基本計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景······	2
2 計画の位置づけと役割······	3
3 計画の対象範囲と分野構成	4
4 計画の期間······	4
5 計画の構成······	5
6 計画の推進主体	6
第2章 大洗町の環境 一現状と課題一	7
1 地域概況	8
1.1 位置•地勢•気候	8
1.2 人口・世帯数の推移	9
1.3 土地利用	1C
1.4 産業•観光····································	1C
1.5 交通	13
2 自然環境······	14
2.1 地形•地質	14
2.2 生物多様性	14
2.3 自然とのふれ合い	20
2.4 歴史•文化的環境	21
3 生活環境	24
3.1 生活環境に関する苦情	24
3.2 大気環境	24
3.3 水環境	26
3.4 土壌・地盤環境	28
3.5 化学物質管理	29
3.6 生活空間	31
4 地球環境と循環型社会	33
4.1 気候変動対策	33
4.2 循環型社会	37
4.3 その他の地球環境問題····································	39

5 パートナーシップ	40
5.1 環境教育及び環境学習······	40
5.2 環境保全活動	49
6 環境に関する町民・事業者の意識(アンケート調査結果)	54
6.1 町民の環境意識	54
6.2 子どもたちの環境意識····································	59
6.3 事業者の環境意識····································	63
7 環境の課題······	67
7.1 自然環境······	67
72 生活環境	68
7.3 地球環境と循環型社会	70
7.4 パートナーシップ	71
第3章 計画の目標と施策体系	73
1 本町の望ましい環境将来像	74
2 基本目標	74 74
2 基本目標	74 74
2.1 思えれに自然をすり、人元の魅力を高かしていこう 2.2 快適で安心して暮らせるよう、きれいな空気や水を育み、清潔なまちにしていこう	74 74
2.3 日常生活や事業活動において、地球環境を思いやる行動をしよう	74 75
2.4 大洗の環境を良くするために、みんなで行動し、連携していこう	75 75
	75 76
3 環境施策の体系····································	10
第4章 環境施策と私たちの取組	79
1 恵まれた自然を守り、大洗の魅力を活かしていこう	80
1.1 生物多様性を理解し、生態系を守っていこう	80
1.2 大洗の自然・歴史・文化とふれ合い、守り伝えよう	84
2 快適で安心して暮らせるよう、きれいな空気や水を育み、清潔なまちにしていこう	86
2.1 海風が心地よい大気環境を維持しよう	86
22 きれいな海を守り、泳げる涸沼を目指そう	88
2.3 暮らしの安心・安全を守り続けよう	90
2.4 清潔なまち並みを保っていこう	92
3 日常生活や事業活動において、地球環境を思いやる行動をしよう	94
3.1 緩和と適応の両面から気候変動対策を進めよう	94
3.2 3Rを進め、循環型社会の形成を目指そう	97

4 大洗の環境を良くするために、みんなで行動し、連携していこう	100
4.1 環境を守るため、環境について学んでいこう	100
4.2 みんなで協力し合い、環境保全活動に取り組もう	102
第5章 リーディングプロジェクト	105
1 海の町から発信!美しく豊かな海を育むプロジェクト	106
1.1 現状と課題	106
1.2 プロジェクトの概要	107
1.3 環境指標と数値目標	107
2 みんな一緒に!観光地からごみを減らすプロジェクト	108
2.1 現状と課題	108
2.2 プロジェクトの概要	109
2.3 環境指標と数値目標	109
3 日々前進!気候変動対策プロジェクト	110
3.1 現状と課題	110
3.2 プロジェクトの概要	110
3.3 環境指標と数値目標	111
4 学び教え合う!環境意識を高めるプロジェクト	112
4.1 現状と課題····································	112
4.2 プロジェクトの概要	113
4.3 環境指標と数値目標	113
第6章 計画の推進	115
1 計画の推進体制	116
2 計画の進行管理····································	117
資料編······	119
1 大洗町環境基本条例	120
2 計画策定の経過	126
3 大洗町環境審議会委員名簿	127
4 大洗町環境基本計画策定委員会委員名簿	128
5 用語解説····································	129

文中の※が付いている語句については、P129 より用語の解説があります。



第1章 第2次大洗町環境基本計画の基本的事項

- 1. 計画策定の背景
- 2. 計画の位置づけと役割
- 3. 計画の対象範囲と分野構成
- 4. 計画の期間
- 5. 計画の構成
- 6. 計画の推進主体

1. 計画策定の背景

本町は、太平洋に抱かれ、穏やかな気候・風土の中で、観光と水産業の町として歴史を重ねてきました。磯遊びに最適な「大洗海水浴場」や広いビーチに多くの海水浴客で賑わう「大洗サンビーチ海水浴場」をはじめ、イルカ・アシカオーシャンライブが人気の「アクアワールド茨城県大洗水族館」、荒波が岩礁に打ち付ける様が神々しい「神磯の鳥居」などは、本町が誇る代表的な観光スポットです。また、漁業や水産加工業を支えてきた大洗港(茨城港大洗港区)は、フェリー・旅客船だけでなく、国内外のクルーズ船を誘致する国際港湾として発展してきました。

私たちは、本町の豊かな自然環境が町の発展に大きく寄与している重要な資源であることを認識している一方で、経済活動を支えるためのインフラ整備や多くの観光客を受け入れるための施設運営、さらには私たちの快適で豊かな生活の追求により、大量の廃棄物や河川の水質汚濁などを発生させ、自然環境に負荷をかけてきました。また、ライフスタイルの変化から、<u>里山</u>*の荒廃や子どもたちの日常的な自然体験の減少など、自然との共存から遠ざかった暮らしが、より一層自然環境を悪化させてきた要因とも言えます。

豊かさや便利さへの追求が引き起こす環境問題は、本町に限らず世界規模で急速に進み、特に<u>地球温暖化*が原因とされる猛暑や豪雨などの異常気象は、人々の健康や日常生活だけではなく、生物の生育・生息環境を脅かし、農作物への被害や土砂災害など経済的損害も甚大であり、深刻な状況であることを痛感させられています。</u>

日本が環境問題の解決に向け動き出した公害対策基本法の制定から 50 年余り、環境 関連法の整備により、大気汚染や水質汚濁などの公害問題は改善してきました。しかし昨 今では、地球温暖化や海洋汚染、生物多様性など、国境を超えた複雑な環境問題に直面し ています。私たちは、複雑な環境問題を解決しつつ、この地球上で豊かな暮らしを持続さ せていくための方策を進めていかなくてはならない時代を生きているのです。

2015年(平成27年)9月、国連本部で開催された第70回国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中には、人類の発展と地球の持続の両立を実現するため、2016年(平成28年)から2030年までの間に達成すべき「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:通称S.D.G.s.)」*が提案されています。この目標は、持続可能な開発を目指す上で重要とされる三つの側面、すなわち経済、社会、環境を調和させるものであり、達成に向けては、国だけでなく、地域に密着した自治体の実効性の高い政策の実現が不可欠なのです。

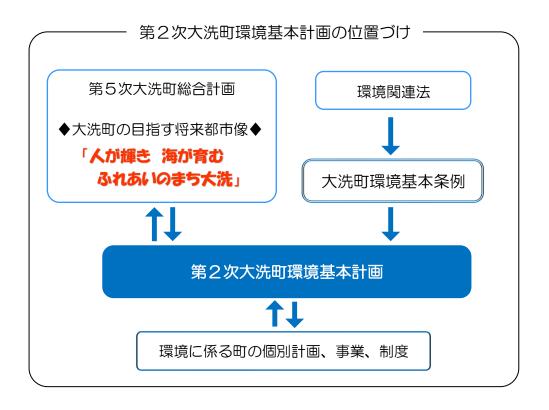
日本では、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を 図るため、2018 年(平成 30 年) 4 月に閣議決定された第5次環境基本計画を推進し ています。この計画には、SDGs の考え方を盛り込んでおり、特定の施策が複数の異なる 課題を統合的に解決するような、相互に関連し合う分野で横断的な重点戦略を設定してい ます。そして計画の推進に当たって重要なことは、これまで以上にパートナーシップ(あらゆる関係者との連携)が必要となってくることです。

本町においても、2009年(平成21年)3月に策定した「大洗町環境基本計画」を改訂し、町の環境だけではなく、地球環境も守ることを意識し、将来の子どもたちが豊かな生活を送りつつ自然の恵みを受け続けられるよう、本町に関わるすべての人が実行するための「第2次大洗町環境基本計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけと役割

「第2次大洗町環境基本計画(以下、「本計画」と言う。)」は、2007年(平成 19年)3月に制定した「大洗町環境基本条例」第 11条(資料編p.122)に位置付けられた計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同条例第 10条に定める「施策の策定等に係る指針」に基づき、同条例第 3条に定める「環境の保全及び創造に関する理念」にのっとり、基本的な計画を定めるものです。

また、本計画は、「第5次大洗町総合計画」に示す町の将来像「人が輝き 海が育む ふれあいのまち大洗」を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられ、町の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。



3. 計画の対象範囲と分野構成

本計画で対象とする環境の範囲は、「大洗町環境基本条例」に係る環境全般を対象とします。分野構成は、対象とする環境の範囲から環境要素を抽出し、下表のとおりとします。

なお、本計画は、2009年(平成21年)3月に策定された「大洗町環境基本計画」の 改訂版ですが、2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災による津波被害や、 東京電力福島第一原子力発電所において発生した原子炉事故由来の放射性物質*による 環境汚染、また、2015年(平成27年)5月に涸沼がラムサール条約*に登録されるな ど、本町を取り巻く環境が大きく変わったこと、さらに、2018年(平成30年)12月 に気候変動適応法が施行され、地球温暖化の影響に備える対策が必要になってくるなど、 国の環境施策が変化していることを踏まえ、新たな対象範囲と分野構成で策定することと しました。

環境分野	環境要素			
自然環境	・生物多様性*(海浜部、河川・湖沼、山林・農地) ・自然の活用(公園、自然とのふれ合い、歴史・文化的環境)			
生活環境	・大気環境(大気、悪臭、騒音・振動)・水環境(河川、海域、湖沼)・土壌環境(土壌、地下水、地盤沈下)・化学物質管理(有害化学物質、放射性物質)・生活空間(環境美化、緑化)			
地球環境と循環型社会	・気候変動対策 ・環境にやさしいエネルギー利用 ・ <u>3R</u> *(廃棄物の発生抑制・減量化、再利用、再資源化) ・廃棄物の適正処理 ・その他の地球環境問題			
パートナーシップ (あらゆる関係者との連携)	環境教育環境学習環境保全活動			

4. 計画の期間

本計画の期間は、2019 年度(平成 31 年度)から 2028 年度までの 10 年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直 しを行います。

5、計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

第1章 大洗町環境基本計画の基本的事項

計画の位置づけやその対象範囲などについて、この計画の基本的な事項を定めました。

第2章 大洗町の環境 -現状と課題-

本町の地域概況と4つの環境分野の現状と課題を整理しました。また、計画に町民 や事業者の意見や視点を反映させるために、町民及び事業者を対象に実施したアンケートの結果を抜粋しました。

第3章 計画の目標と施策体系

本町の望ましい環境将来像と環境分野別の4つの基本目標を定め、環境将来像、基本目標及び環境施策との関係を体系化しました。

第4章 環境施策と私たちの取組

基本目標の達成に向け、課題と施策の方向性を明らかにするとともに、各主体の取組を示しました。

第5章 リーディングプロジェクト

計画を推進していく中で、全体を先導していく施策を、リーディングプロジェクトとして位置づけ、重点的な取組を示しました。また、目標達成状況について数値管理が可能なものについては、環境指標と数値目標を示しました。

第6章 計画の推進

本計画の実効性を確保するために必要な推進体制と、その進行管理の方法を示しました。

6. 計画の推進主体

本計画の推進主体は、町、町民、事業者及び滞在者とします。それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

(1) 町の役割

町は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の 少ない事業の実施に努めるとともに、広域的、地球的規模での取組を必要とするもの については、国及び他の地方公共団体と協力していきます。また、環境に関する情報 の調査・収集・提供や環境の保全に関する意識の啓発を行うとともに、町民・事業者 が行う環境保全活動を支援します。

(2) 町民の役割

町民は、日常生活において、良好な水質の保全、ごみの減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造に自ら努め、町が実施する環境等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うにあたっては、十分環境に配慮するとともに、その 事業活動に係る製品等の使用及び廃棄に伴う環境負荷を低減するため、必要な措置を 講ずることに努めます。また、環境の保全等に自ら努め、町が実施する環境の保全等 に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(4) 滞在者の役割

滞在者(通勤、通学及び観光等)は、町民の役割に準じて環境の保全・創造に努めます。



第2章 大洗町の環境 -現状と課題-

- 1. 地域概况
- 2. 自然環境
- 3. 生活環境
- 4. 地球環境と循環型社会
- 5. パートナーシップ
- 6. 環境に関する町民・事業者の意識 (アンケート調査結果)
- 7. 環境の課題

1. 地域概況

1.1 位置•地勢•気候

大洗町は、北緯 36°18′東経 140°34′に位置し、東西 2.5km、南北 9.0km で 細長い形をしています。面積は 23.74km²で、東京から約 100km の距離、茨城県の 太平洋沿岸のほぼ中央に位置しています。東は太平洋に面し、北は那珂川を境にひたちなか市と、北西は涸沼川を境に県庁所在地である水戸市と、南西は涸沼をはさみ茨城町と、南は鉾田市と接しています。

海岸線は緩い湾形となっており、古くからの漁港があり、漁港を中心として低地部から丘陵地にかけて市街地が形成されています。市街地の低地をはさむように南北に洪積台地が形成されています。涸沼川沿いは昭和初期までは涸沼の一部となる入り江が広がっていましたが、大規模な干拓事業(神山干拓)によって現在は水田耕作地帯が広がっています。涸沼川と太平洋に挟まれた丘陵地は関東ローム層の洪積台地である鹿島台地の北端部に位置しています。

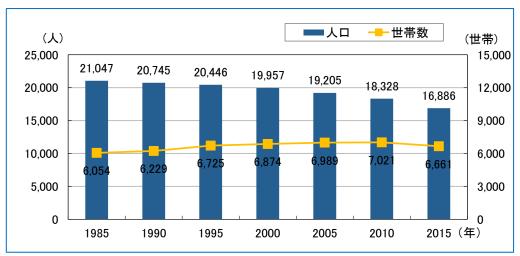
気候は太平洋岸式気候に区分され、夏は梅雨や台風による降雨と盛夏の晴天がみられ、 冬は降雪が少なく、乾燥と晴天が多いことが特徴です。



1.2 人口・世帯数の推移

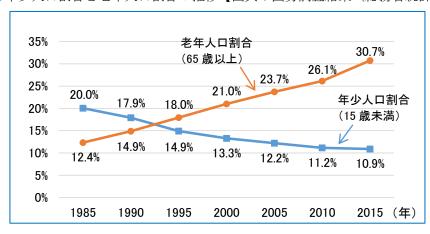
本町の人口は、2015年(平成27年)10月1日現在、16,886人で、世帯数は6,661世帯、1世帯当たり約2.54人です。1985年以降の国勢調査結果では、人口は減少傾向に、世帯数はやや増加傾向にあり、核家族化が進んでいる状況です。

●人口と世帯数の推移【出典:国勢調査結果(総務省統計局)】



また、1985年(昭和60年)には町民のほぼ5人に1人は年少人口(15歳以下)で老年人口(65歳以上)の約1.6倍でしたが、10年後の1995年(平成7年)には逆転し、その20年後の2015年(平成27年)では町民の10人に1人が年少人口となり、老年人口の1/3に減少し、少子高齢化が顕著にみられます。

●年少人口割合と老年人口割合の推移【出典:国勢調査結果(総務省統計局)】



1.3 土地利用

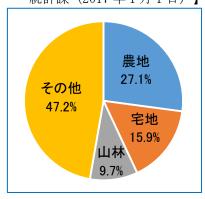
本町の面積は 23.74km² であり、そのうち農地が 27.1%、山林が 9.7%を占めています。

大洗港の背後地周辺は、港湾と一体となった商業地となっており、年間を通して観光客で賑わっています。台地の北側半分は大洗港周辺の低地から続く市街地で商店や宅地が密集していますが、古墳群や大洗磯前神社周辺などは緑豊かな空間が整備されています。涸沼川右岸の低地部は水田が、台地部の南側半分は畑地と山林が広がっており、海岸部とは異なりのどかな農村地帯となっています。

また、大洗ゴルフ場、大洗海岸、大洗サンビーチ南端から鉾田市に至る海浜樹林、涸沼・涸沼川の水系緑地などの自然緑地が数多く保全されています。

●土地利用の割合

【出典:茨城県政策企画部 統計課(2017年1月1日)】





県道を跨いで建つ大洗磯前神社「一の鳥居」

1.4 産業・観光

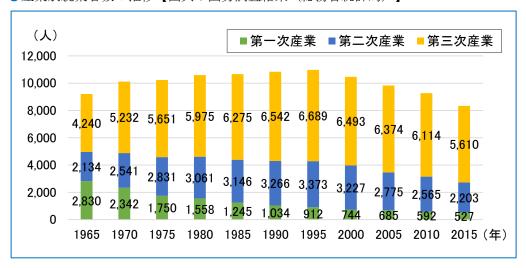
(1) 産業

本町の就業人口の総数は、2015年(平成27年)現在8,340人、総人口の49.4%です。就業人口の割合は、農林水産業など第1次産業が6.3%、製造業や建設業など第2次産業は26.4%、飲食業やサービス業など第3次産業は67.3%です。

1965年(昭和40年)以降、第1次産業就業者数の減少が顕著で、代わって第3次産業就業者数が増加傾向にあります。

本町の主な産業は、水産業、農業及び観光業です。いずれも東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所における事故により直接的な被害や風評被害の影響を受けましたが、国の復興事業や補助金による整備・復旧、特産品のブランド化、漁業体験・農業体験などによる都市部との交流、趣向を凝らしたイベントなどを展開し、低迷した地域経済の回復に努めています。

●産業別就業者数の推移【出典:国勢調査結果(総務省統計局)】



(2) 観光

水と緑に恵まれた豊かな自然環境の本町は、年間を通し多くの観光客が訪れています。

観光客数の推移は、2011年(平成23年)の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所における事故による影響で、一時的に減少しましたが、その後徐々に回復傾向にあります。しかしながら、海水浴客が占める割合は減少傾向にあり、その要因としては余暇活動の多様化による海水浴離れや台風などの天候不良にあると考えられます。



大洗海水浴場

■観光客数の推移【出典:観光客動態調査結果(茨城県営業戦略部観光物産課)】



町では、大洗サンビーチにおけるユニバーサルデザインの導入など既存の観光資源の整備や、涸沼に沈む夕日など新たな観光資源の活用、漁業体験などの体験型観光の促進により、通年型・滞在型の観光地づくりを推進しています。

また、茨城県を代表する観光 地である本町を訪れる人に、お



水陸両用車椅子の導入 (大洗サンビーチ)

もてなしの心をもって町の様々な魅力を伝え、その魅力にふれていただくために、私たち自らが地域の資源を認識し、かつ、それを活かしながら後世に伝承していくため、2018年(平成30年)6月に、「大洗町おもてなし条例」を制定しました。

同条例の目的である、「何度も訪れたいまち大洗、住み続けたいまち大洗」の実現の ためには、自然、歴史、文化など環境保全を進める行動が不可欠です。



大洗磯前神社「神磯の鳥居」



アクアワールド茨城県大洗水族館



大洗マリンタワー



大洗キャンプ場

1.5 交通

公共交通機関は鉄道とバスで、鉄道は水戸駅を起点とし、鹿島神宮駅に至る鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が通り、町内には大洗駅があります。バスは、水戸駅発着の茨城交通の一般路線バスのほか、観光客や町民に親しまれる足として大洗町循環バス「海遊号」、じんぐりバス「なっちゃん号」があります。

本町を通る国道は水戸市と千葉市を結ぶ国道 51 号の一路線で、大貫町と成田町の台地



大洗駅

部では、太平洋を一望できます。県道は中心市街地を周回するように走る路線のほか、 近隣市町に通じる県道が数路線あります。2016年(平成28年)には既存市街地と港 湾地区を結ぶ駅前海岸線(きらめき通り)の整備が完了し、駅と沿岸部の観光集客施設 が結ばれ、中心市街地や大洗町の観光業に大きく寄与することが期待されています。ま た、これにより津波発生時など災害時の避難道路として沿岸住民や観光客が、高台にあ る大洗駅まで、安全かつ速やかに避難する事ができるようになりました。

なお、主要な県道及び町道については、町内外からの公募により愛称が付けられ、今 後の活用が期待できます。

大洗港にはフェリーターミナルがあり、商船三井フェリー株式会社の北海道航路(大 洗~苫小牧)のフェリーがあります。

●大洗町内の県道及び町道9路線の愛称【出典:大洗町】



2. 自然環境

2.1 地形•地質

本町の海岸線に面した部分は砂浜及び岩礁となっており、海浜部には大洗層といわれる、数千万年前のレキや砂が溜った海底斜面の堆積物がみられます。大洗海水浴場には、 大洗層由来のレキ浜がみられます。

この大洗層に代表される特異な地質を含む大洗海岸一帯 (大洗海岸ジオサイト*) は、 茨城県北ジオパーク*構想により、ガイド付きツアーやイベント等が開催され、地質・自 然・文化資源の素晴らしさを発信する場として活用されています。





海浜部に露出している大洗層

砂とレキが混在する浜辺

また、本町の西側は涸沼川が流れ、大洗港から北西方向の涸沼川までの低地を中心に 市街地となっており、北部及び南部は丘陵となって関東ローム層からなる洪積台地が広 がっています。この洪積台地は鹿島台地の北端部に位置しています。

2.2 生物多様性

地球上には、動植物や微生物など3,000万種を超えるといわれる多種多様な生物が、 海洋や湖沼、森林など様々な環境で生息しています。生物多様性とは、それぞれの地域 の歴史の中で育まれ、進化してきた多種多様な生きものたちが、お互いに関わり合いな がら暮らしている状態を表す言葉です。

生物多様性*には、「生態系*の多様性、種の多様性、種内の多様性(遺伝子の多様性)」の3つのレベルがあり、私たちの暮らしは、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み(生態系サービス)によって支えられています。

生物多様性は、<u>持続可能な社会</u>*づくりに不可欠であり、現在の生物多様性の恵み(生態系サービス)を劣化させず、遺伝資源をはじめとする将来的な利用価値を失わないために、その保全と利用について、適切な対応を行う必要があります。

本町には、さまざまな生きものが生息しており、豊かな生態系を構築していますが、 外来種*の増加、生物の生息地の開発、気候変動等による生態系への影響が懸念されます。

生物多様性の3つのレベル

生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干潟などいろいろなタイプの自然があること 種の多様性

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいること 種内の多様性(遺伝子の多様性)

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個 性があること

生物多様性の恵み(生態系サービス)

生きものが生み出す大気と水(基盤サービス)

- ・酸素の供給
- ・ 水や栄養塩の循環
- ・ 気温、湿度の調節
- ・豊かな土壌

暮らしの基礎(供給サービス)

- 食べ物
- 医薬品
- バイオミミクリー(生物模倣)

- 木材
- 品種改良

文化の多様性を支える(文化的サービス)

- ・地域性豊かな文化・自然と共生してきた知恵と伝統
- 自然に守られる私たちの暮らし(調整サービス)
- ・マングローブやサンゴ礁による津波の軽減
- ・山地災害、土壌流出の軽減



大洗漁港



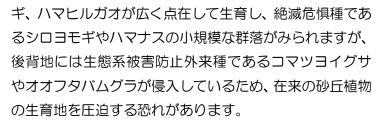
シジミ漁 (涸沼)

(1) 海浜部

大洗の海岸線は、那珂川から利根川 に至る長大な砂浜海岸の一部となって います。砂浜にはハマグリやアサリな どが生息しており、重要な水産資源と なっています。

「大洗と磯浜海水浴場」と「大貫海岸」は茨城百景に、「大洗サンビーチ」は海水浴場百選に選定されています。

砂浜にはケカモノハシ、コウボウム



海岸線の砂浜後背地は松林や海浜性の植物群落がみられ、その美しさから「大洗海岸」は、日本の渚百選、日本の白砂青松百選に選定されています。大洗磯前神社付近や 夏海バイパス沿いの松林には、絶滅危惧種のマツムシが生息し、林床にはスカシユリや絶滅危惧種であるカワラナデシコの生育地がみられます。





海浜部の松林



ハマナス (茨城県絶滅危惧Ⅱ類)



マツムシ (茨城県準絶滅危惧種)

←松林の林床に群生するスカシユリ

町では、海岸の砂防林であり、町木でもある松を松くい 虫被害から守るため、枯死木の伐採搬出と、地上からの薬 剤散布、空中散布及び樹幹注入を行い、被害の拡大防止を 図っています。

大洗磯前神社の社寺林は、スダジイ、タブノキ、シラカシなどからなる暖帯性常緑樹林となっており、環境省によって特定植物群落に選定されています。



松くい虫により枯れたマツ



岩礁地帯

大洗海岸には、県下最大規模の岩礁 地帯が広がり、カニ、ヒトデ、ウミウシ など多くの海洋生物が生息しています。 特に海藻類は茨城県沿岸地帯から記録 がある 134 種のうち 102 種が確認さ れており、海の豊かさを表しています (出典:茨城の生物平成 4 年版【茨城 県高等学校教育研究会生物部】)。

鳥類は、イカルチドリ、ムナグロなどのチドリの仲間、 キアシシギなどシギの仲間、ユリカモメ、セグロカモメな ど町の鳥にも指定されているカモメの仲間が飛来してい ます。絶滅危惧種であるコアジサシは、海岸線に営巣が確 認されています。また、ウミガメの上陸や産卵が確認され ています。



コアジサシ (環境省絶滅危惧Ⅱ類) (茨城県絶滅危惧Ⅱ類)

大洗海岸は、1980年代(昭和55年)頃から、土砂供給の減少や大規模構造物の影響等により、徐々に砂浜が侵食されました。また、保安林の消失も危ぶまれ整備した護岸が倒壊するなど、度重なる被害を受けました。現在、ヘッドランドの整備と養浜による海岸事業、砂丘造成と防風工による治山事業との連携により、かつての白砂青松の創出を目指しています。

(2) 河川 • 湖沼

本町には、笠間市に水源を持つ涸沼川上流が湛えた涸沼の東部とそこから出る涸沼川下流部、そして涸沼川が合流後、間もなく太平洋へと注ぐ那珂川があります。

涸沼は海水が入り込む汽水湖で、シジミ漁などの漁業や、ハゼ釣りなどレクリエーションの場として利用されています。涸沼川は海洋性、汽水性の魚類が豊富で、クロダイ、



涸沼

スズキ等の釣り場として賑わっていますが、近年、特定外来生物であるオオク チバス、ブルーギルなどが確認されており、生態系への影響が懸念されています。



クロダイ



アイアシ (茨城県絶滅危惧 I B 類)

植物ではオオクグやアイアシなど、昆虫類ではヒヌマイトトンボやオオルリハムシなど、湿地帯特有の多くの種の生息地となっています。

ヒヌマイトトンボは、1971年(昭和46年)7月7日に、小菅次男・廣瀬誠両氏によって涸沼沿岸の大洗町旧陣屋付近を含む2ヵ所で初めて採集され、1972年に涸沼の地名にちなんで命名されました。当時は涸沼沿岸にヒヌマイトトンボの生息地がいくつもありましたが、その後環境が変化したことにより、現在は神山町のヨシ原を含むわずか3ヶ

所に減少してしまいました。



ヒヌマイトトンボ→ (環境省絶滅危惧 I B 類) (茨城県絶滅危惧 I A 類)



発見当時の小菅次男氏(左)・廣瀬誠氏(右)

また、涸沼は多くの水鳥の生息地でもあり、2015年(平成27年)には、水鳥が多く利用する湿地を保護するための国際条約であるラムサール条約*湿地に登録され、ラムサール条約の3つの柱である、「保全と再生、賢明な利用(ワイズユース)、交流・学習」を進めています。涸沼は、国により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されているため、狩猟や工作物の新築等について規制があります。

涸沼川左岸の神山町にある広大な砂並のヨシ原は、野鳥の重要な生息地となっており、 チュウヒ、オオタカ、ミサゴ、チョウゲンボウなどの猛禽類、オオヨシキリ、セッカな どヨシ原で営巣する種など 30 種以上の記録があります(出典: 平成 26~27 年度市 内自然環境調査 調査報告書 平成28年3月水戸市環境課)。



チュウヒ (環境省絶滅危惧 I B 類) (茨城県絶滅危惧 I B 類)



砂並のヨシ原(神山町)

(3) 山林・農地



水田 (神山町)

大貫池とその南側の湿地帯、金竜泉には、 絶滅危惧種のネアカヨシヤンマ、マダラヤン マ、トラフトンボをはじめ、県内で生息地が 減りつつあるカトリヤンマ、チョウトンボな どのトンボ類やトウキョウダルマガエルなど が、また、荒地には絶滅危惧植物のタコノア シが生育し、自然豊かな地域となっています。 さらに、山林上空ではオオタカなど猛禽類が 飛ぶ姿を見ることができます。台地上の山林 には、絶滅危惧種のミズユキノシタ(茨城県 絶滅危惧 II類)が生育しています。

山林、畑地は主として大洗町南部の洪積 台地に広がっており、畑地ではサツマイ モなどが栽培されています。水田耕作は 主に涸沼川右岸の平地で行われています。 水田と台地に挟まれたところにある農 業用ため池の大貫池、金竜泉、その二つの 池に挟まれた部分の休耕田跡の湿地は貴 重な水生生物の生息・生育地となってお り、大貫池には絶滅危惧種のイヌタヌキ

モが生育しています。



農業用ため池 大貫池



イヌタヌキモ (環境省準絶滅危惧) (茨城県絶滅危惧 I B 類)



ネアカヨシヤンマ (環境省準絶滅危惧) (茨城県絶滅危惧Ⅱ類)



トウキョウダルマガエル (環境省準絶滅危惧) (茨城県版 RDB**情報不足①注目種)

水田は、農業生産のほか、多雨時の貯水や地下水の供給、水質浄化、野鳥の餌場など 多面的機能を、農業用ため池は、灌漑用水としての機能のほか、水鳥の餌場や休息地、 トンボなど水生昆虫の生息場所となっています。また、畑地は降雨時の雨水を浸透させ、 流出量の抑制を助ける働きを持っています。

大洗町農業委員会では、耕作放棄地の発生抑制などにより農地の保全に努めています。 また、コシヒカリのブランド米「日の出米」は減農薬・減化学肥料の環境保全型農業** で栽培されています。町では環境にやさしい農業に取り組むエコファーマー認定を推進しており、現在 18 名 (2018 年(平成 30 年)3 月末現在)の方がエコファーマー認証を取得しています。

2.3 自然とのふれ合い

大洗磯前神社やそこから北部にかけての松林の丘陵地、海岸線の岩礁地帯、涸沼や涸沼川沿岸地域が大洗県立自然公園**として指定されています。

県立自然公園とは、自然公園法に基づき指定された区域で、優れた自然の風景地を保護し、その利用や推進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とされている地域です。

本町には、大洗県立自然公園を含む多様な自然環境とのふれあいの場が多くあり、海水浴やマリンスポーツ、自然の中のキャンプ、大洗サンビーチで行われるイベント、小舟で釣りを楽しめる涸沼などは、町民だけではなく、多くの観光客を楽しませ、和ませてくれます。

これらの場所を生態系に配慮しながら整備し、より良い自然とのふれあいの場としていくよう努めていくことが必要です。



釣りを楽しむ人々 (涸沼川大貫橋上流)



←地引網体験の様子 (大洗サンビーチ)

一般社団法人大洗観光協会 では、自然からの恵みを体感 してもらうため、観光客向け に地引網体験を実施している。

2.4 歴史•文化的環境

町内には、地域の歴史や文化を知る上で重要な文化財が多くあります。そのうち、特に重要なものについては大洗町指定・茨城県指定を行い、世に残すように努めています。

-	·登録文化財	/7th.\H- d.L.	—— π-J	H 10/4 A 7	\	▼ rtr- H	: 大洗町生涯学習課】
				公既 (/) A)		

指定区分	種別	名 称	所有者•管理者
県指定	建造物	大洗磯前神社拝殿•本殿	大洗磯前神社
11	史跡	日下ヶ塚	大洗町
11	11	車塚	大洗町
11	天然記念物※	お葉付イチョウ	西光院
町指定	建造物	願入寺山門	願入寺
11	11	随神門	大洗磯前神社
11	名勝	大洗	茨城県
11	天然記念物	三尺藤	個人
国登録 建造物 // //		武石家住宅主屋	個人
		幕末と明治の博物館別館	大洗町
11 11		大貫家住宅主屋	個人
11 11		旧おかめ旅館本館	個人

(1) 自然の中の文化財

① 大洗磯前神社

スダジイ、タブノキなど暖帯性常緑樹林や松林に囲まれ、はるか太平洋を望む大洗磯 前神社は、家内安全、海上安全の守り神として古くから信仰を集めています。

856年(斉衡3年)に創建され、16世紀の兵乱で一時消失していましたが、1690年(元禄3年)に水戸2代藩主徳川光圀により造営の起工がなされ、次いで3代藩主綱篠により本殿・拝殿を完成させました。



大洗磯前神社「拝殿」

② 磯浜古墳群

磯浜町にある磯浜古墳群は、文 化的価値のみならず、多様な樹木 の生育地として貴重な場所となっています。

車塚古墳には、元々生育する、 スダジイの木を中心とする照葉 樹の森が茂っており、古墳と一体 化した鎮守の森として今後も守っていく必要があります。

古墳群には、戦後になって侵入 したモウソウチクの繁殖力が強 く、古墳全体を覆ってしまうため、 刈払いにより除去しています。



磯浜古墳群

- ●日下ヶ塚古墳
- ●姫塚古墳
- くるまづかこふん
 車塚古墳
- ぼちゃのやまこふん 坊主山古墳

③ 磯浜海防陣屋跡

海防とは、異国の船が沿岸に接近したり、異人が上陸したりするのを防ごうとする考え方のことで、海防陣屋とは、江戸時代天保年間に造られた海防目的の施設です。近接する日下ヶ塚古墳の墳丘を含めて海防陣屋として利用していたものと考えられます。

町では、海防陣屋の重要性を認識 し、2002年の発見以来、シノタケの 除草など草木の整備を行い、当時の眺 望を回復しました。



海防陣屋からの眺め

④ 水戸八景「巖船の夕照」



徳川斉昭(烈公)自筆の 「巖船の夕照」の石碑と案内板

願入寺の背後にある林の中を散策していくと、水戸藩主徳川斉昭(烈公)が水戸八景の一つとして選定した「巖船の夕照」の石碑が建てられた景勝地があります。眼下には那珂川と涸沼川の合流点を見ることができ、天気が良ければはるかに筑波山を望むことができます。

⑤ 山村暮鳥の碑

大洗海岸の松林の中に、明治から大正時代にかけて活躍した詩人で童謡童話作家である山村暮鳥の詩碑があります。群馬県に生まれた暮鳥は海にあこがれ、大洗をこのうえなく愛し、多くの作品を世に送り出しました。

本町には、この他に暮鳥の晩年の居宅跡(明神町)にも詩碑が建立されています。



山村暮鳥の碑

(2) 伝統文化

① 日本三大民謡「磯節」



磯節踊り子の像(大洗港区第4埠頭)

日本三大民謡の一つである「磯節」発祥の地と言われています。磯節は江戸時代末期には、既に大洗地域の漁師たちの間で舟歌として親しまれ、明治時代に民衆にも広まったとされています。「磯節」は、2018年(平成30年)7月に、大洗町教育委員会において、その歴史的価値や地域の唄である側面を評価し、今後の保存・継承を念頭に置いた大洗遺産第1号として認定されました。

② 大洗八朔祭

大洗磯前神社の八朔祭は、鹿島神と、香取神が、大洗磯前神社に祀られている「大己 貴命(おおむなちのみこと)」に国譲りを迫り、北上した古代神話にまつわる神事で、



大洗八朔祭

3、生活環境

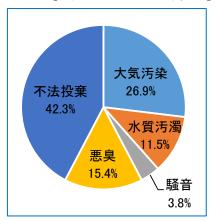
3.1 生活環境に関する苦情

私たちが快適で健康的な生活環境を維持するためには、大気汚染や水質汚濁、不法投棄といった公害問題の改善が必要です。また、これらは動植物の生育環境を保全する上でも重要です。

町に寄せられた生活環境に関する苦情で多いものは、原因者不明の不法投棄や<u>野焼き**</u>を原因とする大気汚染です。町では、迅速な苦情処理を行うとともに、公害防止のための啓発に努めています。

●町に寄せられた公害苦情の割合 (2015 年度~2017 年度)

【出典:大洗町生活環境課】



3.2 大気環境

(1) 大気汚染

大気汚染物質には、<u>硫黄酸化物*、窒素酸化物*、浮遊粒子状物質*</u>などがあり、これらの主な発生源は、工場・事業場及び自動車等からの排出ガスによるものです。

町内の大気汚染の状況は、県が近隣市町で測定している一般環境大気常時監視測定結果で把握していますが、環境基準*に適合していない物質は光化学オキシダント*で、県内全域、さらには全国的にも同様の傾向で、環境基準の達成が低い状況です。光化学オキシダントが環境基準を超過すると発生しやすくなる光化学スモッグ*は、人の目やのどを刺激するおそれがあります。また、近年 PM2.5*(微小粒子状物質)が国内各所で高濃度に観測されるようになり、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されることから、日々の気象情報とともにテレビやラジオでも情報提供や注意喚起がなされています。

日本では、光化学オキシダントや PM2.5 の発生原因物質は、大気汚染防止法等の規制により年々減少していますが、経済成長が著しいアジア地域から原因物質が流れ込んでいる可能性が高いと考えられています。

その他、身近な大気汚染の原因として、野焼きがあります。野焼きは、廃棄物処理法により、廃棄物処理を目的としない風俗慣習上又は宗教上の行事として行うものや農林業等を営む上でやむを得ない焼却、たき火などの軽微なものなどを除き禁止されています。

(2) 悪臭

悪臭の主な発生源は、工場・事業場のほか、水質汚濁がみられる水路などです。

悪臭防止法では、工場・事業場を発生源とする悪臭については規制されており、本町の市街化区域は、悪臭防止法に基づく規制地域(A区域)に指定され、敷地境界線、煙突等の気体排出口及び排出水中の特定悪臭物質について規制基準が設定されているため、規制地域内の事業者は規制基準の遵守が必要です。

なお、事業活動が原因ではない<u>浄化槽</u>*や堆肥などを発生源とする悪臭については規制がないため、悪臭の発生防止に努める必要があります。

(3) 騒音•振動

騒音・振動の主な発生源は、工場や事業場、幹線道路、航空機の他、日常生活に伴う ものがあります。

工場や事業場の騒音・振動については、関係法令等に基づき規制しています。

幹線道路における自動車騒音は、住居等が存在する区域において県が路線及び調査地点を変えて常時監視を実施しています。町内では 2013 年度(平成 25 年度)及び2014年度(平成 26 年度)に実施しており、大貫町の県道長岡大洗線では環境基準値以下でしたが、大貫町の一般国道 51号、磯浜町の県道水戸鉾田佐原線及び町道 8-1339号線(旧県道那珂湊大洗線)では環境基準値を超えていました(ただし、対象路線等で環境基準値は異なります)。

また、航空機騒音については、百里飛行場(航空自衛隊百里基地)等からの影響を受けているため、県が神山集落センターで測定していますが、環境基準を下回っている状況です(大洗町は航空機騒音による類型指定がされていないため、環境基準との比較は参考値としています)。

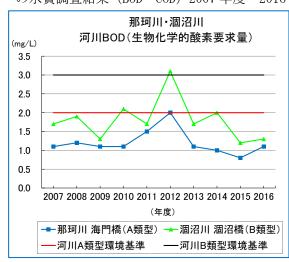
3.3 水環境

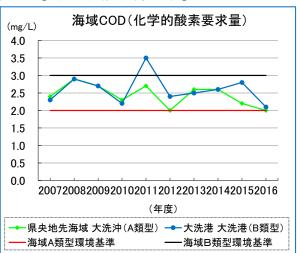
(1) 水質汚濁

河川や沿岸海域、湖沼など公共用水域の水質汚濁の主な原因は、生活雑排水、工場・ 事業場排水などに含まれる有機物や化学物質によるものです。また、沿岸部にみられる 漂流ごみもその原因の一つです。

町内及び沿岸海域で環境基準が設定されている公共用水域は、那珂川(海門橋)、涸沼川(涸沼橋)、涸沼、大洗港及び大洗沖であり、県が実施している水質測定により水質汚濁の状況を把握しています。過去 10 年間の測定結果では、那珂川及び涸沼川は、河川の水の汚れの指標である BOD(生物化学的酸素要求量)*がおおむね環境基準を達成していましたが、大洗港及び大洗沖は、海域の水の汚れの指標である COD(化学的酸素要求量)*が環境基準を達成できていない年もありました。

●町内の公共用水域(那珂川、涸沼川、大洗港、大洗沖) の水質調査結果(BOD・COD)2007年度~2016年度 【出典:茨城県環境白書】







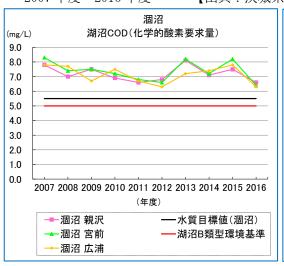
涸沼は、湖沼の水の汚れの指標である COD や富栄養化の指標である全窒素及び全りんは環境基準を達成できていません。涸沼は、昔から漁業生産に必要な窒素・りんなど

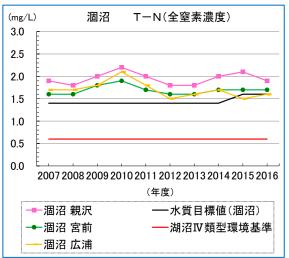
の栄養塩が豊富で、そこへ窒素・りん濃度が高い生活排水、畜産排水、農地・市街地からの排水が流入することで富栄養化が進み、水質が悪化してきたと考えられます。こうした状況から、「涸沼水質保全計画(茨城県)」により、流域対策と湖内対策の両面から水質浄化対策が図られています。なお、同計画により、涸沼には水質目標値が設定されており、段階的に水質の改善を図り、環境基準の達成を目指しています。



涸沼川 (涸沼川橋付近)

●町内の公共用水域(涸沼)の水質調査結果(COD・T-N) 2007 年度~2016 年度 【出典:茨城県環境白書】





※涸沼は、調査を実施している3地点すべての結果を掲載しています。

その他、環境基準は設定されていませんが、磯浜漁港や大洗漁港で、事業所からの排水が原因とされる有機性の水質汚濁が問題となっており、悪臭の発生の他、漁船の汚損の被害が出ています。「水質汚濁法」に基づく排水基準が適用されない事業所からの排出水については、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づき県が改善指導をしています。



磯浜漁港に設置されたオイルフェンス

(2) 上水

本町の水道普及率は2018年(平成30年)3月末現在96.9%です。

町内に供給している水道水は、地下水及び茨城県から供給を受けている水道用水を使用しています。

(3) 下水(生活排水処理)

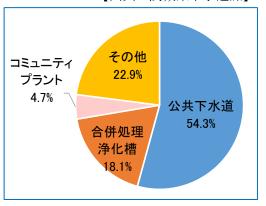
家庭や事業所から出る排水は、し尿と生活雑排水(台所や洗濯・風呂などの排水)に 分けられます。公共下水道やコミュニティプラント*に接続している場合、合併<u>浄化槽</u>*を設置している場合は、し尿と生活雑排水の両方を処理し、公共用水域に放流しています。

本町の生活排水処理普及率は、2018年(平成30年)3月末現在77.0%で、県平均84.0%と比較するとやや低い状況です。単独処理浄化槽のみの設置では、生活雑排水は処理されないまま公共用水域に放流されるため、水質汚濁や悪臭の原因となります。

町では、町民の衛生的で快適な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道整備区域内における接続加入を推進しています。また、公共下水道の供用開始から一定期間内に接続工事を完了した場合について補助を行っています。

一方、整備区域外においては、個人が設置する合併処理浄化槽に対して補助を行うとともに、設置後の適切な維持管理や法定検査の受検を指導しています。

●生活排水処理普及率(2018年3月末) 【出典:茨城県下水道課】



3.4 土壌・地盤環境

(1) 土壌汚染

人の活動に起因する土壌汚染の主な原因は、工場や事業場から漏えいした有害物質、 農薬や化学肥料の使用、不法投棄物から漏えいした有害物質などが地下に浸透すること などによります。土壌汚染は、地下水汚染も引き起こす可能性があるため、地下水汚染 と併せて考える必要があります。土壌汚染については、県や町による定期的な測定や監 視はありませんが、地下水については、県が毎年調査地区を選定し、地下水の水質汚濁 に係る環境基準に関して測定し、環境基準を超えた物質については、継続的に汚染状況 を監視しています。

町内では、ひ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について継続調査している地区があります。なお、地下水が環境基準を超えた場合は、飲用には使用しないよう指導していま

す。また、一定規模以上の土砂の移動による土壌汚染を未然に防ぐため、「大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき指導しています。

(2) 地盤沈下

地盤沈下には、地震などの地殻変動による自然的要因や、地下水の過剰なくみ上げなどによる人為的要因があります。

自然的要因による地盤沈下は、東日本大震災では、大洗港区において岸壁の裏込め地盤(人工地盤)の沈下が確認されましたが、地盤沈下による家屋等への被害報告はありませんでした。

県では、人為的要因による地盤沈下を防止するため、「茨城県生活環境の保全に関する条例」において、地下水の揚水量について規制しています。

3.5 化学物質管理

(1) 有害化学物質

化学物質の中には、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのあるものもあり、ごみ焼却の過程で生成されるダイオキシン類*による人への健康影響や環境ホルモン*(内分泌かく乱化学物質)の影響によるものとされる野生生物の生殖異常が報告され、社会問題となっています。

ダイオキシン類対策特別措置法では、大気排出基準が適用される廃棄物焼却炉等の設置者に対し、測定・報告を義務付けており、成田町にある大洗・鉾田・水戸環境組合クリーンセンターもそれに該当します。ここでは町内から集められた一般廃棄物を焼却処理していますが、排出ガス中のダイオキシン類濃度は、大気排出基準に適合している状況です。また、県では大気や土壌など環境中のダイオキシン類濃度、河川水の化学物質(環境ホルモンなど)濃度について測定・監視しています。

有害化学物質による環境汚染を未然に防止するために、事業活動については関係法令等により規制していますが、家庭については、農薬の取り扱いや野焼きなどから、意図せずに環境汚染を引き起こしてしまう可能性があるため、有害化学物質に対する理解が必要です。

その他、主に建築材料として使用されているアスベスト(石綿)*については、アスベスト繊維を一定期間吸い続けた場合健康被害が生じることが分かっており、現在は製造や使用等が原則禁止されています。また、建築物の解体の際など飛散防止について、大気汚染防止法をはじめとした関係法令により規制されています。

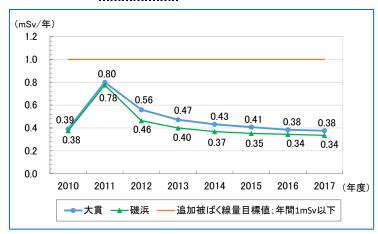
(2) 放射性物質

放射性物質*とは、放射能*を持つ物質の総称で、原子力発電では、原子炉の中の核分裂によって生成されます。原子力発電は、日本において電気を安定的に供給するための重要な電源として位置付けられ、省資源の日本にとって必要なエネルギー供給源であるとともに、地球温暖化対策として重要な CO₂ 排出量削減にも寄与しています。しかし、事故が起きた場合の危険性が高く、放射性物質の放出は、大気や土壌、海洋など環境汚染を引き起こし、人間を含む生物が放射線に被ばくするという問題も抱えています。

本町には原子力発電所はありませんが、1967 年(昭和 42 年)から原子力開発の関連主要施設が稼動しているため、安全を第一に、相互理解と協力関係を維持強化しながら長年共存してきました。県では、原子力関連施設から排出される放射性物質の影響を監視する目的で、テレメータシステムを用いた常時監視を実施しており、大貫測定局では1976年(昭和51年)から、磯浜測定局では2001年(平成13年)から空間線量率を監視してきました。また、町では公園や学校の放射性物質の測定を行っています。

このような中、2011年(平成23年)3月11日発生の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所において原子炉が損傷・放射能漏れが発生し、放射性物質*が環境中へ放出され、日本の原子力史上最大規模の原子炉事故が起こりました。この事故により、町内の空間線量*率が上昇しましたが、徐々に低下し、7年が経過した現在は、事故前の状態に近づきつつあります。なお、この事故を踏まえ、関連法案及び計画等が改正されたことを受け、本町においても「大洗町地域防災計画(原子力災害対策計画編)」を2013年(平成25年)5月に改訂しました。この中で、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策に関する事項を定め、平常時及び緊急時の対応に備えています。

●町内における空間放射線量*(年間積算量)の推移【出典:茨城県】



※追加被ばく線量目標値は、 放射性物質汚染対策特措法 に基づく平常時における事 故由来分と自然放射線分の 合計値 0.23 µ Sv/時を1年間に換算した値。平常時と は、同法に基づく汚染状況 重点地域の指定や、除染実 施計画を策定する地域に該 当しない状態。

3.6 生活空間

(1) 環境美化

ごみのポイ捨ては、大小問わず不法投棄に該当します。道路や空き地の雑草を放置して荒れた状態にしておくと、不法投棄されやすくなり、ごみが散乱した状態は、景観を損なうだけではなく、水辺や山林などを汚染し、動植物にも影響を与えてしまいます。

本町は、年間を通して観光客が多く訪れる町であり、海辺や涸沼湖岸、漁港、商店街など町の至る所を「大洗」というブランドとして、町民以上に厳しい目で見られています。

町では、「大洗町環境美化の推進に関する条例」において、ごみの散乱防止や所有地の管理、喫煙マナー、ペットの飼育マナーなどについて規制しています。また、同条例において、地域の環境美化の促進を図るため、毎年7月の第1日曜日を「環境美化の日」とし、町民や事業者による町内一斉清掃「クリーンアップ大洗」の実施を継続していますが、毎年大量のごみが回収されている状況です。

大洗サンビーチには、海水浴客によるポイ捨て防止のため、クリーンボックスアートコンテストで作成された可燃・不燃用ごみ置き場を場内にいくつも設置し、協力を呼びかけています。

また、町では、近年増加してきた空き 家や空き地対策として、有効活用を通 した定住促進による地域の活性化を目 指し、「大洗町空き家等情報バンク」を 設置していますが、同時に、登録された



大洗サンビーチ駐車場に設置された 「クリーンボックス」

空き家等の利活用により管理が進み、環境美化にもつながります。

きれいな町にしていくためには、定期的な環境美化活動を推進するとともに、ごみを 捨てられない環境づくりを行っていく必要があります。



大洗水辺プラザ駐車場に設置された ごみの持ち帰りを促す看板



大洗サンビーチ通りに設置された ペットの飼育マナーについての看板

(2) 緑化

緑化とは、市街地などに草木を植えて、緑を増やす取り組みです。公園や緑地は、町 民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場の提供のほか、災害被害の緩和、避難・救 護活動の場としても活用されます。

町の木にも選定されている松は、飛砂防備・潮害防備といった保安林の役割の他、常緑のため、一年中美しい景観を作り出すことから、海の町の緑化植物として、多く用いられています。



サンビーチ通りの松林

また、成田町の夏海運動公園通りには、 銀杏並木が整備されています。

その他、町では、公共の場の緑化により、 緑豊かなまちづくりへの意識の向上を目 指すため、地域・団体・職場・学校を対象 に、花の苗を配布し、地域の花壇や沿道を 整備する「花いっぱい運動」を推進してい ます。

観光施設が整備されたサンビーチ通りは、約2.5kmにわたり松林となっており、保安林としてだけではなく、生活空間との間仕切りとしての役割も果たしています。また、松林の中が歩道と自転車専用路に分かれているため、歩行者も自転車も緑のトンネルの中を快適に通行できます。



夏海運動公園通りの銀杏並木



東光台ロータリー花壇 (磯浜女性会・愛友会)



掘割地区花をめでる会花壇

4. 地球環境と循環型社会

4.1 気候変動対策

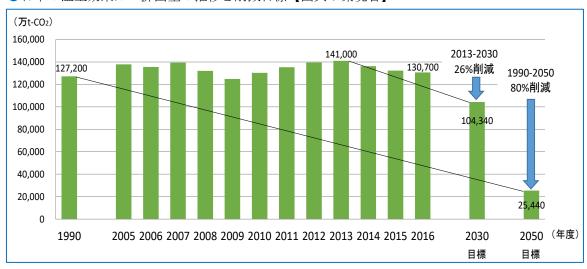
近年、世界中で極端な気象現象が観測されています。強い台風やハリケーン、集中 豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が各地で発生し、多数の死者を出した り、農作物に甚大な被害をもたらしたりといったことが毎年のように報告されていま す。このような気候変動は、地球温暖化の進行により増大する可能性が高いと考えら れ、地球温暖化の原因となる温室効果ガス*の排出抑制対策である「緩和策」と、気候 変動の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」により、気候変動対策を進 める必要があります。

国際的には、2015年(平成27年)の気候変動枠組条約締約国会議において、すべての国が参加する形で、2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」
*が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2℃未満にすることなどが打ち出されました。

(1) 日本の温室効果ガス排出量の削減目標

日本は現在、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%、長期的な目標としては2050年度までに1990年度比で80%削減する目標を掲げています。2016年度(平成28年度)の温室効果ガス排出量は、13億700万 t -CO₂であり、2013年度(平成25年度)比で7.3%削減されている状況です。

●日本の温室効果ガス排出量の推移と削減目標【出典:環境省】



(2) 気候変動の緩和策

CO₂削減のための取組

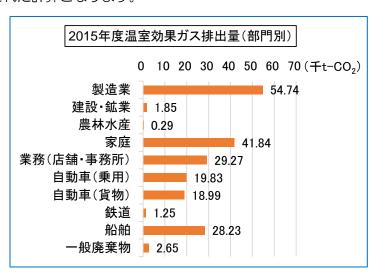
温室効果ガス排出量の中で、最も割合が高いガスは二酸化炭素(CO₂)*です。CO₂削減のための取組には、節電、エコドライブ*による燃費向上や地産地消*による輸送エネルギーの削減、森林整備による森林が持つ CO₂ 吸収機能の向上などがありますが、いずれも CO₂削減に主眼を置いた取組につなげることが大切です。

町内全域から排出される温室効果ガス量は、2015 年度(平成 27 年度)は 199 千 t -CO₂であり、排出元の部門別では、製造業が最も多く、次いで家庭、業務(店舗・事務所)となっています。このうち、家庭部門から排出される温室効果ガスは、一人当たり年間 2.478kg-CO₂排出された計算となります。

本町の温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算)

【出典:環境省地方公共団体 実行計画区域施策編 策定支援ツール】 ※公表されている最新の

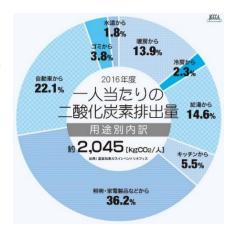
データ



町では、町民や事業者を対象に、省工ネ街頭キャンペーンの実施や公共交通機関の利用促進、ノーマイカーデーの推進など、CO₂削減のための啓発活動に取り組んでいます。また、本町には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県から委嘱を受けた茨城県地球温暖化防止活動推進員が町民の意識向上と日々の省工ネ行動の促進などに向けた啓発活動を行っています。

公共施設においては、役場本庁舎のすべての照明を LED 化するなど省エネを進めていますが、 今後は公共施設からの温室効果ガス排出量を把握し、削減に向けてさらに取り組んでいきます。 ●日本の一人当たりの二酸化炭素 排出量(家庭部門、用途別) 【出典:温室効果ガスインベントリオ

ロ典: 温室効素がヘインペンドリオ フィス全国地球温暖化防止活 動推進センターウェブサイト】



※上の円グラフは現在公表されている 2016年度の排出量であり、本町の最 新の排出量とは集計年度が異なるた め参考値とする。

② 環境にやさしいエネルギー利用

温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素は、化石燃料の燃焼による電力や動力、熱などのエネルギーを造り出すことにより排出されます。このエネルギー供給について、国では、化石燃料に頼らない再生可能エネルギー*である風力や水力、太陽光、バイオマス*などの普及を進めてきました。

特に太陽光発電の普及は、政府や地方自治体による設置補助や電力買い取り制度により急速に広まり、事業者ではメガソーラーと呼ばれる 1MW (1000kW) 以上の大規模発電施設が次々と設置されました。町内にも、大規模ではありませんが、太陽光発電施設が各所にみられます。一方、太陽光発電施設設置の裏側では、開発による自然破壊や、住宅街での設置など望まない土地利用、景観の乱れ、さらには将来的に耐用年数を過ぎた大量のパネルの適正処分が今後の課題となっています。

そのほか、電気自動車や<u>燃料電池</u>*自動車などのクリーンエネルギー自動車*、廃熱や廃棄物を利用したリサイクルエネルギーなどが環境にやさしいエネルギー利用として注目されていますが、導入にあたっての費用面やインフラ整備などが課題となっています。

町では、環境にやさしいエネルギー利用を推進するために、住宅用太陽光発電システム設置補助事業、家庭用燃料電池導入支援補助事業のほか、公共施設においては、町内の小中学校3校及び総合運動公園に太陽光発電システムの設置を、公用車にハイブリッド車*や電気自動車を導入しています。また、電気自動車充電スタンドが、町役場や宿泊施設など町内に5ヶ所設置されており、電気自動車の導入を促進しています。



電気自動車充電スタンド

(3) 気候変動の適応策

近年、日本でも確認されている集中豪雨や猛暑などの異常気象は、地球温暖化が進行すると頻発する可能性が高まることが懸念されています。これまでに実施してきた温室効果ガス排出量の削減を目的とした緩和策だけでは、地球温暖化の進行を抑えることが難しいため、2018年(平成30年)12月に、「気候変動適応法」が施行され、気候変動による様々な影響に備えた「適応策」を地球温暖化対策と併せて進めることとし、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化しています。

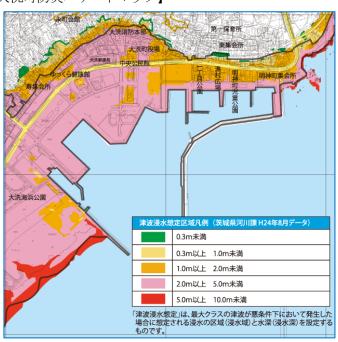
国の適応策は、農業、森林・林業、水産業分野/水環境・水資源分野/自然生態系分野/自然災害・沿岸域分野/健康分野/産業・経済活動分野/国民生活・都市生活分野の7つの分野について示されています。

本町では、東日本大震災で津波被害を受けた教訓を基に、防災ハザードマップや土砂災害ハザードマップの作成、避難場所への誘導経路等の看板設置、護岸や堤防等の嵩上げなどを進めており、これらは、適応策にある自然災害・沿岸域分野に関連していることから、大雨や台風による浸水被害・高潮災害対策に活用できます。

今後は、高温回避や生態系の変化に対応した水産業・農業分野に関する適応策、暑熱 や感染症への影響など健康分野に関する適応策などについて国や県の動向や関係情報 の収集により検討し、進めていく必要があります。

●左;大洗町ハザードマップ表紙、右;浸水想定区域(抜粋) 【出典:大洗町防災ハザードマップ】





4.2 循環型社会

循環型社会とは、「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の循環的な利用(再使用・再生利用・熱回収)」、「適正な処分の確保」により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会のことです。

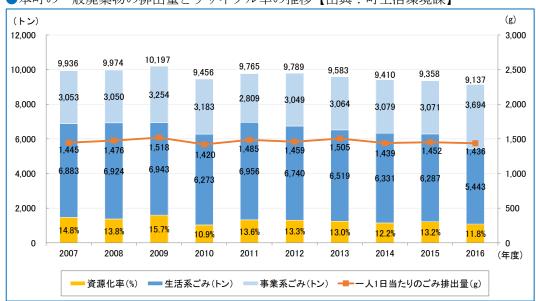
(1) ごみ処理

本町における生活系及び事業系の一般廃棄物(ごみ)の処理区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの4区分であり、「大洗、鉾田、水戸クリーンセンター」に搬入後、処理・処分しています。

2007 年度(平成 19 年度)から 2016 年度(平成 28 年度)までの本町のごみの総排出量は、2012 年度(平成 24 年度)以降は生活系ごみの減少により減少傾向にありますが、事業系ごみが減少しているとは言えない状況です。2016 年度のごみの総排出量は、9,137 t、1 人 1 日当たり 1,436g で、本県の平均値 983g(出典:平成 30 年版茨城県環境白書)を大きく上回っています。

また、リサイクル率は、11%~15%前後で増減を繰り返している状況です。

●本町の一般廃棄物の排出量とリサイクル率の推移【出典:町生活環境課】



~リサイクルの内訳~

搬入資源ごみのほか、 可燃ごみの焼却や粗大 ごみの解体等から発生 した再生資源です。

搬入資源ごみ

- ・缶類 (スチール缶、アルミ缶)
- ・びん類 (ビールびん、透明びん、茶びん、一升瓶 青黒緑・その他びん、ペットボトル)
- ・紙類(本・雑誌、新聞紙、ダンボール、牛乳パック等)
- ・布類(古着・シーツ等)
- 乾電池

(2) 3R の推進

3 R¹*とは、まず「ごみの発生抑制(Reduce)」、次に「再使用(Reuse)」、最後に「再資源化(Recycle)」するという、循環型社会推進基本法に定めた廃棄物の分別処理や資源回収の優先順位のことで、3つの用語の頭文字から取った言葉です。

町では、ごみの発生抑制に向けて、2007年(平成 19年)からごみ袋の有料化により推進しているほか、生ごみ処理容器等*の設置者に対する購入助成を行っています。

本町の一般廃棄物には、年間 400 万人以上訪れる観光客の飲食・宿泊等に伴い発生するごみや、クリーンアップ大洗などで回収されたごみも含まれているため、町民が自ら排出するごみの発生抑制だけではなく、観光に伴うごみや漂着ごみなどに対する発生抑制についても考えていく必要があります。

再資源化については、小型家電リサイクル法*(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)に基づき、町役場1階に回収ボックスを設置、使用済み小型家電品の回収を行っています。これにより、粗大ごみ及び受け入れできないごみとして扱っていた使用済み小型家電品の資源化を進めています。



使用済み小型家電 回収ボックス

(3) 廃棄物の適正処理

3Rの推進及び廃棄物による環境汚染を防止するためには、廃棄物の適正な処理が重要です。町では、ごみの収集と出し方について、「家庭ごみ収集カレンダー」及び「ごみの正しい分別ルール表」を全戸配布し、分別の方法や収集日等の周知に努めています。町民のごみ分別に対する意識は概ね浸透してきていますが、分別がされていない資源物や資源回収できないごみが回収場所で見受けられるため、指導の継続が必要です。





リサイクルステーション

不法投棄については、比較的小規模ではありますが、モラルのない個人や悪質な事業者などによるものが後を絶ちません。町では、不法投棄の未然防止、不法投棄事案の早期解決を図るため、パトロールを実施し、町民の安全及び良好な生活環境の確保に努めています。また、建設事業等で発生する土砂等の埋め立て等については、県や町の条例により規制し、残土の不法投棄を防止しています。

4.3 その他の地球環境問題

その他の地球環境問題としては、酸性雨やオゾン層*の破壊などがあります。

酸性雨とは、pH(水素イオン濃度指数)が5.6より低い雨水のことで、工場や自動車から大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが、大気中の水分や雨に溶け込み酸性化したものと考えられています。酸性雨は、生態系や文化財等の構造物への影響が懸念される他、原因となる大気汚染物質が国境を越えて広がるため、国際的な対策が講じられています。国や県でも、常時監視、定期監視等により実態を把握し、発生機構の解明を行っているほか、原因物質の排出抑制に向けては、規制・指導等の対策を行っています。

オゾン層の破壊とは、生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する働きがあるオゾン 濃度の高い大気層 (オゾン層)が、フロンガス*などオゾン層破壊物質の大気中放出により破壊されることで、有害な紫外線が増加し、皮膚がんや白内障など健康障害の発生のおそれが高まるほか、生物の遺伝子障害・発育障害など生態系にも悪影響を及ぼします。オゾン層の保護対策は国際的に進められており、日本でも1988年(昭和63年)にオゾン層保護法が制定され、オゾン層破壊物質の生産・輸出入が規制されています。また、2015年(平成27年)に改正された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」では、冷蔵庫、エアコンなどフロン類が使用されている製品の廃棄の際の適正な処理に加え、フロン類の製造から廃棄に至るライフサイクル全体の包括的な対策を講じることとしています。

5、パートナーシップ

5.1 環境教育及び環境学習

(1) 環境教育

町内の小中学校では、磯遊びや漁体験など地域特性を利用した環境教育、清掃活動や花壇整備など地域の美化活動を通した環境教育など、学校単位で特色ある環境教育が行われています。

子どもたちへの環境教育は、様々な経験を通して身についていくものが多いため、 学校だけではなく、保護者の理解や地域の方々の協力が大切です。

次に紹介する活動内容は、2018年(平成30年)6月に、町内の小中学校から回答があった、学校単位で行われている環境教育を目的とした活動の一部です。

環境教育に関する特色ある本校の取組

♪大洗町立大洗小学校♪

「漁体験学習」

毎年、5年生が大洗漁業協同組合の協力をいただき、漁体験学習を行っている。大洗で水揚げされているさまざまな魚について市場で学んだり、実際に漁船で海に出て、漁師さんたちから大洗独自の漁法の説明を聞きながら漁法を体験したりしている。家業が漁業に関わっている児童も多く



在籍しているため、キャリア教育、環境教育の二つの面から実施している。

「縦割り班による清掃活動」



1年生から6年生までの異学年集団による縦割り班活動のひとつとして、愛校作業を行っている。

駐車場や校庭、花壇など各班に割り当てられた 場所で、班長の6年生が下級生の面倒を見ながら 草取りや掃き掃除を行っている。この活動を通し て、環境美化と愛校の精神を育てたいと考え取り 組んでいる。

「高年者クラブとの交流による花壇整備」

大洗町高年者クラブの方々にご指導いただきながら、ボランティア委員の児童が正門前の花壇に花の苗を植えている。その後も水やりや草抜きを当番活動として行い、美しい学校環境づくりに貢献しながら豊かな感受性を育んでいる。





「磯遊び」

生活科における体験活動として、毎年1・2年 生が大洗の海岸で魚やカニなどの生き物を観察 したり貝や海藻を獲ったりして海の生き物に親 しんでいる。遊びを通したこの体験学習によっ て、海の恵みを肌で感じ、発達段階に応じた学び の中から、地域の財産である豊かな自然(海)を 大切にしていこうという心を育てている。

環境教育に関する取組

♪大洗町立南小学校♪

1 体験活動

①農業体験(稲作づくり・さつまいもづくり) 町の農林水産課をはじめ、JA大洗、夕日の 郷松川など、地域の方々の協力により、田植え や稲刈の稲作体験やさつまいもづくりの体験 活動を行っている。

体験活動を通して、地域の自然や環境に対し て目を向けることにより、その恵まれた環境の



素晴らしさに気付き、自然の良さを守っていこうとする意識と態度を育てている。

②漁業体験(5年生)



大洗漁業協同組合の方々の協力の下、水産 資源の現状や課題についてのお話を伺って いる。また、実際に漁船に乗って、水揚げさ れるシラスをはじめ、様々な魚の様子などを 知り、水産資源の大切さを学んでいる。

③磯遊び(1年生)



大洗の海にいる生き物の様子を見たり調べたりする活動を通して、自然や生き物とふれあうことの楽しさを味わう。また、生き物の命を大切にし、きれいな海を守ろうとする気持ちを育てている。

2 ボランティア活動・募金活動

①緑の羽募金への参加と校内環境美化

国土の緑化推進や緑化意識の向上を目的として、緑の羽募金への 寄附金を呼びかけている。また、環境美化委員会の児童を中心に、 学校花壇の整備を行い、潤いのある環境整備に努めている。



②クリーンアップ大洗(海岸清掃)

毎年海開きの前に実施する海岸清掃を通して、自然豊かな大洗の海の環境を守っていこうとする意欲と態度を育んでいる。

③クリーンボックスアートコンテストへの参加

町の青年会議所の主催により、大洗サンビーチに設置されるゴミ箱に海の生物の絵を描く活動に多くの児童が参加している。来町者へ環境美化を呼びかけるとともに、児童自身の環境に対する意識の向上と美化活動に対する実践力の向上を目的としている。



④愛校活動(縦割り班)

学期に1回、学校の敷地内を普段から清掃で活動している縦割り班で除草作業を行っている。上級生の児童が下級生の面倒をみながら活動し、思いやりや協力することの大切さを学ぶと同時に、環境美化に対する意識も高めている。

3 教科学習

①社会科(4年生)

「住みよいくらしをつくる」において、森林の働きをはじめ、水の循環、発電、 ごみ処理について学んでいる。さらに、副読本「おおあらい」の活用や、町のクリーンセンター、浄水場などの見学を通して、暮らしに必要な水や電力、ごみ処理の 仕方や分別、リサイクルなど環境問題について理解を深めている。

②理科(4年生・6年生)

「電気のはたらき」や「電気の性質とその利用」において、ソーラー発電や電気 自動車などの話題をもとに、環境に優しい電力が開発されている事を学習してい る。また、地球温暖化について学び、環境問題に対しての理解を深めている。

③家庭科(5年生・6年生)

調理実習を通して生ごみや油の処理の仕方などを学んでいる。また、身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方の工夫など実生活と結びつけながら学習している。

④総合的な学習の時間(3年生)

「わたしたちの大洗を知ろう」の活動を通して、大洗の自然や町内で収穫できる 農水産物などについて調べている。まとめ活動を通し、豊かな自然環境に恵まれて いることに気付き、進んで自然を守ろうとする態度を育成している。

環境教育に関する取組

♪大洗町立第一中学校♪

「植栽作業」

5月と11月の年2回、ボランティア生徒とスクールサポーターが植栽作業を行っている。季節の花苗を花壇とプランターに植え、整美委員会の生徒が年間を通して世話をしている。花苗を大切に育てることによって、豊かな感受性と自然を愛する心を育てることにつながっている。





「クリーンアップ大洗」

毎年7月初めの海開きに合わせて行われる町の取組に参加している。全校生徒と職員、保護者が参加し、海岸のゴミを収集することで、地域とのつながりを深め、環境美化の心を育てている。

「森林・林業体験」

2年生の生徒が、生活を支えている様々な森林の働きや間伐の仕方、それに伴う道具の安全な使い方などを学習した。森林について小学校段階で学習していたが、実体験できたことで学習を深めることにつながった。



「町清掃活動」

総合的な学習の時間に3年生が学区内の清掃活動を実施している。生徒の主体的な活動となるよう、活動場所や内容についてよく話し合い実施した。

環境教育の実践について

♪大洗町立南中学校♪

「林業体験(1学年・総合的な学習の時間)」

県立植物園の見学や林業試験場での林業体験を実施している。杉の木の間伐の体験を行ったり林業について学んだりすることで、森林の役割や維持管理の大切さについての理解を深めることができている。



「霞ヶ浦湖上体験 (3学年・理科)」

霞ヶ浦の水を採取し水質検査を行うなどの体験を通して、汚濁の原因や霞ヶ浦を きれいにするための方法について学習している。湖沼や河川の豊かな水と美しい自 然の大切さを知ることで、環境保全の必要性について意識の向上が見られる。

「クリーンアップ大洗 (全学年・保護者)」



大洗町が主催する7月のクリーンアップ 大洗では、全生徒と保護者でサンビーチ南側 の砂浜の清掃活動を実施している。夏にたく さんの観光客を迎える砂浜をきれいにする ことで、自分たちが住む地域をきれいにしよ うとする意識の向上が見られる。

「学校花壇の整備(特別活動)」

生徒会活動の一環として、生徒が主体となって 花壇に花を植えたり、その後の除草や灌水などの 管理を行ったりしている。自分たちの学校を美し く保とうとする意識の醸成につなげることがで きている。



緑の羽募金(特別活動)

学校や町の緑を守り、緑化を推進するための募金活動を実施している。生徒会活動の一環として、生徒が主体となって募金の意義を説明し呼びかけを行っている。社会参画への意識を高めるとともに、緑化推進の必要性についての理解を深めることができている。

ペットボトルキャップの回収(特別活動)

ボランティア活動の一環として、学校全体でペットボトルキャップの回収に取り組んでいる。生徒会活動として生徒が主体となって取り組むことでリサイクルの必要性や環境保全の大切さについて意識の向上が見られる。

(2) 環境学習

町内では、町民の環境意識の高揚と環境保全につながる行動の普及・啓発に向けた環境学習が行われています。

今後、環境学習の充実を図るためには、環境をテーマにした講座や本町の自然環境を 活かした学習の場を増やしていくことが重要です。

県が支援している「<u>こどもエコクラブ</u>*」は、子どもが主体となって地域の環境保全活動の輪を広げることを目的としているため、子どもと一緒に保護者や地域の方々にも環境学習の機会を提供できるため、こうした事業を利用していくことも一つの方法です。

くこどもエコクラブ>

幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブのこと。大洗町の登録窓口は、町役場生活環境課。こどもエコクラブに登録すると、全国事務局からのお知らせや県からの情報が提供されるほか、茨城県環境アドバイザーの派遣、こどもエコクラブ応援団の先生方の支援、環境ビデオ・DVD・本・環境紙芝居・絵カードの無料貸出などの支援が受けられる。



イメージキャラクター **エコまる**

次に紹介する活動内容は、町内で行われている環境学習に関する取組の一部です。

① きれいな砂浜と輝く海~クリーンボックスアートコンテスト~2018

一般社団法人 大洗青年会議所

一昨年、昨年と、本事業にて制作されたクリーンボックスの設置により、海開き時の大洗サンビーチにおいてゴミが削減されているという実績に基づき、地域の子どもたちの協力の下、クリーンボックスを彩るための作品を制作しました。制作に参加する子どもたちには、地域の自然や文化を自分たちで認識してもらえるような創作の場を用意しました。完成したクリーンボックスは、観光シーズンに訪れる方々に私たちの海に対する想いを感じて頂いたり、地域住民の方々にも地元の自然や文化を考えて頂いたりできるよう、大洗サンビーチの沢山の方の目に触れる場所に設置しました。



大洗サンビーチに設置された クリーンボックス



作品を制作している様子

② 涸沼ラムサールネイチャーガイド養成講座

ラムサール条約登録湿地ひぬまの会

ラムサール条約登録湿地ひぬまの会では、涸沼について詳しく学ぶ場の創出と涸沼のさらなる認知度向上のため、ラムサール条約*登録湿地となった涸沼のガイドを養成することを目的とした「涸沼ラムサールネイチャーガイド養成講座」を開催しています。当講座は、小学生以上を対象とした、座学や体験学習講座で、生物多様性に富んだ涸沼について、ガイドをすることができるように工夫されたカリキュラムになっています。ガイドに認定されると、ラムサール条約登録湿地ひぬまの会が行うイベント等で、ガイドとして活動することができます。



※ラムサール条約登録湿地ひぬまの会

ラムサール条約に登録された涸沼の保全・再生、賢明な利用(ワイズユース)、交流・学習等を推進し、周辺地域の観光や地域振興を図るため、鉾田市、茨城町、大洗町、関係団体、金融機関等の代表者で設立された組織。

← 松川で行われたシジミ漁体験

③ 涸沼で自然体験

夕日の郷松川

体験交流施設「夕日の郷松川」は、涸 沼の東側に位置し、夕日が綺麗な場所と して知られています。

毎年3月3日前後と10月10日前後は筑波山山頂付近に沈む夕日がダイヤモンド筑波と呼ばれ、写真愛好家の撮影対象となっています。

敷地内にはバーベキューサイト、キャンプサイトを完備しているほか、農業体験や釣り体験などの各種体験事業を不定期で実施しています。また、地元産新



夕日の郷松川

鮮野菜やしじみの日本三大産地に数えられる涸沼産「ヤマトシジミ」を販売する直売 所が併設されています。さらに直売所内には涸沼のラムサール条約登録関係のコーナ ーが充実しており、涸沼の貴重な生物の写真をたくさん見ることができます。

④ 環境教育への取組

大洗わくわく科学館

「海」を科学の心で楽しむ場、科学への素朴な感性と夢を育む場、子どもたちと大人が出会い交流する場を提供することをコンセプトに、参加体験型の活動を行うことを特徴とする施設として、平成13年7月に開館しました。常設展示の構成は1階の「海底の世界」と2階の「海上の世界」にわかれ、海で起こる不思議な現象すなわち、水、風、光、エネルギーについて学び、体験できるようになっています。常設展示以外では、年間を通じて土日、祝日に企画される実験(体験)教室や、親子で参加できる「かんたん工作教室」などを開催する「創る部屋」や「サイエンスラボ」、映像鑑賞や講演会の開催が可能なコミュニティホールがあり、屋外には工作教室等で作った作品を試すことができる広場、科学と水のきらきらパークが設置されています。

地球環境問題を考える上で欠かせないエネルギーに関する科学技術を学ぶことについては、科学館での実験教室や学校に出向いて行う出前授業、大洗町が今年6月から始めた「大洗サイエンスカレッジ(小5、小6対象)」などの企画・カリキュラムの中に組込まれています。

i) 科学実験(体験) 教室「風のエネルギーについて学ぼう」

今年の8月の教室では、空気の力で飛行機が飛べるのは「なぜか」や、風力発電の 仕組みなどを学んだ後に、ペットボトルが風車になるように工作し、発電キットと組 み合わせることで、LED 電球が光る様子を観察しました。風車が良く回るためには、 羽の曲げ具合に工夫が必要で、子どもたちは、悪戦苦闘していました。



風車の羽を曲げる真剣な顔



苦労して作った風車を試す子どもたち

ii) 水素エネルギーを学ぶ

大洗町の主催する「大洗サイエンスカレッジ」では、茨城工業高等専門学校の先生を中心に科学館の OB も教授役を務めています。会場は、科学館の「創る部屋」を中心に授業が行われています。開校早々の授業では、水素の爆鳴実験や水素の力で数十メートルも飛ぶロケットの実験も行われ、子どもたちの驚きの声が響きわたりました。

夏休み期間中の体験教室では、水素と酸素の化学反応で発生した電気を使って走る燃料電池カートの体験乗車が行われ、子どもたちの慣れないハンドルさばきにも、周りの応援があれば、何とかゴールインできました。



水素ロケットを飛ばす前に、 先生の説明を真剣に聞く顔、顔



乗車待ちしながら声援を送る子どもたち

5.2 環境保全活動

豊かな自然を守り、持続可能な社会を実現するためには、一人ひとりが環境問題についての理解を深め、家庭や学校、地域社会、職場などさまざまな場面で環境に配慮した活動を実践することが重要です。

町では、町民や事業者等の環境美化意識の向上を図ることを目的に、毎年7月第1日曜日を「環境美化の日」とし、町民や事業者による町内一斉清掃「クリーンアップ大洗」を実施し、協働による清掃活動を行っています。その他、クリーンアップひぬまネットワークによるひぬま流域クリーン作戦や、海水浴場開設期間中は、大洗サーフライフセービングクラブが海水浴客に協力を呼びかけ、ビーチクリーン(砂浜の清掃活動)が行われています。

また、町内各所で町民や事業所による環境保全活動が行われていますが、清掃活動だけでなく、より多くの環境保全活動に町民が参加できるよう、参加しやすいしくみづくりや活動内容の提供が必要です。

次に紹介する活動内容は、町内で行われている環境学習に関する取組の一部です。

① 「町内清掃の実施について」

大洗町役場

大勢の観光客をきれいな環境で迎える ため、毎年関係団体にご協力いただき、5 月連休前と年末年始前の年2回、大洗町 の玄関ロである大洗水辺プラザ、大洗海 岸、町内主要道路の清掃を実施していま す。

これからも、多くの観光客に、大洗町の魅力を十分に楽しんでいただけるよう、町の皆さまとともに、「おもてなしの心」で環境づくりに努めていきたいと思います。



町内清掃の様子

●2018年(平成30年)4月実績

参加団体	祝町地区ボランティア 大洗町社会福祉協議会 アクアワールド茨城県大洗水族館 大洗鴎松亭 かんぽの宿大洗 茨城県造園建設業協会	大洗観光協会 大洗町高校生会 有限会社クロサワクリーンサービス レクイエム有限会社 大洗、鉾田、水戸環境組合職員 大洗町役場職員
ごみ回収量	約2t	

② 大洗町高校生会の取組

大洗町高校生会

大洗町高校生会は、大洗町に在住の高校生によって組織される団体で、大洗町教育 委員会の支援のもと、ボランティアとして大洗町が主催する事業等の"補助指導者" として子どもたちに対し必要な指導運営補助を行っています。

環境美化活動の一環として、町内の花壇作りのお手伝いやクリーンアップ事業、那 須町ジュニアリーダー交流会では大洗水辺プラザの清掃活動を実施するなど、積極的 に環境美化活動に取り組んでいます。

~活動内容~

【大洗町主催行事】

北海道洋上体験学習・海っ子山っ子交流事業・生涯学習フェスティバル 成人式・大洗町スポーツフェスティバル等

【高校生会主催行事】

高校生議会・こどもの城研修・保育園体験活動等・那須町ジュニアリーダー交流事業 【その他活動】

こどもの日ワクワクフェスタ・こどもふれあい広場・クリーンアップ・花壇作り等





クリーンアップ大洗への参加





花壇作りの様子

③ フリーマーケット「青空市」の開催

大洗マリンタワー

地上 60mの大洗のシンボル「大洗マリンタワー」では、毎月第 1、第3日曜日(8月、1月は除く)に、マリンタワー前芝生広場にて、フリーマーケット「青空市」を開催しています。

このフリーマーケットは、10 年以上続いており、町内外から衣料品や日用品などを持ち寄った出店者により行われ、海風が心地よい芝生広場では、大勢のお客さんで賑わっています。

まだ使える品物を捨てずに再使用してもらうという小さな取組が、ごみの減量化につながることを願うとともに、環境にやさしい取組の架け橋となれるよう、これからも継続していきたいと思います。



フリーマーケット「青空市」の様子

④ 美しい松林の保全

大洗ゴルフ倶楽部

当ゴルフ倶楽部は、昭和 28 年オープンし、茨城県内で 2 番目に歴史があるゴルフ 場です。美しい松林や16番ホールからのオーシャンビューが素晴らしいです。

松は平成 26 年までは年 350 本程が枯れていましたが、松食いムシ防除のため年間 5500 本の樹幹注入を続けた結果、ここ 2 年間は枯れ死する松は 150 本に減少してきています。松林を保全していくために、さらに年間 200 本程の松を植樹しています。また、枯れた松は切り倒した後、産業廃棄物としてではなく、チップ化して資

松林は防砂林としての機能も大切なことから、今後も保全に注力していきます。

源として活用しています。

クラブハウスでは、環境負荷を軽減するために 2016 年に全灯 LED 化するなど省エネと CO₂削減に努力しています。



植樹した松→

⑤ 町内のホテルの取組

⑤-1 大洗シーサイドホテル

当ホテルは、地元海産物を使用した朝食を提供するなど地産地消に努めています。 客室や大浴場からのオーシャンビューが素晴らしく、その美しい海岸線を守るために 従業員一同でホテル前の海岸清掃をしています。

館内では、5年前に全灯LED化するなど省エネと CO_2 削減に努めているほか、排出する事業ごみの分別を徹底し、再資源化しています。



LED照明を導入した館内

⑤-2 大洗パークホテル

当ホテルは高台に立地し、太平洋を望むことが出来る眺望の良い建物となっています。地産地消を進め、季節ごとに地元の美味しい料理を提供し、特に新鮮な大洗の海産物はおすすめです。



大洗町の白砂青松の環境を守るため、 敷地内の松林を整備しています。

また、省エネ及び CO₂ 削減のために照明の LED 化を進めているほか、将来的には地元に湧き出る温泉を利用し、ボイラーの燃料軽減など省エネを目指していきます。

⑥ 省エネルギーの取組

アクアワールド茨城県大洗水族館

当館では、約 580 種68,000点の生物を展示する大型水族館で、24時間365日海水を取水し、ろ過装置で処理したのち、水槽等ヘポンプを用いて循環をしています。加えて、寒冷・温暖水域の生物を飼育・展示するため、冷水や温水を作り、水槽の水温調整並びに館内の空調管



理・制御を行っています。現在、開館から 16 年が経過し、設備更新時に併せて、省工ネ性能の高い設備の導入や、ポンプ等使用状況に応じた能力の選定、設備運転制御システムの改善等を行っています。その中でも、簡便かつ費用対効果が得られる照明リニューアルに取り組んでいます。

水族館という複雑な構造をしている建物ゆえに、LEDの明るさや色味、器具の塗装等既存製品がそのまま導入可能かどうか検討すべき項目が多いだけでなく、高所作業に付随する足場設置費用等、器具購入コスト以外の費用が必要な場合もあるため、当館が所有する高所作業台の活用等、全体的な費用対効果を見込んで随時取り組んでいるところです。



特注色(青)LED ダウンライト



高所の LED ダウンライト

6. 環境に関する町民・事業者の意識 (アンケート調査結果)

計画の策定にあたり、町民(成人・中学生)、事業者の方々のご協力の下、アンケートによる環境意識調査を実施しました。目的は、本町の環境が抱える課題を見いだすとともに、ご意見・ご要望をできる限り計画に反映するためです。ここでは、環境の課題になる結果のほか、町民の方々から寄せられた、未来につなげたい本町の環境の魅力についても示します。

6.1 町民の環境意識

◎対象者:町内に居住する20歳以上の男女1,000人(無作為抽出)

◎回収率:25.5%

◎実施期間:2018年(平成30年)6月~7月

(1) 環境・環境問題への関心

〈対策の強化が必要だと思う環境問題〉

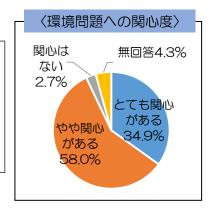
★上位5位★

(3 つまで回答)

地球温暖化による気象の異変(61.2%) 放射性物質による環境汚染(福島原発事故由来) (31.0%)

沿岸海域や湖沼、河川などの水質汚濁(30.6%) ごみの不法投棄(25.9%)

ごみの処理やリサイクルの問題(23.9%)



(2) 町の環境の現状評価

〈町の環境の現状評価〉

No.	環境要素(満足度が高い順)	満足度*(%)	不満度*(%)
1	空気のきれいさ	71.0	4.7
2	星空の美しさ(光害がない)	64.3	6.7
3	自然景観、田園風景の美しさ	52.1	9.0
4	まちのなかの緑の多さ	47.1	14.9
5	動植物など自然の豊かさ	45.1	7.5
6	水のきれいさ(沿岸海域・湖沼・河川など)	43.1	20.8
7	まちの静けさ(騒音がない)	42.0	21.9
8	地域の歴史や文化とのふれあいの場	38.8	11.0
8	まちの清潔さ	38.8	20.8
10	水辺や生きものなど自然とのふれあいの場	35.7	13.3
11	公共の広場、公園の充実	34.9	24.0
12	まち並み景観の美しさ	28.6	24.8
13	自然環境資源(水辺・里山・農地など)の利活用	25.5	19.6
14	環境保全に対する町民の意識の高さ	19.2	22.8

※満足度:満足・やや満足の合計値、不満度:不満・やや不満の合計値

: 満足度が50%以下である環境要素。

不満度は全体的に低い状況でしたが、満足でも不満でもなく、「どちらでもない」と 回答した割合が高い傾向にあり、その背景として、町民に対する情報発信が不足していることが一つの要因であると考えられました。

★不満・やや不満と評価した町民が考える 10 年後の状況

町の環境の現状評価において、「不満」、「やや不満」と評価した町民が考える近い将来(10年後)向上することを望む(「良くなっている」・「やや良くなっている」の割合が50%以上)環境要素は、右の5項目でした。

10年後、良くなっていて欲しい環境要素空気のきれいさ(55.6%) 地域の歴史や文化とのふれあいの場(54.5%) まちのなかの緑の多さ(53.0%) 公共の広場、公園の充実(52.1%) 水のきれいさ(51.5%)

また、向上することを望む回答以外には、「これ以上悪くなっていない」という現状維持を求める意見があり、各環境要素とも、現状維持を望む割合が約半数を占めました。

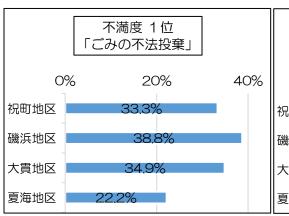
〈身近な生活環境の現状評価〉

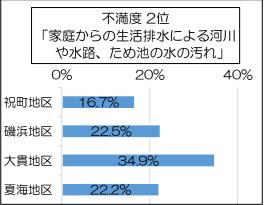
No.	環境要素(満足度が高い順)	満足度** (%)	不満度** (%)
1	自然の眺めが美しい	65.9	7.9
2	工場や事業所からのけむりで空気が汚れていない	65.5	5.5
3	資源のリサイクル活動が活発である	60.8	6.7
4	自動車排ガスで空気が汚れていない	55.3	9.4
5	地域の祭り、行事、イベントなどが活発に行われている	54.9	10.9
6	親しめる水辺がある	54.1	11.3
7	生活騒音がない	51.8	19.7
8	工場や車の振動や騒音がなく静かである	50.6	22.3
8	工場や事業所からの臭いがない	50.2	19.6
10	伝統芸能、史跡が大切に保存されている	44.7	9.5
11	親しめる緑が多くある	41.5	13.8
12	環境美化活動が活発である	40.0	10.2
13	工場や事業所からの排水による川の水の汚れがない	36.4	22.4
14	野生生物(鳥や昆虫など)の種類が豊富である	36.0	10.2
15	公共の広場、公園が整備されている	35.7	21.6
16	道路やまち並みがきれいである	35.3	21.9
17	環境活動(美化活動・省エネ等)に関する必要な情報が得られる	34.9	12.5
18	家庭からの生活排水による河川や水路、ため池の水の汚れがない	34.5	24.4
19	地下水や土壌の汚染の心配がない	34.2	16.0
20	ごみの不法投棄がない	29.1	35.3

※満足度:満足・やや満足の合計値、不満度:不満・やや不満の合計値

: 満足度が50%以下である環境要素。

★不満度が高く、満足度が低い環境要素の地区別の状況



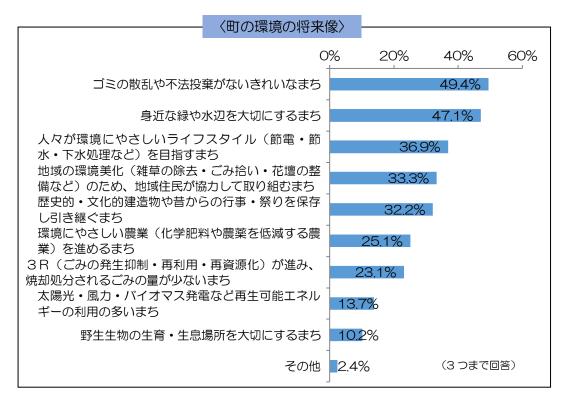


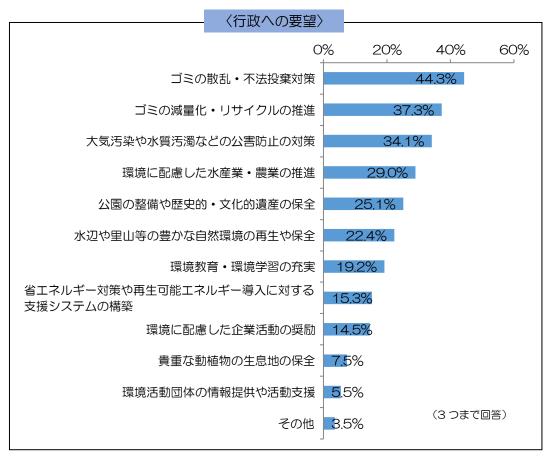
(3) 環境の課題と対策

〈町の環境で守っていきたいところ・そのための行動〉

★町民が守っていきたいと思っている大洗町の環境(場所や風景、活動など)の上位

大洗町の環境で守って いきたいと思うところ	守っていくために私たちが出来ること
	マイクロプラスチック等の環境、人体への影響が多いものを減量化、代替品への移行
海・海岸	海に流れ込む川の水質をよくする
	日常生活における排水時の意識
	ゴミを捨てない クリーンフェブ活動を機体して空間的に行う
 清掃活動	クリーンアップ活動を継続して定期的に行う 分別をしっかりする
月1年/日到	対別をひっかりする 学校、団体なども関わっての活動を今後も続けていく
	松枯れ防止対策を続ける
松林	害虫防除や植林活動
	道路への枝折れの伐採をこまめにする
	町民1人1人や事業所、会社などが意識を高くもつこと
th 安夫 m	大洗町に住んでいる誇りをもつこと
快適な町 	おもてなしの心浸透、町内会の再生
	下水整備の早期着工と100%複合浄化槽を目指すべき
	観光客へのゴミ持ち帰り運動の促進
大洗サンビーチ	ゴミの処理や不法投棄をなくすための手段を講じる(パトロール・看板の設置等)
	近隣の緑地、遊歩道の清掃
	町民も含め、利用する一人一人にゴミの持ち帰りなど、キレイに利用してもらうことを伝える
神磯の鳥居・岩場	海にゴミをすてない
	ゴミ対策などを行う
	守る意識を町民が持ち続けることができないと守れない。そのための 活動(ボランティア)も必要
涸沼周辺の環境	涸沼に流れこむ水の水質をよくする
	水産加工会社から流れ出す水の処理
	家庭や事業所からの排水の水質を良くする、水辺のゴミ回収をする
自然風景	森林を減少させない
	定期的に清掃し風景を確保する





(4) 環境保全への参加意識

〈環境保全に対する考え方〉

★積極的な考え("そう思う"と回答した上位2位)

次世代のために私たちが環境保全に努めるべき(62.0%) 環境保全のために節電や節水などに一人ひとりが取り組むべきだ(52.2%)

★消極的な考え("そう思う"と回答した下位2位)

環境保全のために可能な限り生活スタイルを変えてもかまわない(6.7%) 環境保全のために費用が必要ならば商品の価格が高くなってもかまわない(5.1%)

〈環境問題への取組の実施状況〉

★特に積極的に行われている取組(いつも行っている)

取組率が高い項目は、手軽にできる身近な取組で、かつ個人的に実施できるものが 多く、個々の環境保全への意識は高いと言えます。

	取組の内容	(%)
1	可燃ごみと資源物を分別して出している	89.4
2	調理くずや残り油を排水口から流さないようにしている	79.2
3	買い物の際は、買い物かごや、買い物袋を持参している(マイバッグ*の持参)	78.0
4	夜間は生活騒音の防止に努めている	60.8
5	詰め替え商品や再使用、再生利用しやすい商品を優先して購入している	60.4
6	冷暖房の設定温度のこまめな調節や、テレビや照明をつけっぱなしにしない	58.4
	など、節電を心がけている	
7	車を利用する場合はアイドリングストップ*などの省エネ運転をしている	56.5
8	地域等の資源回収活動や美化活動に協力している	52.2

- ※「いつも行っている」と50%以上の町民が回答した取組
- ★今後期待できる取組(行っていないが、今後は行いたい)

環境にやさしい車の選択に積極的な姿勢がみられるほか、雨水の有効利用、<u>緑の力</u>ーテン*作りなど日常の生活の中で環境を意識した取組にも期待できます。

また、環境保全団体に所属しての活動にも積極性が伺えることから、支援体制を充実させることで取組の促進が期待できます。

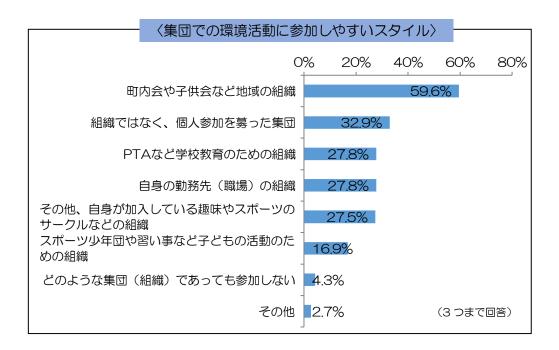
	取組の内容	(%)
1	車の購入にあたっては、ハイブリッドカーなど環境に優しい車の選択	45.1
2	雨水を溜めて花壇への散水等に有効利用	38.0
3	緑のカーテン作り(住宅の外壁の温度上昇を抑制するためのツル植物の栽培)	37.6
4	生ごみのたい肥化などでごみの減量化に努めている	35.3
5	環境保全団体に所属しての活動	33.7
6	エコマークのついた商品の購入	31.4
7	太陽光エネルギーや太陽熱の利用	31.0

※「行っていないが、今後は行いたい」と回答した町民が30%以上の取組

〈環境保全のための町民の役割〉

★上位2番目までの回答★

「町民一人ひとりができることから暮らしを変える取組を進める(56.5%)」 「行政や事業者が必要な対策を進めるべき(28.6%)」



6.2 子どもたちの環境意識

◎対象者:町内の中学校に通う2年生145人

◎回収率:95.9%

◎実施期間:2018年(平成30年)6月

(1) 環境・環境問題への関心

〈対策を望む環境問題〉

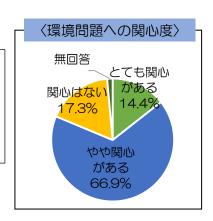
★上位5位★

(3 つまで回答)

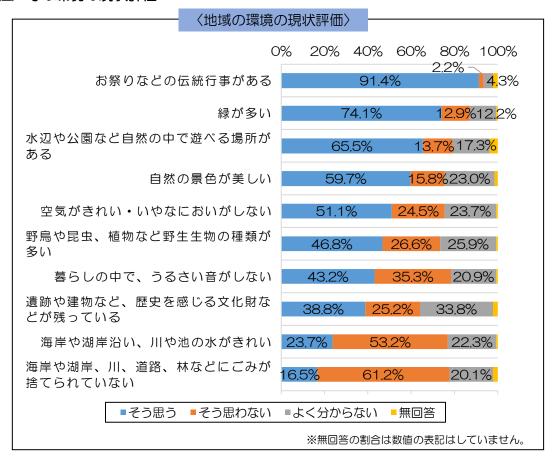
「空気の汚れ(大気汚染)(45.3%)」

「地球温暖化(44.6%)」

「ポイ捨て(不法投棄)など、ごみの散乱(38.1%)」 「海や湖沼、川の水の汚れ(水質汚濁)(34.5%)」 「いやな臭い(悪臭)(33.1%)」



(2) 町の環境の現状評価

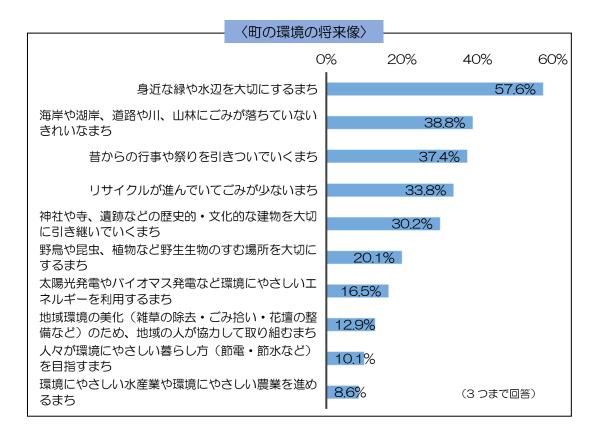


(3) 環境の課題と対策

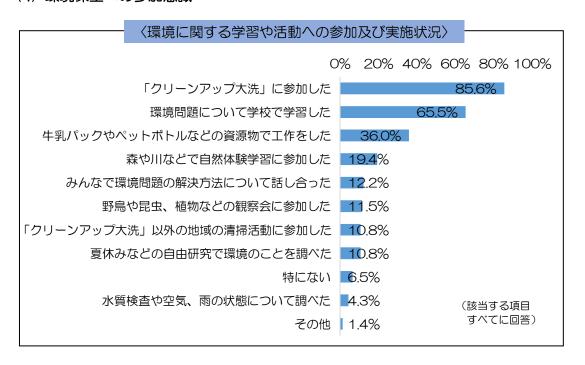
〈町の環境で守っていきたいところ・その理由・そのための行動〉

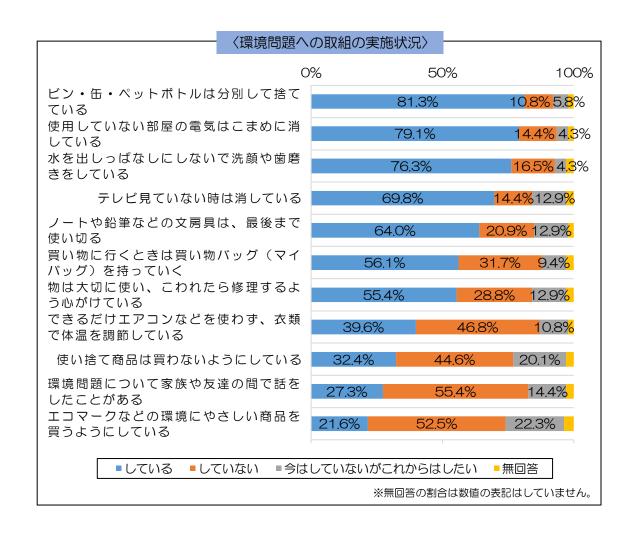
★子どもたちが守っていきたいと思っている大洗町の環境の上位

守っていきた いところ	理由	守っていくために私たちができること
海	・きれいだから ・たくさんの人が来てくれるから ・夏に海へ行くと楽しいから ・ほかよりもきれいに整備されているから ・広いから ・大洗を象徴するいい所だから ・シラスがおいしいから ・泳げるから ・夏になると、少しすずしいから ・見ていると心がやすらぐから	・クリーンアップなどで、海にあるごみを減らしていく ・ポイ捨てなどをしない ・川の水をきれいにする ・ポイ捨てをやめるようによびかける ・普段の生活からゴミなどをちゃんと捨てる 場所に捨てる
森・緑が多い	・空気がおいしいから・空気がきれいだから・自然がゆたか・緑がきれい・緑があると気分が落ち着き、環境にも良いから	・ゴミを捨てない・木を増やす・奉仕作業に参加する・植物を粗末にしない・農薬をまかない・開発などによる森林伐採をなるべく減らす



(4) 環境保全への参加意識





〈環境保全に対する考え方〉

★積極的な考え("そう思う"と回答した上位2位)

環境保全のために、人々の環境に対する意識を高めることが重要だ(75.5%)環境保全のために、節電や節水などに一人ひとりが取り組むべきだ(74.1%)

★消極的な考え("そう思う"と回答した下位2位)

環境保全に関連した社会のルール(法律)を厳しくすればよい(31.7%)環境を守るためなら欲しいものの値段が多少高くなってもよい(18.0%)

6.3 事業者の環境意識

◎対象者:町内の事業者 200 人

◎回収率:43.5%

◎実施期間:2018年(平成30年)6月~7月

〈回答があった事業者の情報〉

回答者の業種は、建設業及びその他のサービス業が21.8%、小売業が13.8%、旅館・ホテル業が9.2%、水産加工業・食料品製造業が8.0%などに分類されました。また、2.3%の事業所が「環境関連の担当部署の設置」を、20.7%の事業所が「担当部署はないが担当者を設置している」と回答しました。

(1) 環境・環境問題への関心

〈環境情報への関心度〉

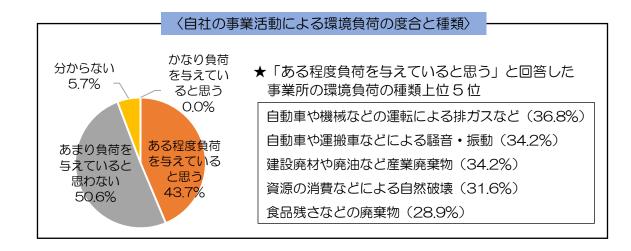
★「大変関心がある」及び「ある程度関心がある」と回答した上位5位

環境問題が生活に及ぼす影響(94.2%)

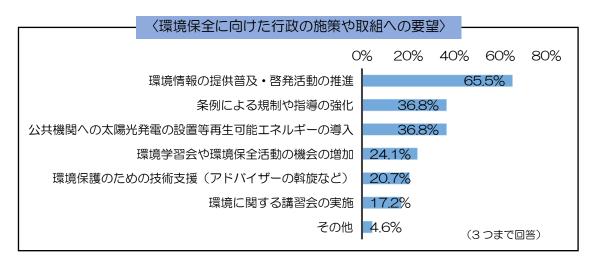
地域環境の情報(93.1%)

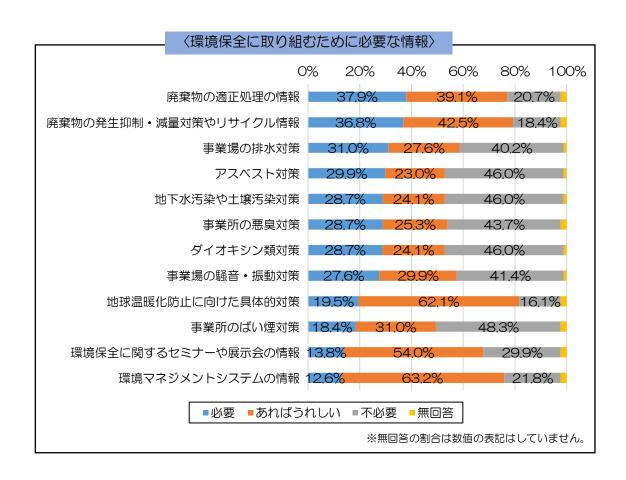
企業の事業活動に伴う環境汚染物質、廃棄物などの環境の負荷に関する情報(90.8%) 開発事業が周辺環境に及ぼす影響(90.8%)

日常生活が環境に及ぼす影響(89.6%)



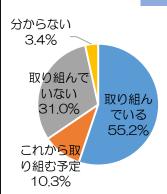
(2) 環境の課題と対策





(3) 環境保全への参加意識

〈環境問題への取組の有無とその動機〉



★「取り組んでいる」または「これから取り組む予定」と 回答した事業所の取り組む動機の上位3位

事業所としての社会的責任を果たすため(49.4%) 社会や地域への貢献による事業所のイメージアップ(33.3%) 経費節減に効果が期待できるため(20.7%)

〈環境問保全に対する考え方〉

★積極的な考え("そう思う"と回答した上位2位)

次世代のために事業所は環境保全に努めるべき(48.3%) 環境保全のために尽くした事業所ほど評価されるべきだ(23.0%)

★消極的な考え("そう思う"と回答した下位2位)

環境保全のために必要であれば環境税等が課せられるのもやむをえない(6.9%)環境保全のために労力の人的・金銭的負担は惜しまない(6.9%)

〈環境保全への取組の実施状況〉

	★実施率が高い取組・上位5位		
1	廃棄物等の適正分別及び適正処理	79.3	
2	照明や冷暖房、OA 機器などの節電		
3	公共下水道への接続や浄化槽の設置	75.9	
4	製品又は包装の回収リサイクル(家電、空き缶、空き瓶、ルイなど)	70.1	
5	産業廃棄物の減量化(発生抑制、リサイクル)	67.8	
	★今後、実施が期待できる取組・上位5位	(%)	
1	従業員等に対する環境教育	48.3	
2	<u>エコマーク</u> *商品など、環境に配慮した物品の購入	46.0	
3	環境負荷の小さい製品の開発、販売または使用	43.7	
4	取引先への環境配慮の働きかけ	40.2	
4	マイカー通勤の自粛や低公害車導入、アイドリング等車両使用時の環境負荷低減	40.2	
5	環境負荷の少ない容器等の利用(リターナブル瓶など)	39.1	

〈環境施策の実現のため協力できる協同事業〉 0% 20% 40% 60% 80% 100% 道路や河川、海岸、湖岸の美化活動 79.3% 地球温暖化防止に向けた取組(クールシェア、ラ 44.8% イトダウンなど) 間伐、下刈り、植林等、里山の再生・整備 33.3% 環境保全の取組を含めた工場・事業場見学 16.1% 業種を活かした親子対象の環境学習会 12.6% どれにも協力できない 12.3% (該当する項目 1.1% その他 すべてに回答)

7. 環境の課題

7.1 自然環境

<生物多様性を保全していくために>

- ・自然環境を保全するために、生物多様性の観点を取り入れ、地域の生態系を把握・ 理解した上で取り組んでいくことが必要です。
- ・海浜部や河川・湖沼、山林・農地を保全し、多面的機能を維持・向上させることが 必要です。
- 町内に生育・生息する貴重な動植物に関する情報を集約し、生育・生息環境の適切 な保全を進めていくことが必要です。
- 生態系を保全するため、外来種の種類や個体数の増加を防ぐことが必要です。
- ・町民アンケートでは、「野生生物(または貴重種)の生育・生息地の保全」について 非常に関心が低く、重要性を求める町民が少ないことから、生物多様性の保全につ いて、啓発が必要です。
- ・町民アンケートでは、「自然環境資源(水辺・里山・農地など)の利活用」に対する満足度が25.5%と低いことから、特にラムサール条約*登録湿地である涸沼については、町民の注目度を向上させるためにも、利活用を考えていくことが必要です。

< 大洗の自然や歴史、文化にふれ合い、守り続けるために>

- 大洗県立自然公園を含む多様な自然環境とのふれ合いの場について、環境に配慮しながら整備し、提供していくことが必要です。
- ・町民アンケートでは、「動植物など自然の豊かさ」に対する満足度は 45.1%でしたが、「水辺や生きものなど自然とのふれあいの場」に対する満足度が 35.7%であることから、自然環境とふれ合う場や機会を提供していくことが必要です。
- ・本町の自然環境や歴史文化などを町民や観光客に伝えるために、地域ぐるみで<u>エコ</u>ツーリズム*を活性化させることが必要です。
- 指定文化財や歴史的・文化的環境を適切に保護・保全するとともに、地域の歴史や 文化に親しむ機会を提供することが必要です。
- ・磯浜古墳群など自然の中の文化財は、自然環境に配慮しながら整備していくことが 必要です。
- ・町民アンケートでは、「地域の歴史や文化とのふれあいの場」に対する満足度が 38.8%と低いことから、自然環境を保全する上でも歴史や文化にふれあう場を創出 していくことが必要です。

●町民の声(アンケート調査・自由意見より)

- ・磯あそび等、潮だまりの生き物に実際に触れることのできる大洗の自然環境が大好きです。この素晴らしい自然環境がずっと残ってほしいと思っています。
- ・施設や道路、港湾の整備等いろいろ開発整備しているが、その度に自然環境がなくなっているように思われます。
- もうこれ以上河川敷や海岸にコンクリートを入れないでください。
- 大洗の自然のすばらしさが好きで引っ越してきました。この環境をいつまでも守ってほしいです。
- ・先祖から受け継いだ農地を荒らさないように管理しています。昔は地域総出の作業がありましたが今はないです。田畑や里山への道路の草刈りなどできる範囲で頑張っています。

7.2 生活環境

< 大気環境を保全していくために>

- 大気汚染に係る環境基準に適合していない光化学オキシダントについては、原因物質の発生抑制が必要です。
- 野焼きについては、違法行為であるとともに、大気汚染の原因であることから、町 民や事業者に対する啓発の強化が必要です。
- ・自動車騒音や航空機騒音について、測定・監視を継続するとともに、必要に応じて 対策を講じていくことが必要です。
- ・住宅や事業活動から発生する悪臭や騒音・振動については、町民や事業者に対して 啓発が必要です。
- ・町民アンケートでは、「空気のきれいさ」に対する満足度が 71.0%と高いですが、 不満に思っている町民からは、将来(10年後)最も改善していることを望んでいる 環境要素であることから、さらなる大気環境の保全に努めることが必要です。
- ・町民アンケートでは、「まちの静けさ(騒音がない)」に対する満足度が 42.0%、不満度が 21.9%であることから、満足度の向上に努めることが必要です。

<水環境、土壌・地盤環境を保全していくために>

- ・公共用水域の水質調査の継続及び結果の公表、水の利用等について情報提供を積極 的に進め、水環境を保全するための普及啓発に繋げることが必要です。
- 生活排水や事業活動からの排水による公共用水域への負荷低減を図るため、適正処理の促進が必要です。
- 土壌環境保全のため、土壌汚染や地下水汚染防止について啓発が必要です。
- ・町民アンケートでは、「水のきれいさ(沿岸海域・湖沼・河川など)」に対する満足度が43.1%、不満度が20.8%であり、特に生活排水による水路などの汚れに不満が集まっているため、生活排水処理の向上に努めることが必要です。

<化学物質を管理していくために>

- ・有害化学物質による環境対策については、今後も国や県の動向に合わせ、適切な対策を進めていくことが必要です。
- 町民アンケートでは、対策の強化が必要だと思う環境問題の2番目に「放射性物質による環境汚染(福島原発事故由来)」を選択しているため、放射性物質による環境 汚染については、今後も長期的に監視していくとともに、国や県とともに適切な対策を講じていくことが必要です。

< 快適な生活空間にしていくために>

- ・町民アンケートでは、「ごみの不法投棄がない」に対する満足度が29.1%、不満度が35.3%であることから、町ぐるみで対策を強化していくことが必要です。
- ペットの糞の始末など、モラルの向上について啓発が必要です。
- ・空地、空家等の管理不足による雑草の繁茂等により、町の景観、防犯上好ましくない土地については、所有者に適切な管理を指導することが必要です。
- 町内で行われている清掃や除草などの環境美化活動を推進するとともに、ごみを捨てられない環境づくりを協働で行っていくことが必要です。

●町民の声(自由意見より)

- ・週末など暴走族の騒音が夜間うるさいので眠れない。
- 夏海で下水道設備を利用出来るように整備して欲しい。
- 大洗町は観光地であるが町内の美化が進んでないように思います。
- すてきな町なので環境美化に取り組みたい。
- 空き地や空き家の草木が伸びきって、虫も多いし、防犯上良くない。

7.3 地球環境と循環型社会

<気候変動対策を進めていくために>

- 気候変動対策は、温室効果ガスの排出量の削減を目的とした緩和策に加え、気候変動の影響に備えた適応策により進めていくことが必要です。
- ・町民一人ひとりが地球温暖化についての認識を深め、その抑制のために排出量や削減量を数値で把握できるような取組の促進や情報提供が必要です。
- 環境にやさしいエネルギー利用を進めるため、化石燃料に頼らない再生可能エネルギーの普及促進が必要です。
- 気候変動の適応策は、本町における気候変動による影響について情報を収集し、関係機関等と連携して進めていくことが必要です。
- その他、オゾン層の破壊や酸性雨など地球環境保全のための取組の推進が必要です。
- ・町民アンケートでは、対策の強化が必要だと思う環境問題の1番目に「地球温暖化による気象の異変」を選択しているため、一人ひとりの地球温暖化防止に向けた取組を強化していくことが必要です。

<循環型社会を形成していくために>

- ・町民アンケートでは、「ごみの減量化・リサイクルの推進」を行政への要望の2番目に挙げているため、ごみの排出抑制や分別の徹底など3Rについて啓発が必要です。
- ・事業者アンケートでは、「廃棄物の分別や適正処理」については徹底されてきていますが、「廃棄物の減量化(発生抑制、リサイクル)」や「包装、梱包の減量化」については実施状況が低いため、3Rについて啓発が必要です。
- ・県平均を大きく上回っている1人1日当たりのごみ排出量については、効果的な削減方法を検討し、実践していくことが必要です。
- 観光に伴うごみや漂着ごみなどの発生抑制について対策を検討することが必要です。
- ・資源化率を上げるためには、バイオマス資源など新たな資源化品目の追加を検討する必要があります。

■町民の声(自由意見より)

- ・節電や節水など自分でもできる行いは、これからも協力していきたい。
- ・少し考えて行動するだけで、それだけで積み重なって省エネになることも多くあると思うので心がけていきたい。
- ・先進国が排出するCO₂などで、南太平洋のツバルが水没の危機にある。国のリーダーたちは、全世界にとって良くなるような環境施策を行ってほしい。
- ・生ごみや水産加工、農産加工から出るごみを、たい肥化やバイオマスエネルギーに 利活用するため、町が企業等と協力できる体制を作ることはできないでしょうか。
- ・ごみが分別されずに出されていることがある。一人ひとりがもっと考えるべきである。
- 外国人を雇っている事業者は、責任をもってごみ出しのマナー教育を徹底してほしい。

7.4 パートナーシップ

<環境教育・環境学習を広げていくために>

- ・町民アンケートでは、「環境保全に対する町民の意識の高さ」について満足度が低いため、環境教育や環境学習を通して環境意識を向上させることが必要です。
- ・町民アンケートでは、「環境活動(リサイクル・美化活動・省エネ等)に関する必要 な情報が得られる」について満足度が低いため、環境活動情報を提供していくこと が必要です。
- ・小中学校での環境教育については、子どもたちが学んだり体験したりしたことを家 族が共有できるような環境づくりが必要です。
- 子どもたちによる環境活動を広めるため、「こどもエコクラブ」へ登録し、環境活動を充実させることが必要です。
- ・町民が環境について幅広い知識を得るために、正しい知識と情報を提供する場や機会を作ることが必要です。

<環境保全活動を広げていくために>

- ・地域の力を活用し、協働で環境保全活動を推進していくための仕組みづくりが必要です。
- ・町民や団体、事業者が積極的に実践している環境活動を紹介し、活動の普及・啓発 を強化することが必要です。
- ・事業者においては、環境に配慮した事業活動の促進が必要です。
- ・町民の環境保全活動を活性化させるため、町民や学校、各種団体が行う環境保全に 関する活動の支援が必要です。

●町民の声(自由意見より)

- 一人ひとりの意識と、家庭の教育力が大事なのかと思います。子どもとも、環境の話をして、将来、自然を大切に考える大人になって生活してほしいと思う。
- ・町の人口減少に伴い、環境の悪化が心配です。
- 大洗町の環境保全活動は、町全体、町民一人ひとりの思いと活動が必要と考えている。
- 町民みんなで町を美しくする仕組み作りをしてほしいと思います。



第3章 計画の目標と施策体系

- 1. 本町の望ましい環境将来像
- 2. 基本目標
- 3. 環境施策の体系

1. 本町の望ましい環境将来像

「大洗町環境基本条例」に掲げた基本理念の実現に向けた最も基本的な目標を、本町の望ましい環境将来像として次のように定めます。

ひとと自然が共生し 環境にやさしいまち 大洗



2 基本目標

2.1 恵まれた自然を守り、大洗の魅力を活かしていこう

本町は、美しい海岸線が続く海、砂浜後背地に続く松林や汽水湖である涸沼など、恵まれた自然環境を活用し、水産業や観光業を発展させてきたことから、自然環境の保全は町の発展にとって大変重要です。町民にとっても、美しい海や水鳥が集まる涸沼など豊かな自然環境がある町に住んでいることは、心の癒しであり、誇りでもあります。また、本町の文化財や祭りなどは、自然と共に育まれてきた郷土の歴史や文化を後世に伝えるものであり、郷土愛を育むためにも保存・継承していくことが必要です。

私たちは、町の重要な資源である恵まれた自然を守り、大洗の魅力をもっと活かす町を目指していきます。

2.2 快適で安心して暮らせるよう、

きれいな空気や水を育み、清潔なまちにしていこう

本町の生活環境に関する問題は、自動車排ガスなどの大気汚染や事業所排水などによる水質汚濁のほか、ポイ捨てを含む不法投棄による生活空間の悪化などがあります。 これらの問題は、町民だけではなく、本町に魅力を感じて訪れる観光客のためにも、改善が望まれます。

快適な生活環境を維持し、さらなる向上を目指すためには、毎日の暮らしや事業活動から大気汚染や水質汚濁の原因物質を低減させ、清掃活動や花いっぱい運動などの環

境美化活動を進めていくことが必要です。

私たちは、快適で安心して暮らせるよう、きれいな空気や水を育み、清潔な町を目指していきます。

2.3 日常生活や事業活動において、地球環境を思いやる行動をしよう

地球温暖化*の進行によるものとされる気候変動は、温室効果ガス*の排出抑制対策である「緩和策」と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」により対策を進める必要があります。緩和策については、日々の暮らしや事業活動から排出される温室効果ガス量を削減するため、排出量や削減量を数値などで把握しながら取り組めるようにすることが目標達成に繋がります。また、適応策については、気候変動による現象にある程度適応する必要があることを認識し、多岐に渡る分野から本町が進めるべき取組について、関係機関等と連携して検討を進める必要があります。

循環型社会を形成するためには、生産者は自ら生産する製品等について、使用され廃棄物となった後まで考えた生産活動を行うとともに、消費者は賢い選択とできるだけ廃棄物を減らす消費行動を行うことが重要です。本町の1人1日当たりのごみの排出量は県内最多であるため、3Rの最優先順位である「ごみの発生抑制(Reduce(リデュース))」は、緊急の課題として町全体が一丸となって取り組むことが必要です。

私たちは、地球規模の課題である気候変動対策と循環型社会の形成に取り組むため、 日常生活や事業活動において、地球環境を思いやる行動をする町を目指します。

2.4 大洗の環境を良くするために、みんなで行動し、連携していこう

本町の豊かな自然や歴史・文化を守り、観光都市として美しい町並みを維持し、持続可能な社会を目指すためには、一人ひとりが環境について理解を深め、家庭や学校、地域社会、職場などさまざまな場面で環境に配慮した活動を実践することが重要です。

町内の小中学校では、環境教育に地域の特性を活かした活動も取り入れるなど、様々な環境問題に対応した取組が行われています。今後は広く町民に対して、環境について正しい知識と情報を得る場や機会を作り、その後の環境保全活動に繋げていく必要があります。

環境保全活動は、町全体の美化活動として定着している「クリーンアップ大洗」がありますが、今後は、美化活動だけではなく、水辺や里山の生態系保全、外来種除去などにも拡大していけるよう活動内容の拡充と協働で推進していくための仕組みづくりが必要です。また、町内の事業者が行っている松林の整備やフリーマーケットの開催、建物内の全照明 LED 化など環境にやさしい取組を町民や事業者に周知し、町全体の環境意識の向上と環境保全活動の活性化を図ることが必要です。

私たちは、大洗の環境を良くするために、みんなで行動し、連携する町を目指していきます。

3. 環境施策の体系

環境将来像 基本目標 環境施策の方向 1.1 生物多様性を理解し、 生態系を守っていこう とと自然 恵まれた自然を守り、 大洗の魅力を活かしていこう 1.2 大洗の自然・歴史・文化と ふれ合い、守り伝えよう が 共 2.1 海風が心地よい大気環境を維持しよう 生 2.2 きれいな海を守り、 快適で安心して暮らせるよう 泳げる涸沼を目指そう きれいな空気や水を育み、 清潔なまちにしていこう 環 2.3 暮らしの安心・安全を守り続けよう 境 2.4 清潔な町並みを保っていこう や さ 3.1 緩和と適応の両面から 気候変動対策を進めよう 日常生活や事業活動において、 61 地球環境を思いやる行動をしよう ま 3.2 3 R を進め、 循環型社会の形成を目指そう ち 4.1 環境を守るため、 大 環境について学んでいこう 大洗の環境を良くするために、 洗 みんなで行動し、連携していこう 4.2 みんなで協力し合い、 環境保全活動に取り組もう

環境施策の内容

リーディングプロジェクト

①生物多様性保全の普及・啓発 ②海浜部の保全と活用 ③河川・湖沼の保全と活用 ④山林・農地の保全と活用
①自然を活かした公園等の保全 ②文化遺産の保護・保全 ③自然・歴史・文化の活用
①大気環境の保全 ②悪臭対策 ③騒音・振動対策
①水環境の監視・調査の継続 ②生活系・事業系の排水対策 ③土壌・地下水汚染対策
①有害化学物質の排出防止対策 ②放射性物質による環境汚染対策
 ①環境美化意識の普及・啓発 ②きれいなまちづくりの推進

~計画全体を先導していく施策~

- 海の町から発信!
 美しく豊かな海を育むプロジェクト
- 2. みんな一緒に! 観光地からごみを減らすプロジェクト
- 3. 日々前進! 気候変動対策プロジェクト
- 4. 学び教え合う! 環境意識を高めるプロジェクト

3オゾ	「ン層や酸性雨など」	地球環境問題への	対応

- ①ごみの発生抑制と減量化の推進(Reduce(リデュース))
- ②再使用の推進 (Reuse(リユース))
- ③再資源化の推進(Recycle(リサイクル))

①気候変動の緩和策(CO₂削減)の推進 ②気候変動の影響に備えた適応策の推進

- ④3Rの総合的な推進と適正処理の推進
- ①環境教育の推進
- ②環境学習の推進
- ③環境情報の収集及び提供
- ①環境保全活動の普及・啓発
- ②環境保全活動リーダーの育成
- ③環境保全活動の支援



第4章 環境施策と私たちの取組

- 1. 恵まれた自然を守り、大洗の魅力を活かしていこう
- 2. 快適で安心して暮らせるよう きれいな空気や水を育み、清潔なまちにしていこう
- 3. 日常生活や事業活動において、 地球環境を思いやる行動をしよう
- 4. 大洗の環境を良くするために、 みんなで行動し、連携していこう

1. 恵まれた自然を守り、大洗の魅力を活かしていこう

1.1 生物多様性を理解し、生態系を守っていこう

環境施策	町の取組
	○ <u>生物多様性</u> *を保全するために、動植物の生息・生育状況について調 査します。
	○動植物の生息・生育状況について、町民からの情報提供を募ります。
 ①生物多様性保	〇町内で確認される生物の生息・生育情報を公表します。
全の普及・啓発	○外来種*による在来種への影響などについて把握・周知し、外来種の種類や個体数を増やさないよう啓発します。
	〇絶滅危惧種など貴重な動植物や、在来種に悪影響を及ぼす外来種の 巡視を強化するとともに、必要に応じて対策を講じます。
	〇町民が動植物に関心を持てるよう、学習会や観察会を提供します。
	〇貴重種をはじめ、多様な動植物種を保全するため、 <u>生態系</u> *に配慮した海岸整備、海岸利用を推進します。
	〇貴重な動植物の生息・生育空間の保全を推進します。
	〇大洗海岸 <u>ジオサイト*を活かした自然観察会などを推進し</u> ます。
②海浜部の保全	〇砂防林としての機能維持及び美しい自然景観維持のため、町木である松林の保全を推進します。
Can	〇砂浜の侵食防止対策及び堆砂防止対策を促進します。
	〇レジャー活動の際には、ルールの周知及びマナーについて啓発します。
	〇クリーンアップ大洗等、海岸等の清掃活動を推進します。
	〇事業活動の際には、生態系に配慮するよう周知・指導します。
	〇河川や湖沼等水辺の整備や改修を行う際には、動植物の生息・生育空間に配慮した河床整備・護岸整備を国や県に働きかけます。
	〇 <u>ラムサール条約</u> *登録湿地涸沼の保全を推進します。
③河川・湖沼の 保全と活用	○涸沼の再生のため、水生植物の維持管理活動を推進します。
	○河川や湖沼、ため池等において生態系に配慮した利用を推進します。
	〇レジャー活動の際には、ルールの周知及びマナーについて啓発します。
	○河川や水路、湖岸等の清掃活動を推進します。
	〇山林や農地の公益的な役割に対する理解を深めるため、情報提供や 啓発活動を行います。

④山林・農地の保全と活用

- ○農村との交流を通じて農地の保全を考えるため、農業体験を推進します。
- ○減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業*を推進します。
- 〇耕作放棄地の解消に取り組むとともに、環境に配慮した農業基盤の整備を推進します。
- 〇山林を守り育てるため、間伐、下刈り、植林等の保全・管理対策を推進します。
- ○茨城県森林湖沼環境税などを活用し、森林整備を進めます。
- ○安心・安全な農地とそこで生産された農作物(大洗ブランド認証品でもある「大洗日の出米」など)について PR します。

●町民の取組●

① 生物多様性保全の普及・啓発

- ・動植物の生息生育状況に関する調査に協力します。
- 県や町などが発信する動植物等の情報に注意を払い、身近な自然への配慮を心がけます。
- ・生態系を保全するために、外来種について県や町などから情報を得て、適切に取り扱い、 種類や個体数の増加を防ぎます。
- 絶滅危惧種など貴重な動植物の保全や外来種対策に協力します。
- 動植物に関する学習会や観察会に参加し、自然や動植物に関する知識を深めます。

② 海浜部の保全と活用

- ・多様な動植物種を保全するため、動植物の生態系に配慮した海岸利用に協力します。
- ・動植物の生息環境の保全に協力します。
- 大洗海岸ジオサイトを活かした自然観察会などに参加します。
- 砂防林としての機能維持及び美しい自然景観維持のため、町木である松林の保全に協力します。
- レジャー活動の際は、ルールとマナーを守ります。
- クリーンアップ大洗等、海岸等の清掃活動に参加します。

③ 河川・湖沼の保全と活用

- ラムサール条約登録湿地涸沼の保全に参加します。
- 河川や湖沼、ため池等を利用する際は、生態系に配慮します。
- ・レジャー活動の際は、ルールとマナーを守ります。
- クリーンアップひぬまネットワークが実施する涸沼流域のごみ拾いなど、河川や水路、 湖沼の清掃活動に参加します。

④ 山林・農地の保全と活用

- 山林や農地の公益的な役割について情報を入手し、理解を深めます。
- ・農業体験に参加します。
- ・減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業に取り組みます。
- ・耕作放棄地は有効活用を図り、適正に維持管理します。
- 所有する山林について、間伐、下刈り、植林等の保全管理を行います。
- ・ 山林整備に参加します。
- ・安心で安全な農地で生産された大洗の農産物(大洗ブランド認証品でもある「大洗日の出米」など)を購入します。

◆事業者の取組◆

① 生物多様性保全の普及・啓発

- ・動植物の生息生育状況に関する調査に協力します。
- ・ 県や町などが発信する動植物等の情報に注意を払い、身近な自然への配慮した事業活動 を行います。
- ・生態系を保全するために、外来種について県や町などから情報を得て、適切に取り扱い、 種類や個体数の増加を防ぎます。
- 絶滅危惧種など貴重な動植物の保全や外来種対策に協力します。
- ・動植物に関する学習会や観察会に協力します。

② 海浜部の保全と活用

- 多様な動植物種を保全するため、動植物の生態系に配慮した海岸利用に協力します。
- 砂防林としての機能維持及び美しい自然景観維持のため、町木である松林の保全に協力 します。
- ・レジャー活動を主催または提供する際は、ルールの周知とマナー啓発に努めます。
- クリーンアップ大洗等、海岸等の清掃活動に協力します。
- ・動植物の生息環境に配慮し、生態系への負荷低減に努めます。

③ 河川・湖沼の保全と活用

- 河川や湖沼等水辺の整備や改修を行う際には、動植物の生息生育空間を守るため、工法や時期等に配慮します。
- ラムサール条約登録湿地涸沼の保全に協力します。
- 河川や湖沼、ため池等を利用する際は、生態系に配慮します。
- ・レジャー活動を主催または提供する際は、ルールの周知とマナー啓発に努めます。
- ・クリーンアップひぬまネットワークが実施する涸沼流域のごみ拾いなど、河川や水路、 湖沼の清掃活動に協力します。

④ 山林・農地の保全と活用

- ・山林や農地の公益的な役割について情報を入手し、事業活動の際に役立てます。
- ・ 町民や観光客の農業体験に協力します。
- ・減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業に取り組みます。
- ・耕作放棄地は有効活用を図り、適正に維持管理します。
- ・山林の伐採を伴う事業を行う際は、緑の保護と育成に努めます。
- ・安心で安全な農業の活性化のため、大洗の農産物(大洗ブランド認証品でもある「大洗日の出米」など)の PR に協力します。

- ・県や町などが発信する動植物等の情報に注意を払い、自然への配慮を心がけます。
- ・生態系を保全するために、外来種について県や町などから情報を得て、適切に取り扱い、 種類や個体数の増加を防ぎます。
- 多様な動植物種を保全するため、動植物の生態系に配慮した海岸利用に協力します。
- レジャー活動の際は、ルールとマナーを守ります。
- ・ラムサール条約登録湿地涸沼の保全に協力します。
- ・農業体験に参加します。

1.2 大洗の自然・歴史・文化とふれ合い、守り伝えよう

環境施策	町の取組
①自然を活かし た公園等の保全	○大洗県立自然公園やラムサール条約登録湿地涸沼について、自然を活かした公園等の適切な整備・維持管理を推進します。
	○大洗水辺プラザや涸沼湖畔などにおいて、自然を活かした、町民や観 光客が親しめる空間を創出していきます。
	〇文化遺産を広く紹介し、文化財保護に関する啓発を強化します。
	〇文化財の調査、保存を推進します。
②文化遺産の 保護・保全	〇文化財に関する生涯学習や学校教育、郷土資料の紹介などにより、大 洗町の自然・歴史・文化に親しむ機会の拡充を図ります。
	〇磯浜古墳群など自然の中にある文化財等を保全します。
	〇伝統行事を保存・継承していくため、後継者を育成します。
③自然・歴史・ 文化の活用	〇ラムサール条約登録湿地である涸沼が推進する「保全と再生」、「賢明 な利用」、「交流と学習」について町民とともに検討し、取り組んでい きます。
	〇自然環境や文化財を活かした観光やまちづくりを推進し、自然や文化 に親しむ機会を提供します。
	〇観光客に自然保護や環境保全への理解を深めてもらうため、大洗町の 自然・歴史・文化を地域ぐるみで伝えるエコツーリズムを推進します。
	〇農水産物を活かした観光や、食育につながる農水産業の取組を推進し ます。

●町民の取組●

① 自然を活かした公園等の保全

- ・大洗県立自然公園やラムサール条約登録湿地涸沼について、自然を活かした公園等の適切な整備、維持管理に協力します。
- 大洗水辺プラザや涸沼湖畔などにおいて、自然を活かしたみんなが親しめる空間を大切にします。

② 文化遺産の保護・保全

- ・大洗町の史跡や天然記念物などの知識を深め、貴重な文化財を大切にします。
- ・文化財の調査や保存に協力します。
- ・磯浜古墳群など自然の中にある文化財等の保全に協力します。
- 伝統行事を保存し継承していくため、後継者の育成に協力します。

③ 自然・歴史・文化の活用

- ・ラムサール条約登録湿地である涸沼が推進する「保全と再生」、「賢明な利用」、「交流と 学習」について、検討する場や活動に参加します。
- 大洗の自然環境や文化に親しみ、地域資源を大切にします。
- ・エコツーリズム*の活性化のため、大洗の自然、歴史、文化を地域ぐるみで伝える取組に協力します。
- ・農水産物を活かした観光や食育につながる農水産業の取組に参加します。

◆事業者の取組◆

① 自然を活かした公園等の保全

- 大洗県立自然公園やラムサール条約登録湿地涸沼について、自然を活かした公園等の適切な整備や維持管理に協力します。
- 大洗水辺プラザや涸沼湖畔などにおいて、自然を活かしたみんなが親しめる空間の保護 に協力します。

② 文化遺産の保護・保全

- 大洗町の史跡や天然記念物などの知識を深め、貴重な文化財に配慮した事業活動を行います。
- ・文化財の調査や保存に協力します。
- ・ 磯浜古墳群など自然の中にある文化財等の保全に協力します。
- 伝統行事を保存し継承していくため、後継者の育成に協力します。

③ 自然・歴史・文化の活用

- ラムサール条約登録湿地である涸沼が推進する「保全と再生」、「賢明な利用」、「交流と学習」について、検討する場や活動に協力します。
- 大洗の自然環境や文化に親しみ、地域資源を大切にします。
- ・エコツーリズムの活性化のため、大洗の自然、歴史、文化を地域ぐるみで伝える取組に 協力します。
- ・農水産物を活かした観光や食育につながる農水産業に取り組みます。

- 大洗水辺プラザや涸沼湖畔などにおいて、自然を活かしたみんなが親しめる空間を大切 にします。
- 大洗の自然環境や歴史、文化に親しみ、地域資源を大切にします。
- ・ 漁業体験や農業体験など、大洗の農水産業に触れ合い、食育に活かします。

2 快適で安心して暮らせるよう、 きれいな空気や水を育み、清潔なまちにしていこう

2.1 海風が心地よい大気環境を維持しよう

環境施策	町の取組
	〇大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。
	〇工場・事業場等からの排出ガスについては、「大気汚染防止法」など の関係法令に基づき指導します。
	Oアイドリングストップ*など環境に配慮した運転(エコドライブ*)の 普及啓発を図ります。
①大気環境 の保全	〇 <u>低公害車**(ハイブリッドカーや電気自動車など)の選択・普及を推進します。</u>
	〇大気汚染防止につながる電気自動車の普及を促進するため、公共施設 や観光施設等における充電スタンドの導入を推進するとともに、設置 位置情報を提供します。
	〇大気環境を保全するため、可能な時は、徒歩や自転車、公共交通機関 の利用を推進します。
	〇悪臭防止に関する普及・啓発を推進します。
②悪臭対策	〇事業活動から発生する悪臭については、「悪臭防止法」や「水質汚濁防 止法」などの関係法令に基づき指導します。
公 悉吴刈宋	〇家庭ごみや農業用ビニールの自家焼却(野焼き)の禁止について啓発 するとともに、監視を強化します。
	〇浄化槽の適正管理について啓発します。
③騒音・振動 対策	〇事業所からの騒音・振動については、「騒音規制法」、「振動規制法」 などの関係法令に基づき指導します。
	〇工場、事業場及び工事現場での作業に対し、機械設備の低騒音化を推 進します。
	〇生活騒音や自動車・バイクなどの運転に伴う騒音については、モラル 向上の啓発に取り組みます。
	〇自動車騒音の測定・監視に協力し、実態把握及び対策の検討につなげ ます。
	〇航空機騒音の測定・監視の実施に協力します。

●町民の取組●

① 大気環境の保全

- アイドリングストップなど環境に配慮した運転(エコドライブ)について知識を深め、 エコドライブを心がけます。
- 自動車の購入の際は、低公害車(ハイブリッドカーや電気自動車など)を選択します。
- 電気自動車を使用する際は、町内の充電スタンド情報を入手して利用します。
- 大気環境を保全するため、可能な時は、徒歩や自転車、公共交通機関を利用します。

② 悪臭対策

- 悪臭の原因となる家庭ごみや農業用ビニールの自家焼却(野焼き)は行いません。
- 争化槽は適正に管理し、悪臭が発生しないようにします。

③ 騒音・振動対策

- ・近所に迷惑となる生活騒音は出さないようにします。
- 自動車やバイクの運転に際しては、居住環境に配慮し、騒音を防止します。

◆事業者の取組◆

① 大気環境の保全

- 大気汚染防止法など関係法令等を順守するとともに、大気汚染物質による環境負荷低減に努めます。
- ・アイドリングストップなど環境に配慮した運転(エコドライブ)を実施します。
- ・業務用自動車の購入の際は、低公害車(ハイブリッドカーや電気自動車など)を導入します。
- 電気自動車の普及に協力するため、観光施設等において充電スタンドの導入を検討します。
- 大気環境を保全するため、ノーマイカーデーを設けるなど自家用車通勤を控え、自転車 や公共交通機関を利用します。

② 悪臭対策

- ・悪臭防止法や水質汚濁防止法など関係法令等を順守し、悪臭防止に努めます。
- ・農業用ビニールなどは自家焼却(野焼き)を行わず、適正処理を行います。
- ・廃棄処分する農産物や水産系残滓などは、悪臭を発生させないように、腐敗する前に処理します。
- 事業活動からの排水等による悪臭を防止するため、浄化槽を適正に管理します。

③ 騒音・振動対策

- ・騒音規制法、振動規制法など関係法令等を順守し、騒音防止や振動防止に努めます。
- ・工場、事業場及び工事現場での作業において、機械設備の低騒音化や防音設備の充実化 に努め、騒音や振動の低減化を図ります。
- ・ 車両等の適正管理に努め、騒音防止や振動防止に努めます。

★滞在者の取組★

- ・アイドリングストップなど環境に配慮した運転(エコドライブ)を心がけます。
- ・電気自動車の充電の際は、大洗町内の充電スタンド情報を入手して利用します。
- ・大気環境を保全するため、可能な時は、徒歩や自転車(レンタサイクルなど)、公共交 通機関を利用します。
- 居住環境に配慮し、自動車やバイクの運転の際などは、騒音を防止します。

2.2 きれいな海を守り、泳げる涸沼を目指そう

2 されいな海を守り、冰ける酒店を目指でう	
環境施策	町の取組
①水環境の監視	〇河川や地下水など公共用水域の水質調査に協力し、水質を監視すると ともに、結果の公表及び対策の検討を行ないます。
・調査の継続	〇水の利用や水循環に関する情報提供をします。
	〇工場・事業場からの排水を監視し、適切に指導します。
②生活系・事業 系の排水対策	〇公共下水道処理区域内における接続を推進するとともに、その他の区域における浄化槽の設置を推進します。
	〇浄化槽の設置について、設置補助を行うとともに、設置者には適正な 維持管理(法定検査や清掃等)を指導します。
	〇環境負荷の低い洗剤の使用や水切りネットの使用など、生活排水に よる水質汚濁防止の普及・啓発を進めます。
	〇事業活動においては、「水質汚濁防止法」、「下水道法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」など関係法令に基づき排水基準の遵守の徹底や排水の負荷低減による排水対策を推進します。
	〇化学物質や油、農薬流出などの水質事故を防止するため、処分方法や 処分先を周知するなどし、対策を推進します。
	○事業所における排水処理に関し、情報を提供します。
	〇「涸沼水質保全計画」を推進します。
③土壌・地下水 汚染対策	〇農地からの流出水や地下浸透水による水質汚濁を防止するため、農薬 や化学肥料の適正・適量使用を推進します。
	〇廃棄物からの汚染物質の流出や、排水の地下浸透による土壌・地下水 汚染を防止するための監視を行います。
	〇土壌汚染を防止するため、「大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制 に関する条例」など関係法令について周知します。

●町民の取組●

① 水環境の監視・調査の継続

- ・県や町が公表する河川や地下水などの水質調査結果に関心を持ちます。
- ・ 水の利用や水循環に関する認識を深めます。

② 生活系排水対策

- ・公共下水道処理区域内では速やかに接続し、その他の区域では浄化槽*を設置します。
- 争化槽は適正な維持管理(法定検査や清掃等)を行います。
- ・家庭で使用する洗剤類は、環境負荷の低いものを選んだり、使用量を減らしたりします。
- 流しでは水切りネットを使用し、また、食器類は油汚れをふき取ってから洗います。
- ・化学物質や油が入った容器や不要になった農薬を処分する際は、処分方法や処分先を確認し、適正に処分します。
- 「涸沼水質保全計画」の推進に協力します。

③ 土壌・地下水汚染対策

- ・農薬や肥料は、適量を適正に使用します。
- ・汚染物質が流出するおそれのある廃油缶などは屋外に放置せず、管理または処分します。

◆事業者の取組◆

① 水環境の監視・調査の継続

- 県や町が公表する河川や地下水などの水質調査結果に関心を持ちます。
- 水の利用や水循環に関する認識を深めます。
- ・必要に応じて、工場や事業場からの排水の検査及び監視を行います。

② 事業系の排水対策

- ・公共下水道区域内では速やかに接続し、その他の区域では処理浄化槽を設置するとともに、適正に維持管理します。
- •「水質汚濁防止法」、「下水道法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」など関係法令に基づき排水基準の遵守の徹底や排水の負荷低減を図ります。
- ・化学物質や油が入った容器や不要になった農薬を処分する際は、処分方法や処分先を確認し、適正に処分します。
- 効果的な排水処理対策について情報を収集し、活用します。
- 「涸沼水質保全計画」の推進に協力します。

③ 土壤•地下水污染対策

- ・農薬や化学肥料は、適量を適正に使用します。
- ・廃棄物の保管や化学物質の使用、保管、輸送及び廃棄等にあたっては、適正に管理し、 事業活動からの土壌及び地下水汚染防止、その他環境汚染の防止を図ります。
- •「大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」など関係法令に基づき、土壌 汚染の防止及び地下水汚染の防止を図ります。

★滞在者の取組★

- きれいな海を守るため、水環境の保全に協力します。
- ・屋外でのレジャー活動では、川や海の水を汚さないようにします。
- ・観光施設では、環境負荷の低い洗剤類を使用したり、飲み残しを減らしたりして、排水の負荷低減に努めます。

2.3 暮らしの安心・安全を守り続けよう

環境施策	町の取組
①有害化学物質 の排出防止 対策	〇事業者に対し、関係法令等に基づく化学物質の適正な管理・使用について啓発します。
	〇農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関し、環境への配慮について意識啓 発を行います。
	○ダイオキシン類や環境ホルモンなど有害化学物質に関する情報収集及 び提供を行い、環境保全意識の啓発を図ります。
	〇アスベスト(石綿)*を含む建築物等の解体に伴う飛散防止対策等について、関係機関と連携し、必要な対策を講じます。
②放射性物質に よる環境汚染 対策	〇大貫地区及び磯浜地区で測定している放射線量の監視を継続します。
	〇国や県が実施している農水産物等の放射性物質濃度について公表する とともに、関係機関と連携し、必要な対策を講じます。
	〇放射線量や放射性物質濃度の現状について、町民が正しく理解できる よう、環境学習の場などを活用して周知します。

●町民の取組●

① 有害化学物質の排出防止対策

- 洗剤などは植物由来の製品に切り替えるなど、有害性の少ない製品を購入、使用します。
- 環境保全型農業により生産された農作物を購入するようにします。
- ・除草剤などの農薬は安易に使用せず、使用する場合は適正に使用します。
- 野菜や草花を育てるために化学肥料を使用する際は、適正に使用します。
- ダイオキシン類*の発生を防ぐため、自家焼却(野焼き)は行いません。

② 放射性物質による環境汚染対策

- ・放射線量や放射性物質濃度の現状について、県や町が公表するホームページや広報紙などから情報収集に努めます。
- ・ 県や町が公表する町内の放射線量や食品等の放射性物質の情報について、正しく理解します。

◆事業者の取組◆

① 有害化学物質の排出防止対策

- 有害化学物質を使用しない工程へ可能な限り変更します。
- ・農薬や化学肥料などは適正に使用し、環境保全型農業に積極的に取り組みます。
- ダイオキシン類の発生を防ぐため、焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。
- ・アスベスト(石綿)を含む建築物等の解体の際は、関係法令に基づき飛散防止等適切な 対策を行います。

② 放射性物質による環境汚染対策

・事業資材、製品、廃棄物等の放射線量及び放射性物質濃度を測定し、適正に管理します。

- レジャー用品などは、植物由来の洗剤や着火剤を選択するなど、有害性の少ない製品を使用します。
- 環境保全型農業により生産された農作物を購入するようにします。
- 大洗町内の放射線量や農水産物等の放射性物質濃度については、県や町が公表するホームページなどから情報を収集します。

2.4 清潔な町並みを保っていこう

環境施策	町の取組
	〇町民の環境美化意識を高めるため、広報紙やイベント等を活用し、啓 発活動を行います。
	〇ペットのふんの持ち帰りや飼育上のマナーの普及啓発を図ります。
①環境美化意識	〇雑草などの繁茂した空き地の適正な管理を指導します。
の普及・啓発	〇所有地内の樹木等の管理について啓発を図ります。
	○大洗サンビーチや大洗水辺プラザなどの海岸や涸沼湖岸など町の観光 地における利用者へのごみの持ち帰りについて啓発します。
	〇空き家等の適正な維持管理を指導・啓発します。
②きれいなまち づくりの推進	〇「大洗町景観計画」に基づき、自然と暮らしの営みを活かした「おもてなし」景観を実現するため、きれいなまちづくりを推進します。
	〇クリーンアップ大洗をはじめ、環境保全団体や学校などが実施する清 掃活動を推進します。
	〇土地所有者(管理者)へ防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。
	〇道路沿いの植栽などを適切に管理し、景観保全とポイ捨て防止を図り ます。
	〇花いっぱい運動など、まちを彩る取組を推進します。

●町民の取組●

①環境美化意識の普及・啓発

- ごみのポイ捨ては行いません。
- ・ペットのふんは、飼い主が責任を持って始末し、飼育上のマナーを守ります。
- ・雑草などの繁茂した空き地は適正に管理します。
- 所有地内の樹木等が、道路や隣地まで伸びて他人の迷惑にならないよう適正に管理します。
- 大洗サンビーチや水辺プラザなどの海岸や涸沼湖岸などを利用した際に出たごみは、持ち帰ります。
- ・空き家等は適正に維持管理します。

②きれいなまちづくりの推進

- 大洗町のおもてなし景観の実現のため、きれいなまちづくりに協力します。
- クリーンアップ大洗をはじめ、地域の清掃活動に参加します。
- ・防護柵やネットを使用するなど、不法投棄されない環境づくりに協力します。
- ・自宅の周囲や通学路など、身近な場所の除草を心がけます。
- 花いっぱい運動など、まちを彩る活動に参加します。

◆事業者の取組◆

①環境美化意識の普及・啓発

- ・雑草などの繁茂した空き地は適正に管理します。
- 敷地内の樹木等が、道路や隣地まで伸びて他人の迷惑にならないよう適正に管理します。

②きれいなまちづくりの推進

- 大洗町のおもてなし景観の実現のため、きれいなまちづくりに協力します。
- クリーンアップ大洗をはじめ、地域の清掃活動に参加します。
- ・防護柵やネットを使用するなど、不法投棄されない環境づくりに協力します。
- 事業所及び事業所周辺の清掃や除草を行います。
- ・敷地内の緑化や花壇の管理に努め、花と緑を増やします。

- ごみのポイ捨ては行いません。
- ・ペットのふんは、飼い主が責任を持って始末し、飼育上のマナーを守ります。
- 大洗サンビーチや水辺プラザなどの海岸や涸沼湖岸などを利用した際に出たごみは、持ち帰ります。

3 日常生活や事業活動において、 地球環境を思いやる行動をしよう

3.1 緩和と適応の両面から気候変動対策を進めよう

環境施策	町の取組
	〇日常生活において、CO2削減につながる取組を広報紙やホームページ等で紹介し、町民のライフスタイルの見直しを支援します。
	〇緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した 省エネ生活を推進します。
	〇家庭における CO_2 排出量の把握や製品やサービス購入時の CO_2 排出量表示など、 CO_2 排出量の見える化の活用を促進します。
	OCO_2 排出量が少ない <u>エコカー*</u> (ハイブリッドカーや電気自動車など) の選択の推進や CO_2 排出量を抑制するエコドライブの普及・啓発を行います。
	○CO2の吸収源となる緑の保全活動を推進します。
①気候変動の緩和策(CO ₂ 削	○「大洗町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)」を策定・推進します。
減)の推進	〇町内で行われるイベントで、地球温暖化対策を PR します。
	〇学校において、地球温暖化対策の環境教育を推進します。
	〇環境にやさしいエネルギー(再生可能エネルギーや効率的なエネルギー)の利用を推進します。
	〇住宅用太陽光発電システム及び家庭用燃料電池の設置者に、購入助成 を行います。
	〇太陽光発電システムを設置する際は、住環境への配慮と自然環境の保 護に努めるよう指導します。
	〇電気自動車の普及を促進するため、公共施設や観光施設等における充電スタンドの設置位置情報を提供します。
②気候変動の影響に備えた適 応策の推進	〇地球温暖化や適応策に関する情報を入手し、気候変動対策について町 民に分かりやすい情報を提供します。
	○大洗町における地球温暖化の影響についての知見・情報を収集し、適 応策の検討・実施を進めます。
	〇大雨や台風の増加による浸水被害や高潮災害などが起こる可能性が高まることが懸念されるため、防災訓練やハザードマップの周知を強化し、避難警戒体制の充実を図ります。
③オゾン層や	〇廃家電や自動車等からの適正なフロン回収・処理を促進します。
酸性雨など地 球環境問題へ の対応	〇事業者に対し、フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)に基づくフロン類の適正な回収・処理・管理を促進します。

- ○フロン類を使用していない製品の使用を推進します。
- ○酸性雨の原因物質である工場や自動車からの排出ガスの環境負荷 低減を推進します。

●町民の取組●

① 気候変動の緩和策(CO₂削減)の推進

- 日常生活における CO_2 排出量の把握や製品やサービスの購入時の CO_2 排出量表示など、 CO_2 の見える化を活用し、 CO_2 削減に取り組みます。
- ・家電の購入や設備の導入の際は、省エネ製品や省エネ設備を選択します。
- 緑化や<u>緑のカーテン</u>*、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネ生活に取り 組みます。
- 自動車を購入する際は、エコカー(ハイブリッドカーや電気自動車など)を選択し、運転の際はエコドライブに取り組みます。
- 所有地内の樹木や生け垣の保全、山林の維持管理のための間伐、下刈り、植林等、CO₂ の吸収源となる緑の保全に協力します。
- 太陽光発電システムや家庭用燃料電池など再生可能エネルギーや効率的なエネルギーを利用します。
- ・電気自動車を使用する際は、町内の充電スタンド情報を入手して利用します。

② 気候変動の影響に備えた適応策の推進

- ・地球温暖化や適応策に関する情報を入手し、知識を深め、気候変動対策に取り組みます。
- 防災訓練に参加するとともに、避難場所、危険箇所を日頃から確認し、災害時に備えます。

③ オゾン層や酸性雨など地球環境問題への対応

・家庭用冷蔵庫及びエアコン、カーエアコン搭載の車両を廃棄する際は、適正にフロン類 を回収するため、速やかに適切な引き渡しを行います。

◆事業者の取組◆

① 気候変動の緩和策(CO₂削減)の推進

- 製品やサービスに CO₂排出量表示など、環境ラベルを取り入れ、CO₂の見える化の活用に協力します。
- ・事業活動における燃料及び電力使用量を認識し、CO2削減に取り組みます。
- ・事業所における電化製品の購入や設備の導入の際は、省エネ型を選択します。
- 緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネに取り組みます
- 業務用自動車の購入の際はエコカー(ハイブリッドカーや電気自動車など)を選択し、 運転の際はエコドライブに取り組みます。
- 所有地内の樹木や生け垣の保全、山林の維持管理のための間伐、下刈り、植林等、CO₂ の吸収源となる緑の保全に協力します。

- ・太陽光発電システムや太陽熱、地中熱などの再生可能エネルギーや<u>コージェネレーションシステム</u>*など効率的なエネルギーを利用します。
- 太陽光発電システムを設置する際は、住環境への配慮と自然環境の保護に努めます。
- ・電気自動車の普及のため、充電スタンドの設置や設置情報の提供に協力します。

② 気候変動の影響に備えた適応策の推進

- ・地球温暖化や適応策に関する情報を入手し、事業活動における気候変動対策に取り組みます。
- 防災訓練に参加するとともに、避難場所、危険箇所を日頃から確認し、災害時に備えます。

③ オゾン層や酸性雨など地球環境問題への対応

- 可能な限り、脱フロン型の生産体制を整備します。
- フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)に基づき、フロン類の適正な回収、処理及び管理を図ります。
- ・酸性雨の原因物質である工場や自動車からの排出ガスによる環境負荷低減を図ります。

- ・観光施設において、節電・節水に協力します。
- 自動車の運転の際は、エコドライブを心がけます。
- ・ 電気自動車の充電の際は、町内の充電スタンド情報を入手して利用します。

3.2 3 Rを進め、循環型社会の形成を目指そう

環境施策	町の取組
	○ごみの分別の徹底及び適正な排出方法の啓発などにより、ごみの排出 量の削減を推進します。
	〇生ごみの減量のため、エコクッキングの普及・啓発や水切りの徹底、 堆肥化を推進します。
	〇 <u>生ごみ処理容器等</u> *の設置者に購入助成を行います。
①ごみの発生抑	〇事業活動におけるごみの分別及び減量化を推進します。
制と減量化の 推進	○食品ロス(作りすぎ・食べ残し・期限切れ等)の減量化を推進します。
(Reduce)	○商品の販売や製品等の出荷時の、梱包(包装)の簡素化を推進します。
	○ごみの減量化のため、観光地等で提供するチラシ等の適正量の作成、 飲食に伴う使い捨て食器等の簡素化等を推進します。
	〇町の広報紙類において、紙の使用量の削減やペーパーレス化を検討し、 導入します。
	〇使い捨て商品の選択は控え、簡易包装を選択するなどごみの減量の意 識啓発を行います。
@ = ##	〇使い捨て商品ではなく、繰り返し利用可能な商品の選択を推進します。
②再使用の推進 (Reuse)	〇物を大切にし、故障や破損は修理・修復による再使用を推進します。
(i lodeo)	〇古着や古物は、再使用するよう啓発します。
	〇「容器包装リサイクル法*」などに基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を円滑に推進します。
③再資源化の	〇「 <u>小型家電リサイクル法</u> *」に基づき、不要になったデジタルカメラ や携帯電話などの回収を行い、 <u>レアメタル</u> *の再資源化を推進します。
推進 (Recycle)	〇廃棄処分となる農産物や水産系残滓の有効利用を推進します。
(1 lecycle)	〇農業用廃プラスチック等の適正処理を推進します。
	〇町内で発生する落ち葉、刈り取った草などの有効利用を推進します。
④3Rの総合的 な推進と適正 処理の推進	○大洗町一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの排出抑制やリサイク ルを推進します。
	〇ごみの排出量や資源化率、最終処分率など、ごみ処理に関する情報を 公表し、3R について町民の意識向上を図ります。
	〇町民が利用しやすいクリーンセンターの運営を推進します。
	〇ごみの正しい分別ルール表にある、ごみの適正な排出の徹底とマナー を周知します。
	〇野焼きの禁止について啓発を強化します。
	〇不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。

○クリーンアップ大洗など清掃活動への参加を促進します。

O3Rの推進に向けて町民や事業者の意識啓発を図ります。

●町民の取組●

① ごみの発生抑制と減量化の推進(Reduce(リデュース))

- ・エコクッキングを心がけ、調理の過程や食べ残しでの廃棄量を減らします。
- 生ごみは、水気をよく切って排出したり、堆肥化したりして減量を心がけます。
- ・食品ロスを減らすため、家庭では買いすぎや作りすぎに注意し、外食では食べられる分 だけ注文します。
- ・買い物の際は、マイバッグ*を持参し、レジ袋をもらわないようにします。
- 過剰包装は断り、簡易包装の商品を選びます。
- ・飲食に伴う食器類は、使い捨てとなる紙皿や割り箸等の使用を減らします。
- 洗剤や調味料などは詰め替え可能な商品を選びます。

② 再使用の推進 (Reuse(リユース))

- 使い捨て商品ではなく、繰り返し利用可能な商品を選びます。
- ・物を大切にし、機械類は修理、衣服などはリフォームするなど再使用を心がけます。
- ・リサイクルショップやフリーマーケット等を積極的に活用します。

③ 再資源化の推進(Recycle(リサイクル))

- ごみは、町が行っている分別収集に従って適正に排出し、リサイクルに協力します。
- ・古紙や廃ペットボトルを原料として作られた再生品を積極的に利用します。
- 不要になった携帯電話などの小型家電は、レアメタルの回収に協力します。
- ・落ち葉や刈り取った草などは、たい肥化するなど有効利用します。

④ 3Rの総合的な推進と適正処理の推進

- 町が発信するごみ処理に関する情報に関心を持ち、3Rに取り組みます。
- ・ごみの排出時は、分別ルールとマナーを守ります。
- ごみの自家焼却(野焼き)はしません。
- 不法投棄を発見した際は、速やかに警察や町役場に通報し、情報提供に協力します。
- クリーンアップ大洗など、町内の清掃活動に参加します。

◆事業者の取組◆

① ごみの発生抑制と減量化の推進(Reduce(リデュース))

- ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制を図ります。
- 簡易包装化を進め、ごみの発生抑制に取り組みます。
- ・使い捨てではなく、可能な限り繰り返し使用できる製品の製造、販売及び使用に取り組みます。
- 食品ロスを減らすため、飲食業では提供する量や仕込み量の調節を、小売業では発注や 在庫管理等による廃棄処分量の削減などに努めます。
- ・販売店などでは、減量化推進のため、マイバッグ持参を促進します。
- 事務用品、備品などは、ごみの排出が少ない製品を購入します。

② 再使用の推進 (Reuse(リユース))

- ファイルの再使用、コピー用紙の裏紙使用など、事務用品の再利用に取り組みます。
- 商品やサービスに影響のない物品については、再使用します。
- 冷却水の循環利用など、事業活動において再使用可能な工程を導入します。

③ 再資源化の推進(Recycle(リサイクル))

- 事業系廃棄物の減量化と分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- ・製品等について、受け入れの際は、梱包(包装)の簡素化を依頼し、納品の際は、梱包 (包装)の簡素化を図ります。
- 食品を扱う事業所から排出される生ごみの減量化及び堆肥化に取り組みます。
- 農業用廃プラスチックは回収に出すなどリサイクルに協力します。
- ・落ち葉や刈り取った草などは、たい肥化するなど有効利用します。

④ 3Rの総合的な推進と適正処理の推進

- 町が発信するごみ処理に関する情報について、従業員に周知し、3R に取り組みます。
- ごみの排出時は、分別ルールとマナーを守ります。
- ごみの自家焼却(野焼き)はしません。
- ・クリーンアップ大洗など、町内の清掃活動に参加します。

- ごみ箱が設置されている場所では、分別ルールとマナーを守って適正に排出します。
- 食品ロスを減らすため、外食先では食べられる分だけ注文します。
- ・買い物の際は、マイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにします。
- ・過剰包装は断り、簡易包装の商品を選びます。
- 飲食に伴う食器類は、使い捨てとなる紙皿や割り箸などの使用を減らします。

4 大洗の環境を良くするために、 みんなで行動し、連携していこう

4.1 環境を守るため、環境について学んでいこう

環境施策	町の取組
①環境教育の 推進	〇小中学校や子ども会等が行う環境教育を目的とした活動を支援します。
	〇子どもたちによる環境活動を広めるため、「こどもエコクラブ」につい て広く紹介するとともに、登録や登録クラブへの参加を促進します。
	〇環境に関する絵画や標語などのコンクールへの参加を促進します。
	〇自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習会を開催します。
②環境学習の	〇環境をテーマにした出前講座を実施します。
世進	〇町内で行われるイベントで、地球温暖化対策をはじめとする環境保全 の普及・啓発を図ります。
	○参加しやすい環境学習会のスタイルを検討します。
③環境情報の 収集及び提供	〇町の環境に関する情報を広報紙やホームページ等で公表します。
	〇環境関連図書や資料等、環境情報の充実を図ります。
	〇国や県、他市町村などで開催している環境に関するイベントの情報を提供し、積極的な参加を促進します。

●町民の取組●

① 環境教育の推進

- ・学校や子ども会、スポーツ少年団等では、環境負荷低減を考えた活動を指導するととも に、環境教育に役立つ行事を取り入れます。
- •「こどもエコクラブ」に登録し、地域の環境保全活動や自然観察会等に計画的に取り組みます。
- 環境に関する絵画や標語などのコンクールに向けて、環境保全について考えながら作品 を仕上げ、応募します。

② 環境学習の推進

- ・自然観察会等の環境学習会に参加し、環境について学習します。
- 環境学習に取り組むため、環境をテーマにした出前講座を受講します。
- ・町内で行われるイベントで、地球温暖化対策をはじめとする環境保全について学びます。

③ 環境情報の収集及び提供

- 町の広報紙やホームページ等に掲載されている環境に関する情報を活用します。
- ・環境関連図書や資料等で環境情報を入手します。
- 国や県、他市町村等で開催している環境に関するイベントの情報を入手し、参加します。

◆事業者の取組◆

① 環境教育の推進

- ・環境教育にも活用できるよう、職場見学を受け入れます。
- ・ 事業所内での環境教育の充実に取り組みます。

② 環境学習の推進

- 事業活動を通じた環境をテーマにした出前講座に協力します。
- ・町内で行われるイベントの主催や共催、出店等をする際は、環境保全に関する啓発活動を行います。

③ 環境情報の収集及び提供

- 事業所内での環境活動をホームページ等でPRし、環境情報の提供に協力します。
- 町の広報紙やホームページ等に掲載されている環境に関する情報を活用します。
- ・環境に関するイベントの情報を入手し、協力します。

- 町で開催される自然観察会等の環境学習会に参加し、大洗の環境について学習します。
- ・町内で行われるイベント会場で、地球温暖化対策をはじめとする環境保全について学びます。
- 大洗町が発信する環境に関する情報を入手し、協力します。

4.2 みんなで協力し合い、環境保全活動に取り組もう

環境施策	町の取組
①環境保全活動 の普及・啓発	〇町民、事業者及び関係団体が連携し、協働で環境保全活動を推進して いくための組織づくりを行います。
	〇環境保全活動を積極的に行っている町民や市民団体、事業者を町のイベントや広報紙などで紹介し、活動の普及・啓発を行います。
	〇町民が気軽に参加できる環境活動メニューを整備し、広報紙や町のホ ームページなどを利用し、参加を呼びかけます。
②環境保全活動 リーダーの 確保	〇自然観察会や環境学習会等のガイドや環境保全活動のリーダー(指導 員)を育成します。
	〇地球温暖化対策を町民に啓発する茨城県地球温暖化防止活動推進員を 町で推薦し、推進員の増員を図ります。
③環境保全活動 の支援	〇町民や学校、事業所等が行う環境保全に関する活動の支援を行います。
	〇環境保全団体(環境ボランティア団体)等が行う環境保全に関する活 動の支援を行います。

●町民の取組●

① 環境保全活動 の普及・啓発

- 町や町民、事業者が協働で環境保全活動を推進していくための組織に積極的に参加します。
- ・町のイベントや広報紙などで、環境保全活動を積極的に行っている町民や町民団体、 事業者の情報を入手し、取組の参考にします。
- ・町の広報紙やホームページなどから、町が提供する環境活動メニューを取得し、参加します。

② 環境保全活動リーダーの確保

- 自然観察会や環境学習会等のガイドや環境保全活動のリーダー(指導員)を目指します。
- ・茨城県地球温暖化防止活動推進員の増員に協力します。

③ 環境保全活動の支援

- ・積極的に環境保全活動に取り組みます。
- ・学校や子ども会、町内会、市民団体等が行う環境保全活動に積極的に参加します。

◆事業者の取組◆

① 環境保全活動 の普及・啓発

- ・町や町民、事業者が協働で環境保全活動を推進していくための組織に積極的に協力します。
- 環境に関する自社の取組等の情報を可能な範囲で公開します。
- 町のイベントや広報紙などで、環境保全活動を積極的に行っている町民や町民団体、 事業者の情報を入手し、取組の参考にします。

② 環境保全活動リーダーの確保

- 自然観察会や環境学習会等のガイドや環境保全活動のリーダー(指導員)の確保に協力します。
- ・茨城県地球温暖化防止活動推進員の増員に協力します。

③ 環境保全活動の支援

- ・事業活動において、積極的に環境保全活動に取り組みます。
- 町内で行われている環境保全活動に協力します。

- 町の広報紙やホームページなどから、町が提供する海岸清掃や自然観察会などの環境 活動メニューを取得し、参加します。
- 大洗町に訪れるたびに、環境が良くなっているよう、町の環境保全に協力します。



第5章 リーディングプロジェクト

- 海の町から発信!
 美しく豊かな海を育むプロジェクト
- 2. みんな一緒に! 観光地からごみを減らすプロジェクト
- 3. 日々前進! 気候変動対策プロジェクト
- 4. 学び教え合う! 環境意識を高めるプロジェクト

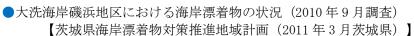
1. 海の町から発信!美しく豊かな海を育むプロジェクト

町外から持たれている大洗町のイメージは、海の町です。漁船やフェリーが出入りする活気がある港があり、わくわくするような広い砂浜や安心して子どもが遊べる磯があり、海の幸を堪能できる場所があるからで、これらすべてが海の町のイメージを形成しています。

海は、その美しい自然景観、豊かな水産資源、レクリエーションの場を通して私たちに 多くの恵みを与えてくれています。この恵みをこれからも受け続けられるように、海の町 大洗から、美しく豊かな海を育む取組を発信していきます。

1.1 現状と課題

- ・本町には、年間数十万人の海水浴客が訪れ、また年間を通してサーフィンなどレジャー活動や各種イベントなどで海岸が利用されていることから、利用時のごみのポイ捨て等を防止することが必要です。
- 海岸漂着物については、「茨城県海岸漂着物対策推進地域計画(平成23年3月茨城県)」により、成田海岸を除く海岸線が重点区域に指定されています。本町の海岸で多く見られる自然系漂着物及びプラスチック類について、対策の強化が必要です。
- ・河川等公共用水域の水の汚れの指標については、涸沼川及び那珂川はおおむね環境基準を満たしていますが、涸沼や大洗沖では環境基準を満たしていません。流入河川や 港湾内の水質保全、漂着ごみ対策が必要です。
- 環境に関するアンケート調査結果では、「水のきれいさに対する満足度」や「まちの 清潔さに対する満足度」などが低いことから、水質保全や不法投棄対策が必要です。





1.2 プロジェクトの概要

- 海岸利用におけるごみの散乱防止に関する普及啓発の強化
- 海岸漂着物対策
- 流域及び海岸清掃の強化
- 河川や湖沼の水質保全の強化
- 水辺における貴重な動植物の生息生育環境の保全

1.3 環境指標と数値目標

環境指標	現状	中間目標	計画目標
	(2017 年度)	(2023 年度)	(2028 年度)
「クリーンアップ大洗」など 町内清掃活動参加者数	5,000人	5,500人	6,000人

現状:毎年7月の第1日曜日に、町内一斉清掃「クリーンアップ大洗」を実施し、町内会、各種団体・事業所、各小中学校等から参加している。その他、GW前や年

末にも町内の清掃活動を行っている。 目標:参加者の増加を目指す。

生活排水処理普及率 77.0% 81.5% 88.8%

現状:生活排水処理普及率が77.0%であり、県平均84.0%よりやや低い。

目標:公共下水道整備区域内の接続の推進、合併浄化槽の設置支援等により、生活排

水処理普及率の増加を目指す。

水のきれいさに対する満足度 (町民アンケート) 43.1% 58% 75%

現状:町民アンケートにおいて、町の環境の現状評価として、「満足」+「やや満足」

と回答した割合を対象。

目標:「どちらとも言えない」と回答した町民(31.0%)が、「満足」+「やや満足」

に移行することを目指す。

まちの清潔さに対する満足度 (町民アンケート) 38.8% 57% 75%

現状:町民アンケートにおいて、町の環境の現状評価として、「満足」+「やや満足」

と回答した割合を対象。

目標:「どちらとも言えない」と回答した町民(36.5%)が、「満足」+「やや満足」

に移行することを目指す。

2. みんな一緒に!観光地からごみを減らすプロジェクト

本町は、茨城県を代表する観光地であり、観光客の来訪にともない、多くのごみが発生しており、本町のごみの排出量(一般廃棄物)は、人口に対し、県内で最も多い量となっています。

循環型社会の形成を目指すためには、第一にごみの発生抑制(Reduce)が不可欠で、 町民一人ひとりの努力だけではなく、本町を訪れる方にも協力を促すことが必要です。

具体的には、飲食店では提供する量を選べるようにしたり、使い捨て食器を使わないようにしたりするなど、ごみの発生抑制に繋げる取組を、さまざまな場面に取り入れていくことが必要です。

「観光地だからごみが多いことは仕方がない」という固定観念から脱却し、ごみを減らすために、迎える側はその仕組みを整え、訪れる人が協力するよう誘導し、さらにこうした取組を町民や事業者の意識啓発に繋いで、みんなで一緒に観光地からごみを減らしていきます。

2.1 現状と課題

- •2016 年度(平成 28 年度)のごみの総排出量は、9,137 t、1 人 1 日当たり 1,436gで、本県の平均値 983g(出典:平成 30 年版茨城県環境白書)を大きく上回っていることから、町民や事業者に対し、ごみの発生抑制を強化する必要があります。
- ・本町の観光の特徴として、海水浴場や街中散策で飲食できるよう、屋台での飲食物の 提供時に使い捨て容器の利用が多く見られるため、使い捨て容器を減らし、繰り返し 使える食器類(リユース食器)の使用について、飲食店が連携した独自のシステムを 考案する必要があります。
- ・食品ロスによる廃棄量が全国的に多く、特に観光業の割合が多い本町でも大きな課題です。飲食店では食べ残しや仕込み過ぎを、小売店では売れ残りを、家庭では買いすぎなどを減らすための取組が必要です。
- ・観光客向けの案内チラシ、町民向けの広報紙などは、社会の実情に合わせた形を検討 し、印刷部数や用紙サイズの見直し、ペーパーレス化(ウェブサイトでの閲覧)など を導入し、廃棄量を削減していくことが必要です。
- ・環境に関するアンケート調査結果では、「詰め替え商品や再使用、再生利用しやすい商品を優先した購入に努めている割合」や「生ごみのたい肥化などでごみの減量化に努めている割合」、「包装、梱包の減量化に取り組んでいる割合(事業者)」について、取組が促進されるよう、啓発の強化が必要です。

2.2 プロジェクトの概要

- ・町民や事業者に対するごみ発生抑制の啓発の強化
- ・リユース食器の導入
- ・食品ロス削減の促進 (提供の仕方や発注管理、在庫管理、賞味期限と消費期限の違いの啓発など)
- ・町発行印刷物の発行枚数の削減とペーパーレス化の導入

2.3 環境指標と数値目標

2.3 境境指標と数値目標					
環境指標	現状 (2017 年度)	中間目標 (2023 年度)	計画目標 (2028 年度)		
一人1日当たりのごみの排出量 (一般廃棄物)	1,436g (2016年度)	1,360 g	1,290 g		
一人 1 日当たりのごみの排出量(g) = {総ごみ排出量(g)/大洗町ごみ処理区域内人口(人)}/365(日) 現状: 県平均 983g を超えている。 目標: 現状値に対し、中間目標は 5%、計画目標は 10%削減を目指す。					
町が発行する印刷物の発行枚数	206,000枚	185,400 枚	164,800 枚		
現状:回覧及び全戸配布している印刷物の発行枚数。 ※町広報紙、週報、議会だより、臨時発行等を除く。 目標:現状値に対し、中間目標は5%、計画目標は10%削減を目指す。					
詰め替え商品や再使用、再生利用し やすい商品を優先した購入に努め ている割合(町民アンケート)	60.4%	75%	91%		
現状:町民アンケートによる取組状況で、「いつも行っている」と回答した割合。 目標:「時々行っている」+「今後は行いたい」と回答した割合(30.6%)が「いつ も行なっている」に移行することを目指す。					
生ごみのたい肥化などでごみの減量化に努めている割合 (町民アンケート)	18.0%	31%	45%		
現状:町民アンケートによる取組状況で、「いつも行っている」と回答した割合。 目標:「時々行っている」+「今後は行いたい」と回答した割合の半数(27.0%)が 「いつも行なっている」に移行することを目指す。					
包装、梱包の減量化に取り組んでい る割合(事業者アンケート)	35.6%	51%	67%		
現状:事業者アンケートにおいて、環境負荷低減のために「現在実施している」と 回答した割合。 目標:「今後はしてみたい」と回答した事業者(32.2%)が、「現在実施している」に					

移行することを目指す。

3. 日々前進!気候変動対策プロジェクト

地球温暖化が原因とされる異常気象やそれによるさまざまなリスクに対して、これからは気候変動対策として、これまで取り組んできた温室効果ガス排出量の削減のための「緩和策」と、気候変動による影響に備えた「適応策」の両面から取り組んでいく時代です。 猛烈な勢力の台風や大雨、それによる甚大な災害など、異常気象が引き起こす現象が起きた時は、地球温暖化の進行についてメディアが取り上げる情報により、一時的に私たちもそれを意識し、節電や節水を心がけますが、再び日常に戻ると意識が希薄になることもあります。

日頃から、気候変動の緩和策と適応策について取り組み、日々前進させていきます。

3.1 現状と課題

- ・国が掲げる温室効果ガス排出量の削減目標は、2030 年度までに、2013 年度比で26%であるため、数値目標を意識した取組が重要です。
- 町内の温室効果ガス排出量は、199 千 t-CO₂(2015 年度)で、排出部門別では製造業が最も多く、次いで家庭部門が多い状況です。節電や節水はもちろん、省エネ型の機器への買い替えや使用方法などの見直し、環境にやさしいエネルギー利用への転換など、CO₂削減効果を実感できる取組が必要です。
- ・町では、庁舎及び公共施設の日常業務から発生する温室効果ガスの削減に向けた「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を今後策定するため、計画に基づき、全職員が 省資源及び省エネルギーにつながる取組に努めるとともに、公共施設を利用する町民 の協力の下に温室効果ガス排出量の削減を図ることが必要です。
- ・本町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき県から委嘱を受けた茨城県地球温暖化防止活動推進員による啓発活動が行われています。今後さらなる普及啓発を 進めるためには、町と連携した活動を増やしていくことが必要です。
- ・環境に関するアンケート調査結果では、「暮らしの中で節電を心がけている割合」や 「暮らしの中で節水を心がけている割合」、「緑のカーテンを作っている割合」について、取り組みが促進されるよう、普及啓発の強化が必要です。

3.2 プロジェクトの概要

- ・省エネ、節水などに関する普及啓発
 - (家庭における CO₂ 排出量や取組別削減量の把握、緑のカーテンの設置、 雨水や米のとぎ汁の有効利用、敷地内の緑化、エコドライブの推進、 公共交通機関や自転車の利用など)
- 住宅用環境配慮型設備(太陽光発電システム、家庭用燃料電池など)設置助成
- 大洗町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定及び推進

• 茨城県地球温暖化防止活動推進員との連携

3.3 環境指標と数値目標

環境指標	現状 (2017 年度)	中間目標 (2023 年度)	計画目標 (2028 年度)	
住宅用環境配慮型設備導入件数	9件	22 件	22 件	
現状:2010 年度から住宅用太陽光発電システム設置費補助事業及び家庭用燃料電池 導入支援補助を開始している。 目標:年間22件の予算確保に努め、導入件数の増加を目指す。				
暮らしの中で節電を心がけている 割合(町民アンケート) 58.4% 77%				
現状:町民アンケートによる取組状況で、「いつも行っている」と回答した割合。 目標:「時々行っている」+「今後は行いたい」と回答した割合(38.0%)が「いつ も行なっている」に移行することを目指す。				
暮らしの中で節水を心がけている 割合(町民アンケート)	27.8%	49%	71%	
現状:町民アンケートによる取組状況で、「いつも行っている」と回答した割合。 目標:「時々行っている」+「今後は行いたい」と回答した割合(43.5%)が「いつ も行なっている」に移行することを目指す。				
緑のカーテンを作っている割合 (町民アンケート)	7.8%	31%	55%	

現状:町民アンケートによる取組状況で、「いつも行っている」と回答した割合。目標:「時々行っている」+「今後は行いたい」と回答した割合(47.8%)が「いつ

も行なっている」に移行することを目指す。

4. 学び教え合う!環境意識を高めるプロジェクト

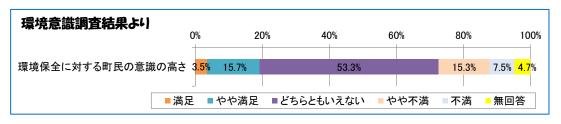
環境問題の解決に取り組むためには、環境問題について正しく理解して行動することが 重要です。例えば貴重な昆虫の生息地だと知っていても、管理の方法を間違えると生物に とっては逆効果になってしまうなど、特に自然環境の保全は簡単ではありません。

私たちの祖先は、自然と共に生きてきたため、生活の中でそれを身に付けたり、教わったりしてきましたが、現代社会を生きる私たちはと言うと、自然について知らないことが多く、改めて学んでいかなければ適切な対処ができません。また、生まれた時から便利な生活に慣れているため、資源やエネルギーも当たり前のように使い、それが環境を蝕んでいることを知りつつも、本気で向き合っているとは言えません。

持続可能な社会を実現するためには、一人ひとりの環境意識を高め、実践的な取組を進めていく必要があります。そのために、環境問題や環境保全について、大人も子どもも学び教え合えるプロジェクトにより、私たちの環境意識を高めていきます。

4.1 現状と課題

- ・町内の小中学校では、漁体験や海岸清掃など、地域特性を活かした環境教育が行われています。子どもたちが吸収した環境情報を、家庭や地域に広める取組が必要です。
- ・出前講座や自然観察会など町主体の環境学習を通して、町民が楽しく学べる機会を提供することが必要です。
- ・本町で開催するイベント等には、町内外から多くの来訪者があるため、積極的に環境 に関する啓発を行なうことが必要です。
- 環境に関するアンケート調査結果では、「環境保全に対する意識の高さへの満足度」 や「環境活動に関する必要な情報が得られることへの満足度」、「環境について家族 や友達と話し合っている割合(中学生)」などが低いことから、環境全般に関する意 識啓発が必要です。



4.2 プロジェクトの概要

- ・環境学習指導者、環境保全活動指導者の確保 (茨城県環境アドバイザー制度や茨城県地球温暖化防止活動推進員制度の活用、 環境活動団体等からの指導者の推薦など)
- ・こどもエコクラブの紹介や登録の促進

に移行することを目指す。

- ・環境に関する作文や絵画など作品の募集及び表彰
- ・環境学習メニューの提供 (テーマ別出前講座、自然観察会、体験型学習会、イベント会場におけるワークショッ プなど)

4.3 環境指標と数値目標

+.3 境児拍標と数旭日標				
環境指標	現状 (2017 年度)	中間目標 (2023 年度)	計画目標 (2028 年度)	
環境学習メニュー件数	1 件	4 件	4 件	
現状: ごみの削減やリサイクルに関す 目標: 町民の環境意識向上のため、野			ど継続していく。	
環境学習会参加者数	20人	80人	80人	
現状: ごみの削減やリサイクルに関する出前講座に 20 人が参加している。 目標:環境学習会への参加者数を増やし、それを維持していく。				
環境保全に対する意識の高さへの 満足度(町民アンケート)	19.2%	32%	45%	
現状:町民アンケートにおいて、町の環境の現状評価として、「満足」+「やや満足」と回答した割合を対象。 目標:「どちらとも言えない」と回答した町民の半数(26.6%)が、「満足」+「やや満足」に移行することを目指す。				
環境について家族や友達と話し合っ ている割合(中学生アンケート)	27.3%	34%	41%	
現状:中学生アンケートによる取組状況で、「している」と回答した割合。 目標:「今はしていないがこれからはしたい」と回答した割合(14.4%)が「して いる」に移行することを目指す。				
環境に関する必要な情報が得られる ことへの満足度(町民アンケート)	34.9%	59%	83%	
現状:町民アンケートにおいて、町の環境の現状評価として、「満足」+「やや満足」と回答した割合を対象。				

目標:「どちらとも言えない」と回答した町民(48.2%)が、「満足」+「やや満足」



第6章 計画の推進

- 1. 計画の推進体制
- 2. 計画の進行管理

1. 計画の推進体制

本計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って本計画の推進を図るものとします。

(1) 大洗町環境審議会

本計画の環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「大洗町環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針等について提言等を行います。

(2) 大洗町環境保全推進委員会

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁舎内に「大洗町環境保全推進委員会」を設置し、本計画に掲げた施策の効果的推進及び総合的な調整を図ります。また、計画の進行管理、情報収集及び情報発信を行います。

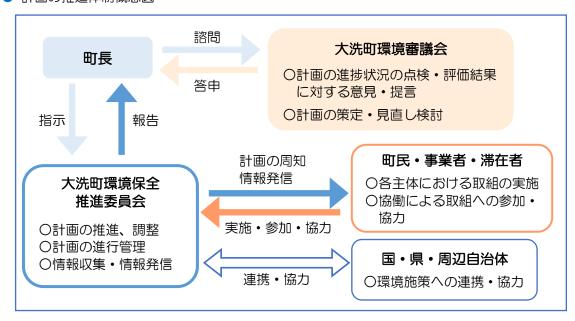
(3) 町民・事業者との協働

本計画に掲げる環境施策を推進するために、町民、事業者に対し、積極的な広報活動による情報発信を図り、協働による取組を進めます。

(4) 広域的な連携

環境の保全と創造に関する広域的課題や地球環境問題等への対応については、国や県、 周辺自治体との連携と協力の下、広域的な視点から取組を推進します。

計画の推進体制概念図



2. 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画・管理(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、 見直し(Action)という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

計画·管理(Plan) -

○大洗町環境保全推進委員会は本計画の進 行管理を行っていきます。

実施(Do)

〇必要に応じて施策や取組内容 の見直しを検討し、改善を図 ります。

見直し(Action)

- ○大洗町環境保全推進委員会は、町民・事業者等へ 計画を周知し、環境保全活動の普及・啓発を行いま す。
- 〇町・町民・事業者・滞在者は、それぞれの立場で、 また協働で環境施策に掲げる取組を実施します。

点検·評価(Check)

- ○本計画の進捗状況などについて、大洗町環境保全推 進委員会で点検・評価を行います。
- 〇進捗状況の評価結果に対して大洗町環境審議会において意見等をもらいます。

資 料 編

- 1 大洗町環境基本条例
- 2 大洗町環境基本計画策定の経過
- 3 大洗町環境審議会委員名簿
- 4 大洗町環境基本計画策定委員会委員名簿
- 5 用語解説

資料 1 大洗町環境基本条例

(平成 19年3月15日条例第8号) 改正 平成27年9月3日条例第27号 平成29年3月10日条例第8号

目次

- 第1章 総則第1条-第9条
- 第2章 環境の保全及び創造に関する指針(第10条・第11条)
- 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第12条-第24条)
- 第4章 地球環境の保全(第25条)
- 第5章 大洗町環境審議会(第26条-第31条)
- 第6章 雜則第32条

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、水と緑に囲まれた本町の自然環境を現在及び将来にわたって保全し、快適で住みよい環境を創造することについて、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、より住みやすい町を目指し、併せて町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(環境の保全及び創造に関する理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、町民が健康で安全に暮らすことのできる快適な生活環境を確保し、及び水と緑に恵まれた本町の自然環境を保護するとともに、これらを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人類共通の重要な課題である地球環境保全を国際的協調の下に積極的に推進することを旨として行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全及び創造に関する理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の 減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努める とともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止するとともに、自然環境の保護に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に努力する青務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 観光旅行等で本町に滞在する者は、第5条に定める町民の責務に準じて環境の保全に 努めるものとする。

(環境基準の確保)

第8条 町、町民及び事業者は、国が定める環境基準が確保されるように努めなければならない。

(年次報告)

第9条 町長は、毎年必要に応じて、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する指針

(施策の策定等に係る指針)

第10条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(環境基本計画)

第11条 町長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

2 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(自然環境の保全に関する措置)

第12条 町は、緑化を推進し、動植物を保護し、その他自然環境を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(歴史的遺産等の保全の推進)

第13条 町は、歴史的及び文化的な遺産の保全を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(土地利用等に関する措置)

第14条 町は、地域開発計画、都市計画、産業振興計画等の策定に当たっては、土地利用の基本構想に適合するように必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、開発行為(主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形成の変更をいう。)により、良好な環境が損なわれることのないように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第15条 町は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(公害の防止)

第16条 町は、科学物質等による環境への負荷の低減に努めるとともに、公害の発生を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、水源の保護並びに河川及び湖沼の浄化を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(協定の締結等)

第17条 町は、必要があると認めるときは、事業者と協定を締結し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施設整備の推進)

第18条 町は、公園、緑地その他の公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、廃棄物及び下水道の公共的な処理施設の整備その他環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な生活環境の確保)

第19条 町は、火災、水害、地震災害その他の災害の発生を予防し、又は拡大を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町は、道路交通環境の整備その他町民の交通安全を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、ごみ等の散乱を防止し、清潔で美しい生活環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 町は、ふん害等を防止し、清潔で美しい生活環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 町は、空き地及び廃屋が放置されることにより生ずる防火上、防犯上その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 町は、建築物による日照阻害及び電波障害を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の促進)

第20条 町は、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的な利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の推進等)

第21条 町は、町民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これらの者の自発的活動が促進されるよう、教育及び文化活動の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(監視体制の整備)

第22条 町は、環境の状況を把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視体制を整備するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第23条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第24条 町は、町民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う緑化運動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 地球環境の保全

(地球環境保全の推進及び国際協力)

第25条 町は、地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体及び 民間団体等と協力し、地球環境保全に関する国際協力に努めるものとする。

第5章 大洗町環境審議会

(設置)

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、大洗町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第27条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項に関し、必要な調査及び審議を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他環境の保全に関すること。

(組織)

第28条 審議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(仟期)

第29条 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第30条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第6章 雜則

(委任)

第32条 この条例の施行について、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月3日条例第27号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成29年3月10日条例第8号) この条例は、平成29年4月1日から施行する。

資料2 大洗町環境基本計画策定の経過

日付	会議名等	主な内容
2018. 6. 7	第 1 回 策定委員会	○計画策定のスケジュールについて ○環境に関する環境意識調査 (アンケート) について
2018. 6.		・町民(大人・中学生)、事業者を対象とした環境意 識調査(アンケート)の実施
2018.10.10	第2回 策定委員会	○第2次大洗町環境基本計画(素案)について・第1章 基本的事項・第2章 大洗町の環境ー現状と課題ー・第3章 施策の体系について・第4章 環境施策と私たちの取組
2018.11. 5	第3回 策定委員会	○第2次大洗町環境基本計画(素案)について・第2章 大洗町の環境ー現状と課題ー・第3章 環境施策の体系について・第4章 環境施策と私たちの取組・第5章 リーディングプロジェクト
2018.11.14	第4回 策定委員会	〇第2次大洗町環境基本計画(素案)について ・第4章 環境施策と私たちの取組 ・第5章 リーディングプロジェクト
2018.11.26	環境審議会	〇第2次大洗町環境基本計画(素案)の審議について
2018.12.19	第5回 策定委員会	〇第2次大洗町環境基本計画(素案)について ・第6章計画の推進について ・環境基本計画(案)について
2018.12.26		・審議会委員・策定委員会委員へ計画(案)の提示
2019. 2.6~2.25		・計画(案)の公表及び意見募集
2019.03.08	環境審議会	〇第2次大洗町環境基本計画案(最終案)について 〇答申書(案)について





環境審議会

策定委員会

資料3 大洗町環境審議会委員名簿

(敬称略)

役員名	所属及び役職名	氏名
会長	大洗町議会議長	今村 和章
副会長	大洗地区涸沼浄化対策協議会会長	小野瀬 優
委員	大洗町観光協会会長	大里明
11	大洗町漁業協同組合代表理事組合長	飛田 正美
11	大洗町水産加工業協同組合代表理事組合長	鈴木保男
11	大洗町農業委員会会長	小沼 正男
11	大洗町連合女性会会長	竹内幸枝
11	特別養護老人ホームうみべの家	加部東孝浩
11	茨城生物の会会長	小菅 次男
11	国立大学法人茨城大学人文社会学部教授	原口。弥生
11	地球温暖化防止活動推進員	藤本透江
11	茨城県環境アドバイザー	斎藤 保夫
11	大洗町立第一中学校校長	飯田 研一
11	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構大洗研究所所長	塩月 正雄
11	日揮株式会社技術研究所副所長	山本 尚司

資料 4 大洗町環境基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

役員名	所属及び職名	氏名
委員長	大洗町副町長	斉藤 久男
副委員長	農林水産課長	有田 和義
委員	町長公室長	小沼、敏夫
11	まちづくり推進課長	大須賀 瑞樹
11	総務課長	清宮和之
11	都市建設課長	舟生 光志
11	上下水道課長	田中秀幸
11	商工観光課長	米川 英一
11	学校教育課長	高柳 成人
11	生涯学習課長	深作 和利
11	生活環境課長	磯崎宗久
11	生活環境課生活環境係長	江沼安章
11	生活環境課生活環境係	関根 亜紀子
11	生活環境課生活環境係	亀山 大
	商工観光課長 学校教育課長 生涯学習課長 生活環境課長 生活環境課生活環境係長 生活環境課生活環境係	米川 英一 高柳 成人 深作 和利 磯崎 宗久 江沼 宏章 関根 亜紀子

資料5 用語解説

【あ行】

アイドリングストップ

自動車を停止させたまま、エンジンを回転させたままにすることをアイドリングといい、不必要なアイドリングを抑えることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制できる。

アスベスト(石綿)

石綿(イシワタまたはセキメン)ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。主成分は珪酸マグネシウム塩。アスベストは柔らかく、耐熱・対摩耗性に優れているため、ボイラー暖房の被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因となることが明らかになり、WHO(世界保健機構)ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法(1968)により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

硫黄酸化物

硫黄の酸化物の総称。一酸化硫黄 (SO)、二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃) などが含まれる。化学式から SOx (ソックス)と略称される。石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質。また、自然界においても火川ガスなどに含まれている。

茨城県版 RDB (レッドデータブック)

茨城県において希少な野生生物の保護をはじめとする施策を推進するため、県内に生息・生育する希 少な野生生物の現状を明らかにすることを目的として作成した本、『茨城における絶滅のおそれのある野 生生物』の通称。植物編と動物編がある。

エコカー(クリーンエネルギー自動車、低公害車)

エコロジーカーの略で、大気汚染物質(窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など)の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車(低公害車ともいう)。ハイブリッドカー、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車などがある。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を市民や観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。

エコドライブ

(一財)省エネルギーセンター等が推奨する省燃費運転の総称。アイドリングストップやふんわりアクセルeースタートを実践することで、10~20%の燃料消費を抑えることができる。

エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した閑居保全に役立つと認められている商品につけられるシンボルマーク。(公財) 日本環境協会が認定を行っている。再生プラスチックを利用した日用品や文具、ペットボトル再生繊維を用いた衣類などがあげられる。

オゾン層

オゾンを高濃度に含んでいる地表から 20~25kmの下部成層圏にある層。紫外線波長領域の中で生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。近年、大気中に放出されたフロンなどによって、下部成層圏で波長 200~220nmの太陽紫外線を受けて分解し、生成した塩素酸化物 (Clox) がオゾン層と反応してオゾンを減少させている。特に南極上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

温室効果ガス

太陽光線は、大気を通過して、まず地表を暖める。熱を吸収した地表からは赤外線が大気中に放射される。大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が地球から放射される赤外線の一部を吸収し、地球を温室のように暖めている現象を温室効果といい、温室効果をもたらす気体のことを温室効果ガスという。京都議定書では、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_6O)、ハイドロフルオロカーボン類(PFC_8)、パーフルオロカーボン類(PFC_8)、六ふっ化硫黄(SF_6)の6種類が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

外来種

導入(意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。)によりその自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育又は生息する生物種(分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む)。外来生物法では、生態系等への被害を及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、輸入や飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めている。

環境管理システム(環境マネジメントシステム)

環境管理システムとは、組織の最高責任者が「環境方針」を定め、計画、実施及び運用、点検及び是正措置、システムの見直しを繰り返しながら継続的に改善を図り、企業などが、企業活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすように配慮したシステムのこと。

環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業のこと。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ぶん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取組があげられる。

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、 騒音、土壌の汚染、地下水及びダイオキシン類に係る環境基準について定められている。

環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、化学物質のうち、体内に取り込まれるとホルモンに似た作用やホルモンの働きを阻害する作用をし、その生物あるいはその子孫の生殖機能に深刻な障害を与えるおそれのある物質をいう。

空間放射線量(空間線量)

ある時間内に空気中を通過する放射線の量をいう。平常時や緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。

クリーンエネルギー自動車(→エコカー参照)

コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。二酸化炭素の削減策としても注目されている。

光化学オキシダント・光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成される オゾンを主とする過酸化物の総称。このオキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い 夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための法律で、2013 年4月に施行された。この法律では、「家電リサイクル法」で指定されたテレビ、エアコンなど4品目に含まれなかった携帯電話やパソコンなどをはじめ、リモコンや電動歯ブラシなど幅広い製品が含まれる。小型家電の回収は、市町村、あるいは、国の認可を得て「認定マーク」を掲示している事業者によって行われる。家電リサイクル法における引き取り代金のような、消費者側にかかる費用負担は、小型家電リサイクル法では原則的に発生しない。

こどもエコクラブ

幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブのこと。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の輪を広げることを目的としている。

コミュニティプラント

下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。 複数の家庭から排出されるし尿と生活維排水を処理するものであり、地域で共同に利用する合併処理浄化槽の役割を持つ。

【さ行】

再生可能エネルギー

化石燃料や原子力などと異なり、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。 太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などの リサイクルエネルギーがある。化石燃料や原子力エネルギーの利用は、大気汚染物質や温室効果ガスの 排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいことから、再生可能エネルギーが注目されてい るが、一方で、エネルギー密度が低く、コスト高や不安定性、また現在の生活様式を継続する中でエネルギー需要をまかないきれるものではないなどの欠点もある。

里山

自然林に対し、人為的につくられ維持されてきた林をさす言葉。雑木林なども含めて、人里や集落周辺の森林を呼ぶ。里山は、我が国の原風景、身近な自然環境として見直されており、保全や整備される動きが活発になっている。

ジオサイト

ジオパークの見どころのことで、素晴らしい自然景観(地形)や地層、岩石、湧水、化石などが存在し、人々の歴史や文化と地球(ジオ)との繋がりが体感できる場所のこと。

ジオパーク

「地球・大地(ジオ:Geo)」と「公園(パーク:Park)」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を 意味し、地球(ジオ)を学び、丸ごと楽しむことができる場所のこと。

COD(化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略。湖沼や海域の水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を化学的に酸化する過程で消費される酸素量をmg/L で表したもの。数値が高いほど汚濁が進んでいる。

自然公園

すぐれた自然環境とその景勝を保護するとともに、その適正な利用を進めることを目的として指定された地域。自然公園法に基づく国立公園・国定公園及び県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類がある。

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標。 持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと (leave no one behind) を誓っているのが特徴。

持続可能な社会

持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会のこと。持続可能な開発とは、現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念。

浄化槽

水洗式便所と連結して、し尿及び雑排水(生活に伴い発生する汚水)を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備。し尿処理のみは単独浄化槽、し尿及び維排水処理は合併浄化槽と呼ばれる。

3R (スリーアール)

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「リフュー

ズ(Refuse=ごみになる物の拒絶)」を加え4Rと呼ばれることもある。

生態系

生物(植物、動物、微生物)とこれらを取り巻く非生物的要素(土壌、水、鉱物、空気など)とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

生物多様性

それぞれの地域の歴史の中で育まれ、進化してきた多種多様な生きものたちが、お互いにかかわり合いながら暮らしている状態を表す言葉。生物多様性には、①種内の多様性(遺伝子の多様性)、②種間の多様性、③生態系の多様性の3つがある。生物多様性は、自然生態系がバランスを維持するために必要不可欠であるため、持続可能な発展のためにも、生物多様性への配慮は欠かせない。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、ごみの焼却等により非意図的に発生する猛毒物質のこと。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。地球温暖化による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食糧不足が危惧されている。

地產地消

地域生産、地域消費の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや食糧輸送等による環境負荷の軽減の意味合いで用いられている。

窒素酸化物

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。化学式から NOx (ノックス) と略称される。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素(亜酸化窒素)は、温室効果ガスのひとつである。

低公害車(→エコカー参照)

天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市などが指定したものをいう。

【な行】

生ごみ処理容器等(コンポスト容器・密閉型容器)

生ごみを分解させ、その容量を減少、堆肥化するもの又は消滅させるもの。コンポスト容器は、屋外で

土に埋め込み、土の中の微生物を利用し推肥化する。一方、密閉型容器は、空気のない状態で働く微生物の活動を利用して、生ごみを堆肥化するため、屋内でも使用できる。また、電動式(生ごみ処理機器)もあり、バイオ式生ごみ処理機と乾燥式生ごみ処理機がある。

二酸化炭素(CO₂)

気体は炭酸ガスとも呼ばれている。-79℃で固体(ドライアイス)となる。水に溶けると炭酸となり、 弱酸性を示す。炭素を含む物質の燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物の分解、火山活動などにより 発生する。植物の光合成により酸素に分解される。

南極点で観測が開始された当時(1957年)、大気中の二酸化炭素は約315ppmであったが、現在では約380ppmであり、年々増加している。産業革命以前はおよそ280ppmであった。二酸化炭素の増加が地球温暖化の最大の原因と推定される。

燃料電池

水素と空気中の酸素を化学的に反応させて直接電気を発生させる装置のこと。電気を使う場所で発電するため送電によって発生するエネルギーロス (無駄) がなく、また、従来の発電方式では捨てていた、発電の際に発生する熱もお湯として利用できるため、エネルギー効率がよい。同じ量の電気と熱を使う場合、これまでより二酸化炭素の排出が少なくなる。さらに、騒音が少なく有害な排気ガスの発生もないため、環境に配慮した発電装置として注目されている。

野焼き

廃棄物を処理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することをいう。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれる。ただし、公益若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しない。野焼きに当たらない焼却の例として、風俗習慣上又は宗教上の行事として行うもの、農業、林業等を営む上でやむを得ないもの(籾殻、稲わら、剪定枝など、ただし農業用ビニール等は焼却できない)、たき火、キャンプファイヤー等の軽微なもの、土手等の雑草の焼却、薪ストーブや薪風呂など、廃棄物処理が目的でないものがあげられる。

【は行】

バイオマス

バイオ(生物、生物資源)とマス(量)からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなど。

ハイブリッドカー (ハイブリッド車)

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせて走行する自動車。それぞれの動力の欠点を補完しながら駆動し、例えば減速時のエネルギーを電池等に蓄積し、加速時を主にエンジンの補助動力として再利用することで低公害性及びエネルギー利用効率を図っている。

パリ協定

2015 年フランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21 回締約国会議(COP21)で 採択された気候変動に関する国際条約。2016年11月4日に発効。その内容の第1は、協定全体の目 的とし、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え(2℃目標)、さら に「1.5℃に抑えるための努力を追求する」こと(1.5℃目標)としていることである。第2の長期目標 として、今世紀後半に、世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲に収めるという 目標を掲げている。これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする目標である。さ らに、継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5年ごとの見直しを規定している。

PM2.5

直径 10μ m (μ : マイクロは 100 万分の 1) 以下の浮遊粒子状物質 (SPM) のうち、直径 2.5μ m 以下の微小粒子状物質。SPM は大気汚染の原因となるが、PM2.5 は、SPM の中でも特に粒子が小さいため、呼吸器疾患や循環器疾患、肺がんなど人体への影響がより大きいことが指摘されている。

BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略。河川などの水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量をmg/L で表したもの。数値が高いほど汚濁が進んでいる。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が $10\mu m (\mu : \nabla T)$ マイクロは 100 万分の 1) 以下のものをいう。

フロンガス

正式名称は、フルオロカーボン。炭素とフッ素の化合物で、化学的に安定かつ無毒で不燃性であるため、多くの種類が開発され、洗浄剤や冷媒、発泡剤など工業用途に広く使用されてきた。しかし、フロンガスの中には、オゾン層を破壊する性質をもつ種類や温室効果をもつ種類もあるため、生産・輸出入の規制のほか、フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)によりフロン類の回収・処理・管理が進められている。

放射性物質

放射能を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素若しくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応を起こして生成された放射化物質(たとえばセシウム 137、ヨウ素 131、ストロンチウム 90 など)を指す。

放射線

放射性元素の崩壊に伴い放出される粒子線あるいは電磁波のこと。主にアルファ線、ベータ線、ガンマ線の3種を指す。

放射能

物質から放射線が放出される性質。または、原子核が崩壊して放射線を出す能力のこと。放射能の単位はベクレル(Bq)であり、1Bqは1秒間に1個の原子核が崩壊すること。

【ま行】

マイバッグ

買い物の際に持参する袋・バッグのこと。レジ袋を削減するために、マイバッグ運動として全国的に広まり、一人ひとりが実行できる最も身近な環境保護活動の一つとなっている。

緑のカーテン(グリーンカーテン)

夏季の強い日差しによる住宅等の室温の上昇を抑制するために、ゴーヤや朝顔などのツル植物で窓を 覆うように栽培することからこう呼ばれる。室温の上昇を抑えることにより、冷房器具の使用を控える など、省エネ効果が期待される温暖化対策の一つになっている。

【や行】

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

家庭から出るごみの 6 割(容積比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、 ごみの減量化を図るための法律。すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということ がこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役 割となっている。なお、「容器」、「包装」とは、商品を入れたり包んだりしているもので、中身を出した り使ったりすると不要になるもののことをいい、ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装などがある。

【ら行】

ラムサール条約

ラムサール条約とは、水鳥が多く利用する湿地を保護するための国際条約で、1971年2月2日に制定され、日本は1980年に締約国になりました。「ラムサール条約」という名称は、この条約が作成された地であるイランの都市ラムサールにちなんで呼ばれるようになった通称で、正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。生物多様性に富んだ重要な湿地を世界各国が保全し、湿地の恵みを懸命に利用していくことを目的にしています。この条約で言う湿地には、湖や沼、水田、海岸なども含まれます。

レアメタル

非鉄金属の中で、埋蔵量が少ない金属と、埋蔵量は多くても純粋な金属として取り出すことが難しく流通量が少ない金属元素の総称。ベースメタルと呼ばれる銅や亜鉛、アルミニウムに対し、レアメタルは相対的に消費量が少ないが、家電製品や電気電子機器などに不可欠な金属元素である。

第2次大洗町環境基本計画

2019年3月

発行 茨城県大洗町 編集 生活環境課

〒311-1392

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

TEL 029-267-5111 (代)

FAX 029-266-3577

URL http://www.town.oarai.lg.jp



大洗町イメージキャラクター 「アライッペ」

